

23	オフィスアワーの実施
24	原則として全ての授業で「録画（又は録音）」を行っており、授業終了後の復習等に使用することができるようにしています。また、長時間勉学に励むことができるよう、全学生に対し、休日も含め毎日7時～24時まで使用できる、ゆったりしたスペースの個人専用の机を用意しています。各席でインターネットを利用することが可能であり、予習・復習はもちろん、学生個々のニーズに応じた学習のための情報収集ができます。併せて、個人専用ロッカーも用意しています。
25	本学OBOG弁護士数十名が任意に参加したメーリングリスト「知恵袋」によって、全学生および修了者の学修上の質問に答える機会を設けている。
26	教育補助講師は「教育補助講師室」に常駐して学生の学習相談に対する指導を実施している。さらに、1・2年次には授業の進度に合わせた「補習」、3年次には司法試験に向けた「ゼミ」を開講し、段階的に学修支援を行っている。
27	チューターやAA(アカデミックアドバイザー)によるサポート、教員によるオフィスアワーの実施をしている。
28	プレスクーリング（入学前導入教育）、担任制、修了生によるオンラインサポート、学期末成績を踏まえた専任教員による個別面談、教育補助講師（チュータ）による指導、授業の補修
29	本学出身弁護士アドバイザーによる答案作成演習
30	科目の質問に対応するのにオフィスアワーのみでは十分に対応しきれないため、その拡充として、恒常的に指導学生の学修上の質問に答える「学習指導」の時間を設けている。
32	専任教員による個別答案添削
33	年2回の学内での実力確認試験の実施、民間業者による模擬試験の受験料補助
34	入学前にガイダンスだけでなく、OB・OGや在学生との交流会を行い、法科大学院における学修について具体的なイメージを持ったり質問をしたりする場を設けている。在学中は、科目ごとのアカデミックアドバイザーによるゼミや学修全般の相談や各科目の質問まで幅広く対応するチューターによる学修支援、学生の学修の状況等の情報を集約した学生のカルテともいえるべき「学生カード」を作成し、それを活用した担任による個人面談や科目担当教員による個人指導を行っている。これらの支援は、卒業後法務研修生となってからも受けることができる。

※表記は原文ママ。但し、法科大学院名が直接特定できる文言は削除。削除することによって文意が通じなくなる場合は表現を替え、斜字にて記載している。

※数値は法科大学院を匿名のまま識別するために付された番号。本報告書における他の表においても同様に使用。

表 5-6 法学未修者対象の支援：法科大学院

no	支援内容
1	未修者学修支援室の設置。院長・教務委員長による個別面談の実施。学習方法についての OBOG からの講習会実施。入学前導入教育の実施。個人別に学習状況を記載したカルテを作成し教員が共有
2	法学未修者対象の支援として、導入科目「法律基礎演習」を用意するほか、授業と連動する形での補助教員による授業の進度に合わせた学修方法の指導を実施している。
3	未修者用のチューターゼミ
4	入学前指導において、学習方法も含めて丁寧な指導を行っている。
5	若手弁護士等（修了生）による法律文書作成指導
6	未修者教育をより一層充実させるという観点から、未修1年次の学生に対して、担任制度を設けている。各学生に対して主担任教員及び副担任教員をそれぞれ1名充て、1年次在学中は夏学期末、冬学期末に面談を行う。面談において、学生は教員に対して学修状況を報告し、教員は、当該学生に対して適切な指導を与える。
7	未修者チューターを配置している。
9	・入学までに期待される事前学習についての指示（必読文献リスト）の合格通知に同封 ・入学前の授業見学会を実施（事前学習の方法等を説明） ・開講前集中講座において、「司法制度の概要」及び「法情報調査1」の履修を義務付けるなど、1年次に配当される法律基本科目の学習をスムーズに開始することができるよう、特段の配慮 ・法科大学院を修了して法政理論専攻博士後期課程に進学又は編入学した学生を法科大学院教育補助スタッフとして採用し、小テストの実施を行い知識の定着を促している。 ・未修者キャリアサポート・学習サポート懇談会を企画・開催し、法学未修者の進路状況、法科大学院での学習や司法試験に向けた準備の在り方等について説明
11	未修者スタートアップ・プログラムとして、入学後1年間はもとより、入学前・2年次進学後も含めて、きめ細やかな学習支援を実施している
12	OBOG 弁護士を学修アドバイザーとして配置している。
14	法律基本科目における中間テストの実施、個別学修指導の実施、進級率のチェック等を行い、スムーズに2年次・3年次へ進級できるようにしている。
15	指導教員によるきめ細やかな指導
19	1年次の未修者コースでは、学生3名ないし4名に1人の指導補助教員を配置し、グループごとに丁寧な指導を目指している。
20	法学を学び法曹を目指すうえでの導入科目および論文作成の基礎を学ぶ科目の必履修化
21	特になし。
23	「フォローアップ演習」の実施

24	未修者教育で最大の効果を期待できる少人数教育を前提にしつつ、さらに法学部の協力を得て、未修者の学習をバックアップする体制を構築しています。また、未修者を主な対象とした正課外の講座として、行政法、民事訴訟法、刑事訴訟法の基礎重点講座や、本学出身の現役弁護士による文章の表現力を上げるための課外講座等も実施しています。
25	上記とは別に、未修者のみを対象とする「弁護士チューター」制度も設け、1名のOBOG弁護士が学生2~3名を担当して学習相談に応じることとしている。
26	法学未修者のみを対象の支援は行っておらず、全学生対象の支援に網羅している。
27	法学未修者を対象として入学前にアカデミックアドバイザーによる「導入講義」の実施やゼミを実施している。
28	共通到達度確認試験を利用した個別学修指導
29	本学出身弁護士アドバイザーによる学修指導
30	入学前導入教育において、純粋未修者に対する指導を行っている。
32	必修科目直後のオフィスアワー設置
33	教学補佐(上級生)による勉強会、春学期の定期試験前の学習指導
34	入学前教育においては、憲法、民法、刑法の学修方法についてのプレセミナーを行うだけでなく、法律全般の学修に必要な技術である法情報検索、法文書作成についてのプレセミナーも行っている。

※表記は原文ママ。但し、法科大学院名が直接特定できる文言は削除。削除することによって文意が通じなくなる場合は表現を替え、斜字にて記載している。

※番号は法科大学院を匿名のまま識別するために付された番号。本報告書における他の表においても同様に使用。

また、法科大学院の教育効果、教育目標を達成するうえで学生の学習モチベーションの維持（学修意欲の喚起）は不可欠であり、かつバーンアウトや精神疾患等による学習離脱等のリスクを予防する上でメンタルヘルスに関する支援は重要である。表 5-7 における各法科大学院の取り組みを参照すると学期毎の面談や学修到達状況の多面的な把握等を通じて、目標設定の支援や学修面、メンタル面における課題の早期発見やカウンセラー等専門家との連携を実施している。

表 5-7 学習モチベーション維持：法科大学院

no	取り組み内容
1	法学研究科及び大学全体のメンタルヘルス対応を学生に 周知し、必要な場合は教員が学生に付き添って メンタルヘルスの専門家へ対応を引き継いでいる。
2	法学未修者対象の支援として、導入科目「法律基礎演習」を用意するほか、授業と連動する形での補助教員による授業の進度に合わせた学習方法の指導を実施している。メンタルヘルス対策としては、専門のスタッフによる学生心理相談室を開設している。
3	学生と教員 1 対 1 の個別担任制の導入
4	クラス担任制を採用しており、適宜、担任教員がクラス会を開催している（オンライン開催も含む）。また、原級留置者に対しては、担任教員が面談を実施し、学修計画の作成・助言を行っている。そのほか、担任教員と学務委員が連携し、必要に応じ、学生との面談を実施している。
5	教育支援室・学習相談室の設置
7	アドバイス教員面談を、前期・後期各 1 回実施している。
8	未修 1 年次学生を対象として、学期末試験後に教員チームが個別面談を実施して学習方法のアドバイスやメンタル面のケアを行っている。
9	各学期はじめにその前の学期の定期試験に関する結果説明会を開催し、司法試験合格率との相関関係を説明するなどして、本法科大学院の学修に前向きに取り組むよう定期的に促しているほか、そうした機会をとらえて、レベル別の学修の仕方等につき概括的ながら助言を行っている。
10	コンタクト・ティーチャー制度（教員 1 人当たり 10 名程度の学生を担当）を通じて各学期に 1 回の面談を実施し、学生の状況把握に努めている。
11	入学後に複数回、全学生との面談を行っている。特に未修者については頻度を高めている。
12	毎年 4 月にメンタルヘルス講演会を実施。 ・学期ごとに研究科長と教務委員長による学生面談を実施している。
13	学生 1 人に対して教員 2～3 人をチューターとして配置し学修のみならず学生生活全般にわたる個別指導を行うため、前記及び後期に面談を実施。 ・実務法学専攻長、副専攻長による、個々の学生の学修の到達状況を確認し学修プラン等を助言する面談を実施。 ・学長裁量経費を獲得することにより、学生自習室をリニューアルし、学生の学修モチベーション向上を図っている。
14	入学時に学生グループを作らせ、グループ課題を与えることで、早期に学生同士のつながりを作っている。また、毎年度個別学修指導を行うことで、苦手科目の確認や対策アドバイス等を行っている。
15	毎学期ごとの指導教員との個人面談の実施、若手弁護士との交流の機会の設定

16	学生相談室を設置し、希望者にはカウンセラーによる学生のメンタルケアも行っている。
17	学修についての教員との懇談会
19	1年次の未修者コースでは学生3名ないし4名に1人の指導補助教員を配置し、授業の補完だけでなく、勉強の仕方等についても気軽に相談できる体制を整備している。
20	専任教員が個別に学生の担任となる他、修了生弁護士が学習方法等の個別相談に応じる担任補佐制度、外国籍の修了生による留学生のための学習方法ガイダンスの実施等の取組をしている。
21	2か月に1回のクラス面談により、学生の学習状況、生活状況を把握し助言を行っている。
22	学生からの要望があればアカデミックアドバイザー教員による面談は随時実施している。1, 2か月に1回程度教員とチューターの間の意見交換を行っている。チューターによる面談等は随時実施している。
23	個別面談の実施
24	司法試験に近年合格し、現役弁護士としても活動している助教が、アカデミックアドバイザーとなり、オフィスアワーを設定し、学生からの学修方法や、生活面等、広範囲の相談に対応しています。また、深刻な心理的な悩みや問題についての相談は、法学部の「学生支援室」で、心理カウンセラー（臨床心理士）が、相談内容の秘密を厳守し対応しています。
25	小規模の法科大学院であるから、クラス担任や科目担当者が随時学生の相談に応じる習慣が定着し、かなり機能しているほか、上記のようなOBOG弁護士による支援システムにおいても、学生のメンタル面の相談にも応じている。
26	日常的には、教育補助講師が教育補助講師室に常駐しており、学習方法等のアドバイスをを行っている。また、年に2回、クラス担任・副担任（専任教員及び教育補助講師）が学生個別面談を行っており、学習相談のみならず、日々の悩みや不安等について相談できる場を設けている。
27	アカデミックアドバイザーによるパートナーゼミを実施している。
28	専任教員による担任制度や学期末の個別面談により、学生の学習状況や生活状況を随時把握するとともに、すべての在學生に法科大学院修了者をメンターとして割り当て、オンラインで随時相談等できるサポート制度を導入している。
29	・司法試験合格者による合格体験談を聴く会の実施 ・メンタルヘルス対策 学部生と同様に大学院生（法科大学院生を含む）に対しても学生生活をはじめ人間関係やこころの問題などで相談をしたいと思ったときに自由に話せる学生相談室を保健センターに設置している。学生相談室には、精神科学校医ならびに専門カウンセラー

	が常駐し、様々な相談に対応し、学生のメンタルヘルスをおこなっている。また、保健センター・大学生生活支援室において個別学修支援や学生のモチベーション維持を含めた各種メンタルヘルス講座を開設している。
30	特になし。
32	クラス担任制において担任教員と希望する学生とで適宜面談を行い、学修計画や学修方法のアドバイス、また学業成績に基づいた指導等を行っている。
33	カウンセラーが週1日常駐しており、予約制で学生が相談する機会を提供している。また、それ以外にも進路などに特化したキャリアカウンセラーへの相談ができる。全学の部署との連携も行っている。
34	年に4回担任による個人面談を行い、学修上の悩みなどを聞き、アドバイスをしたり励ましたり、法科大学院への要望を聞いたりしている。特に、成績発表後には、その学期の振り返りを行い、これからの学修方法について学生とともに考えている。また、面談においては、司法試験合格までのビジョンを描かせ、モチベーション維持にも取り組んでいる。

※表記は原文ママ。但し、法科大学院名が直接特定できる文言は削除。削除することによって文意が通じなくなる場合は表現を替え、斜字にて記載している。

※番号は法科大学院を匿名のまま識別するために付された番号。本報告書における他の表においても同様に使用。

3. 3. 2 経済的支援

法科大学院の85.3%（34法科大学院中29校¹⁵）が、法科大学院生のみを対象とした奨学金制度等を案内しており、修了生のアンケートにおいて、経済的負担軽減のための制度利用率は65.8%であった（表6-1）。

表6-1 奨学金や入学金・学費免除等の経済的負担軽減のための制度利用
：修了生アンケート

単位：%

	回答数	割合
全体	(748)	
利用した	492	65.8
利用していない	245	32.8
無回答	11	1.5

また、法科大学院を検討する際に奨学金等の経済的支援を重視した割合（図6-1）をみると、既修者、未修者ともに30%台以下の割合に留まっており、経済的負担軽減のための制度利用率の65.8%と比べて低い。

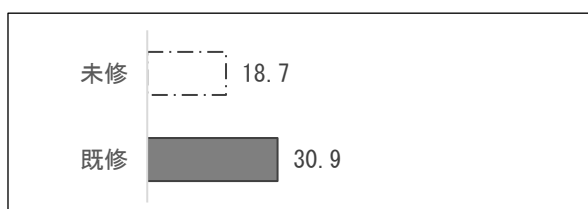


図6-1 法科大学院を検討する際に奨学金等の経済的支援を重視した割合
：修了生アンケート 単位：% n=748

¹⁵ 文部科学省：令和4年度法科大学院関係状況調査「11_修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置」https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houka/mext_00004.html

表 6-2 法科大学院を検討する際に奨学金等の経済的支援を重視した割合
 : 修了生アンケート 単位 : % n=748

単位 : %

		回答数	法曹資格 所有者数	奨学金等の 経済的支援を 重視
未修・既修 x 進 学の際に奨学金 を重視	未修	(332)	(180)	18.7
	既修	(408)	(257)	30.9
	全体	(748)	(439)	25.1

しかしながら、2007 年度 - 2011 年度修了生と 2017 年度 - 2021 年度修了生を比較した図 6-2 における既修者の割合は、2017 年度 - 2021 年度修了生が 21.2 ポイント高くなっている。また、未修者においても、9.2 ポイント高くなっており、両者とも経済的支援に対する関心やニーズが増えていることが推察される。

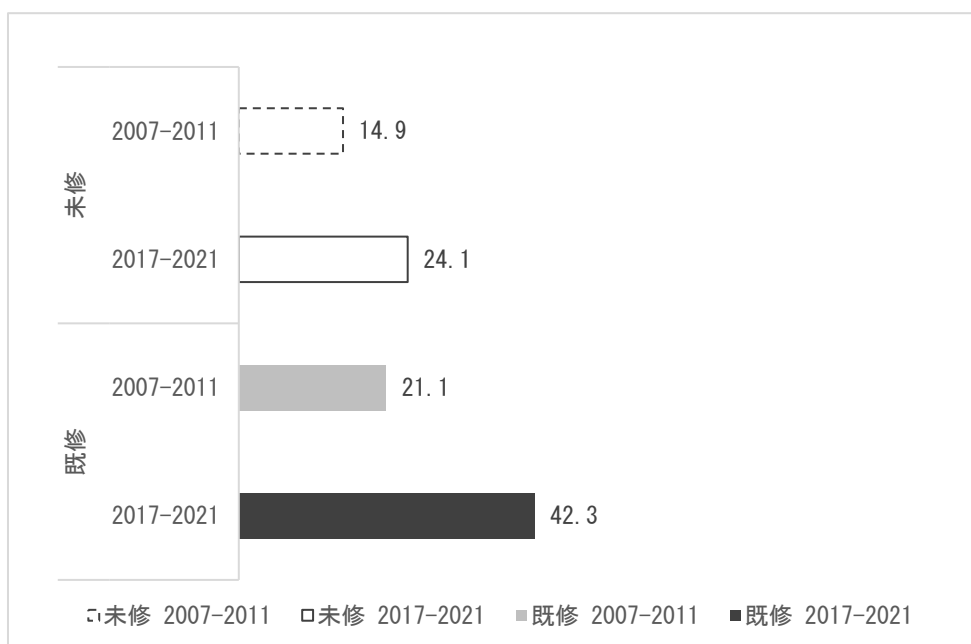


図 6-2 法科大学院を検討する際に奨学金等の経済的支援を重視した割合
 : 修了生アンケート 単位 : % n=426

表 6-3 法科大学院を検討する際に奨学金等の経済的支援を重視した割合
： 修了生アンケート

単位：%

			回答数	法曹資格 所有者数	奨学金等の経済的支援
未修・既 修 x 進 学の際に 奨学金を 重視	未修	小計	(201)	(105)	18.9
		2007—2011	(114)	(76)	14.9
		2017—2021	(87)	(29)	24.1
	既修	小計	(225)	(122)	36.9
		2007—2011	(57)	(53)	▼21.1
		2017—2021	(168)	(69)	△42.3
	全体		(426)	(227)	

3. 4 キャリア支援

3. 4. 1 キャリアの多様化

修了生アンケートにおける勤務先の割合については、既修者、未修者共に法律事務所が最も多く、それぞれ未修者 41.3%、既修者 44.6%となっている（図 7-1）。

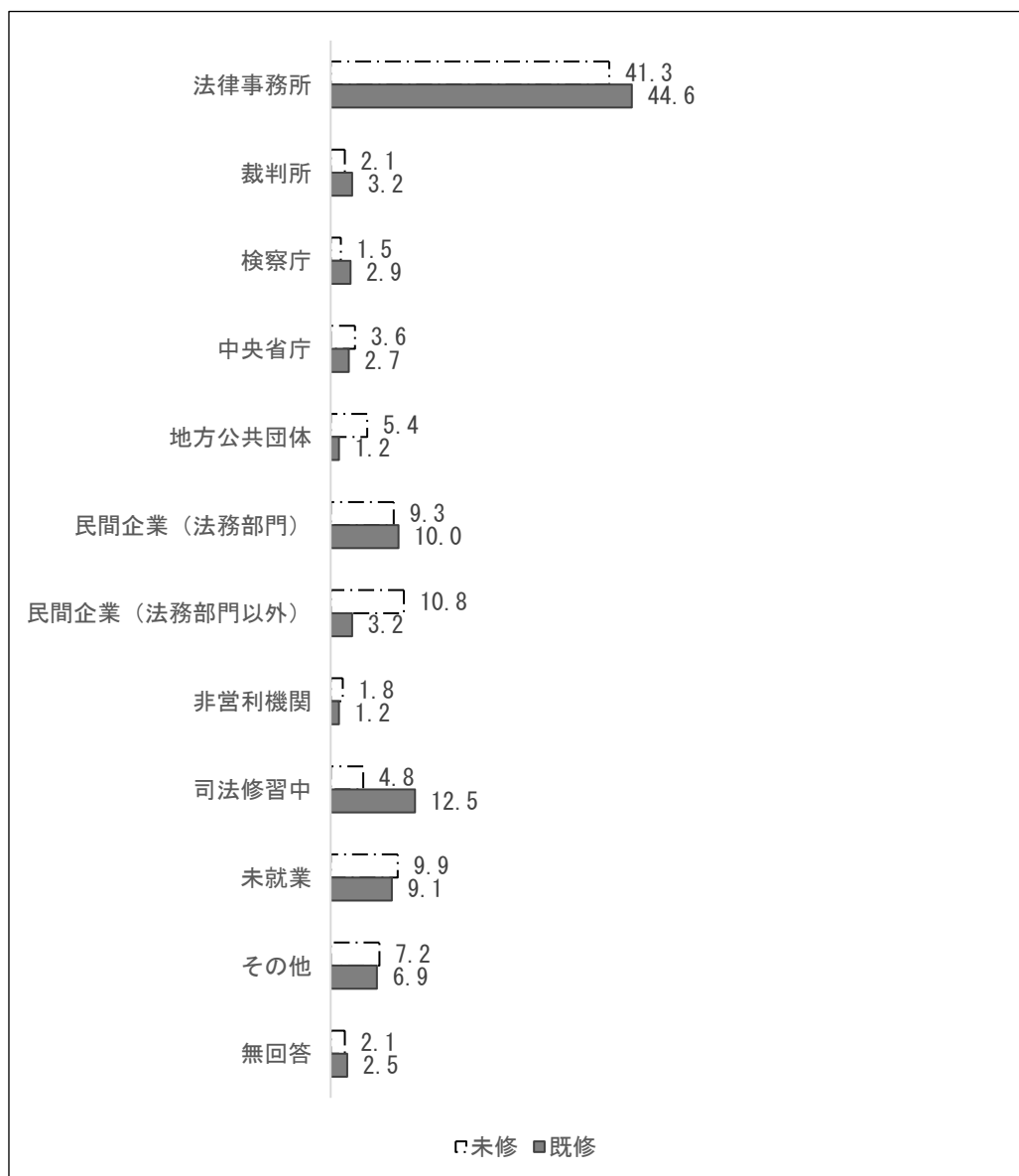


図 7-1 勤務先：修了生アンケート 単位：% n=748

表 7-1 勤務先：修了生アンケート

単位：%

		回答数	法曹資格所有者数	法律事務所	裁判所	検察庁	中央省庁	地方公共団体	民間企業（法務部門）
未修・ 既修× 勤務先	未修	(332)	(180)	41.3	2.1	1.5	3.6	5.4	9.3
	既修	(408)	(257)	44.6	3.2	2.9	2.7	1.2	10.0
	全体	(748)	(439)	42.9	2.7	2.3	3.1	3.1	9.6

		回答数	法曹資格所有者数	民間企業（法務部門以外）	非営利機関	司法修習中	未就業	その他	無回答
未修・ 既修× 勤務先	未修	(332)	(180)	10.8	1.8	4.8	9.9	7.2	2.1
	既修	(408)	(257)	3.2	1.2	12.5	9.1	6.9	2.5
	全体	(748)	(439)	6.6	1.5	9.0	9.4	7.0	3.1

2007年度 - 2011年度修了生と2017年度 - 2021年度修了生の比較において、2017年度 - 2021年度修了生の項目は、「司法修習中」の修了生が多いため、他の勤務先の割合は相対的に低くなっている（図 7-2）。2017年度 - 2021年度修了生における「司法修習中」は未修者 16.1%、既修者 26.8%となっており、司法試験合格率の高い既修者の割合が高くなっている。

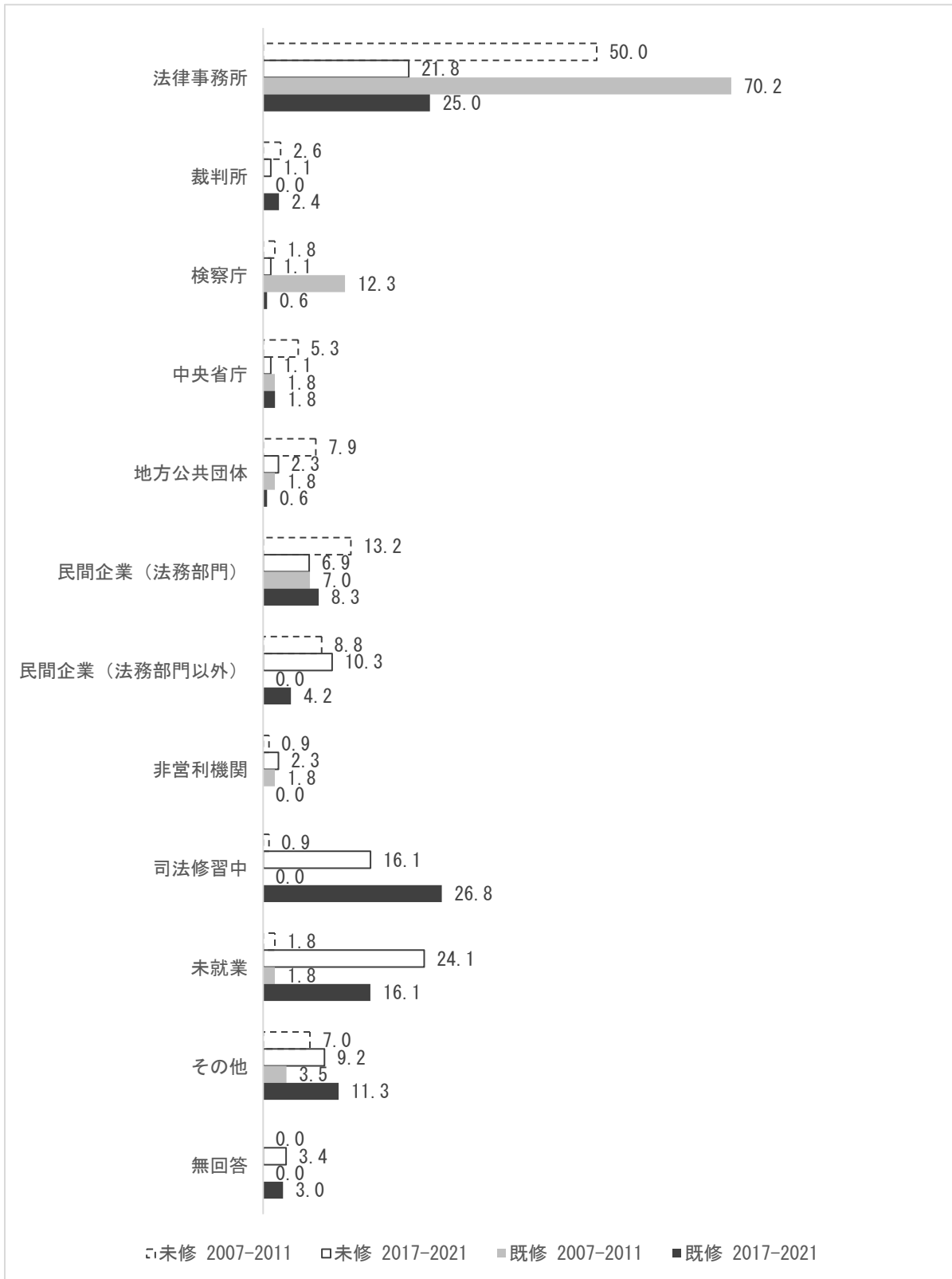


図 7-2 勤務先：修了生アンケート 単位：% n=426

表 7-2 勤務先：修了生アンケート

単位：%

		回答数	法曹資格所有者数	法律事務所	裁判所	検察庁	中央省庁	地方公共団体	民間企業（法務部門）	
未修・ 既修× 勤務先	未修	小計	(201)	(105)	37.8	2.0	1.5	3.5	5.5	10.4
		2007—2011	(114)	(76)	▲50.0	2.6	1.8	5.3	7.9	13.2
		2017—2021	(87)	(29)	▼21.8	1.1	1.1	1.1	2.3	6.9
	既修	小計	(225)	(122)	36.4	1.8	3.6	1.8	0.9	8.0
		2007—2011	(57)	(53)	▲70.2	0.0	▲12.3	1.8	1.8	7.0
		2017—2021	(168)	(69)	▼25.0	2.4	▼0.6	1.8	0.6	8.3
全体		(426)	(227)	37.1	1.9	2.6	2.6	3.1	9.2	

		回答数	法曹資格所有者数	民間企業（法務部門以外）	非営利機関	司法修習中	未就業	その他	無回答	
未修・ 既修× 勤務先	未修	小計	(201)	(105)	9.5	1.5	7.5	11.4	8.0	1.5
		2007—2011	(114)	(76)	8.8	0.9	▼0.9	▼1.8	7.0	0.0
		2017—2021	(87)	(29)	10.3	2.3	▲16.1	▲24.1	9.2	3.4
	既修	小計	(225)	(122)	3.1	0.4	20.0	12.4	9.3	2.2
		2007—2011	(57)	(53)	0.0	1.8	▼0.0	▼1.8	3.5	0.0
		2017—2021	(168)	(69)	4.2	0.0	▲26.8	△16.1	11.3	3.0
全体		(426)	(227)	6.1	0.9	14.1	12.0	8.7	1.9	

法学部生（法曹コース在学学生アンケート）の希望する就職先を確認すると、修了生の就職先と同様、法律事務所への就職希望が最も多くなっている。一方で、企業法務への就職希望は30.6%と修了生の就職先と比べて多い（図7-3）。企業法務等のキャリアについては、組織内弁護士（インハウスロイヤー）の他、法曹資格を採用の要件とされない場合もあり、法科大学院生にとって、法曹資格を取得できなかった場合の次善のキャリアとして認識される場合もある。企業法務、非営利機関（医療、教育機関等）において組織内弁護士（インハウスロイヤー）として就業する弁護士数¹⁶は、登録弁護士全体の6.7%（2022年）となっているが、その数は急速に増えており、企業における法律の専門家の需要が拡大している。

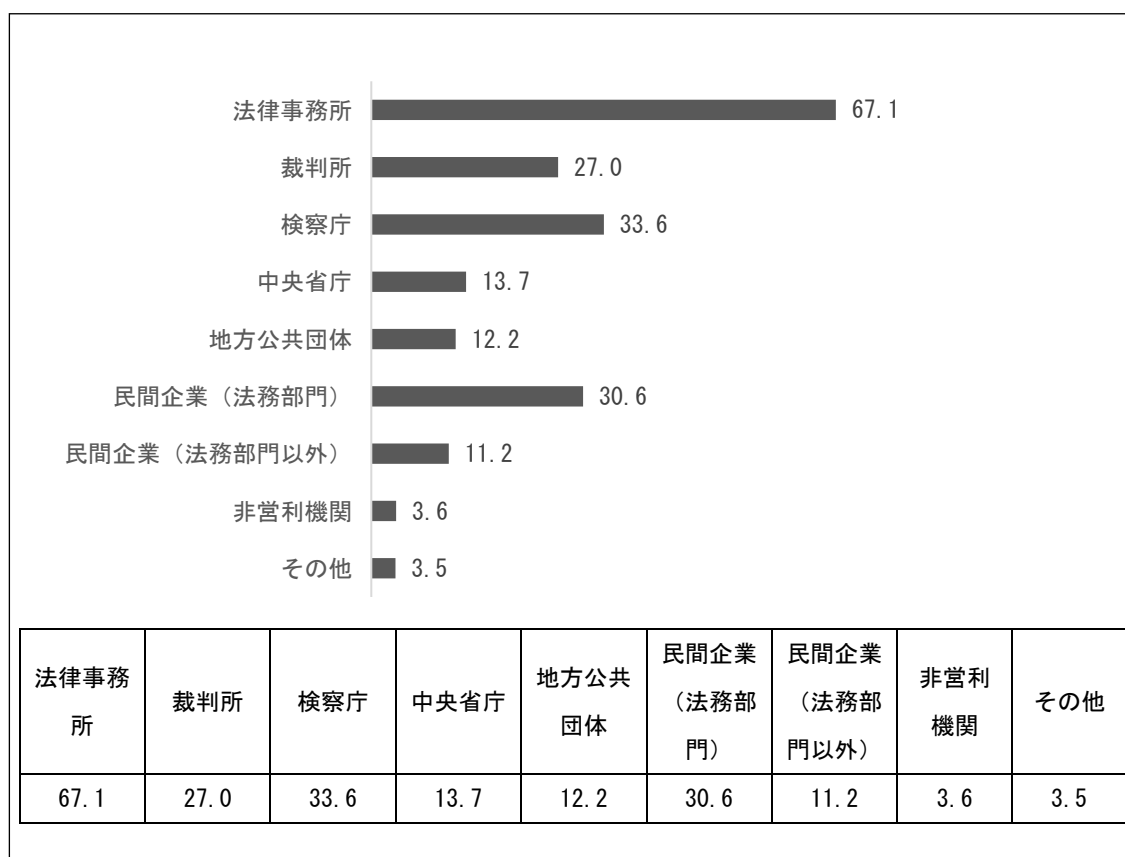


図7-3 希望する就職先：法曹コース在学学生アンケート 単位：% n=633

¹⁶ 日本組織内弁護士協会のデータによれば2002年80名、2012年771名、2022年2965名となっている。また、本調査研究における組織内弁護士（インハウスロイヤー）とは、日本組織内弁護士協会における次の定義を参照している。「日本法に基づく会社、外国会社の日本支社、特殊法人、公益法人、事業組合、学校法人、国立大学法人等、国と地方自治体以外のあらゆる法人に役員又は従業員として勤務する弁護士のうち、当該法人の所在地を自身の法律事務所所在地として弁護士登録している者」：
<https://jila.jp/wp/wp-content/themes/jila/pdf/transition.pdf>

また、企業における法律の専門家の需要拡大に対応する取り組みとして、主に展開・先端科目の工夫や企業と連携した取り組みがある（表 7-3）。

表 7-3 展開・先端科目における工夫

no	工夫内容
1	知的財産法に注力している。
2	展開・先端科目については、本法科大学院の規模からすると多種多様な科目のラインナップを用意している。多様性社会と法演習は、特色ある講義科目として、以前から特に力を入れている。
3	他の国立3大学と単位互換協定を締結して、多様な展開・先端科目の履修を可能としている。
4	身近な法律問題を重視し、環境法、租税法、消費者法を開講しているほか、医学部等の教員が担当する「精神医学と法」も設けている。
5	多種・多様な科目展開
6	3年次に選択コースとして、ビジネスローに関するコースを置く。このコースを選択した学生は、千代田区神田一ツ橋にあるキャンパスに週1日通学し、14単位相当分の科目について、先端的なビジネス法務関連科目を履修する。このコースでは、ビジネスローに関する専攻の教員の協力の下に、弁護士などの実務家教員が関与し、最新の実務に即した教育がなされる。
7	紛争とその法的解決Ⅰ、紛争とその法的解決Ⅱ
8	「国際的視野と能力をもった法曹」の養成を目的とした「法整備支援論」、「外国人と法」といった科目、また、「企業法務に通用する法曹」の養成を目的とした「金融法」、「ビジネス・プランニング」といった科目を開講している。
10	個々の学生の法曹像・キャリアプランに基づく様々なニーズに対応するべく、多種多様な科目を展開している。とくに学生の関心が高いと思われる「知的財産法」「ビジネス法」に関する科目を充実させるとともに、3つのモデルカリキュラム（「知的財産権プログラム」、「企業財務プログラム」、「経営支援プログラム」）を提供している。
12	企業、医療法人等の組織内で必要とされる組織内法務の教育を特色としており、地域組織内法務や医療福祉分野におけるネットワーク・セミナーの関連科目を開講している。
13	債権回収法、企業金融法、社会保障法、消費者法など、市民・企業活動に関する科目が比較的充実。
14	実践的で多様な実務教育を行い、様々な専門性を持った法曹の要請を実現するため、地元弁護士会等と連携して、「ジェンダーと法」、「倒産法実務」等、特色ある展開・先端科目（実務家教員の担当によるものが多い）を開講している。

15	「米軍基地法」、「沖縄企業法務」、「沖縄金融法務」など、地域特性を活かした授業科目の開講、「性の多様性の尊重と法」の開講、ハワイに2週間滞在し、ハワイ大学ロースクールの授業を受ける「英米法研修ハワイプログラム」の開講。
19	展開・先端科目として、ワークショッププログラムやフォーラムプログラムで少人数の実践的・総合的な法律理論・実務教育を実施している。
20	社会経済法系・国際関係法系・環境法系の3群からなる多彩な科目を揃えている。特に、国際法系・環境法系科目は国内有数の開設数であり、現代社会のニーズに応える幅広い視野と応用力を養うことを企図している。
21	金融商品取引法、保険法、消費者法。金融やビジネスに関し、豊富な科目群を用意している点が本法科大学院の特色になる。
23	「政策形成と法」は、各授業で行政機関等の第一線で活躍されている実務経験豊富なゲストスピーカーを招聘している。時代特性を踏まえた、最新の法的問題とその解決方法について講義をして頂いており、現代諸問題を多角的に捉える視点を養成することを目的としている。
24	「企業法務」、「医療」、「知的財産」、「環境」及び「労働」の5分野は、いずれも現代社会が法曹にその専門性の発揮を強く求めている分野です。実務に就いたときに、特色を持つ法曹として活躍する基礎を築けるよう履修モデルを組んでいます。また、来るべき法化社会では①ホームロイヤーと②ビジネスロイヤーの分野が巨大なリーガルマーケットに成長することが予想されます。市民や日本経済を支える中小企業にも親しまれる身近なホームロイヤーの育成と、会社法・金融商品取引法・倒産法などの諸法を有機的に使いこなせるプロフェッショナルなビジネスロイヤーの育成もめざしています。
26	本学は初の女性法曹を輩出した大学ということもあり、司法試験の選択科目ではないが、ジェンダー法に力を入れている。具体的には、本学専任教員がオムニバス形式で専門分野のジェンダー法に係る部分を授業する「ジェンダー法Ⅰ」と、第一線で活躍する実務家を招聘し、オムニバス形式で授業を展開する「ジェンダー法Ⅱ」を開講している。
27	・司法試験選択科目はもちろんのこと、司法試験選択科目以外の科目も多数設置している点が特徴的である（詳細は研究科案内やシラバスをご参照いただきたい）。これは、学生が自分の将来目指す法曹像を意識しながら、それに必要な応用的・発展的な素養を身につけられるようにするためである。
28	企業法務に注力しており、企業法に関連する先端分野のカリキュラム編成が多様である。
29	本法科大学院のモットーである「人間の尊厳のために」を实践すべく、「少年法」「医療と法」等を配置。

30	司法試験の選択科目のほか、先端的法領域に関する科目を多数設置している。特に、寄付講座として開講されている「信託法」は、多くの学生が履修している。
31	外国法務演習Ⅰ、現代法務特殊講義（京都セミナー）
32	多くの科目で入門科目としての講義1を配置し、学生に多様な先端的法分野を学ばせると同時に、講義2（科目によってはさらに講義3）および演習を配置して、学生に当該法分野についてより深い専門的知見を得ることができるよう配慮している。また、外国法に関する知見の修得と国際的視野の養成を図るため、中国ビジネス法を専門とする実務家教員による講義・演習科目のほか、国際契約実務、ビジネス法律英語の講義科目、涉外法律実務の演習科目を設けている。
34	子どもをめぐる問題を学ぶ「子どもの権利」や様々なハラスメント問題を扱う「ハラスメント問題の法律実務」など横断的視点を重視した科目を置き、それらを経験豊富な弁護士が担当している。

※表記は原文ママ。但し、法科大学院名が直接特定できる文言は削除。削除することによって文意が通じなくなる場合は表現を替え、斜字にて記載している。

※番号は法科大学院を匿名のまま識別するために付された番号。本報告書における他の表においても同様に使用。

3. 4. 2 法科大学院のキャリア支援

法科大学院におけるキャリア支援について、「インターンや採用等に関する情報提供」は、88.2%、「就職ガイダンスの実施」や「修了生・実務家等との座談会・就職相談会の実施」は50%以上の法科大学院が取り組んでいる（図8-1）。

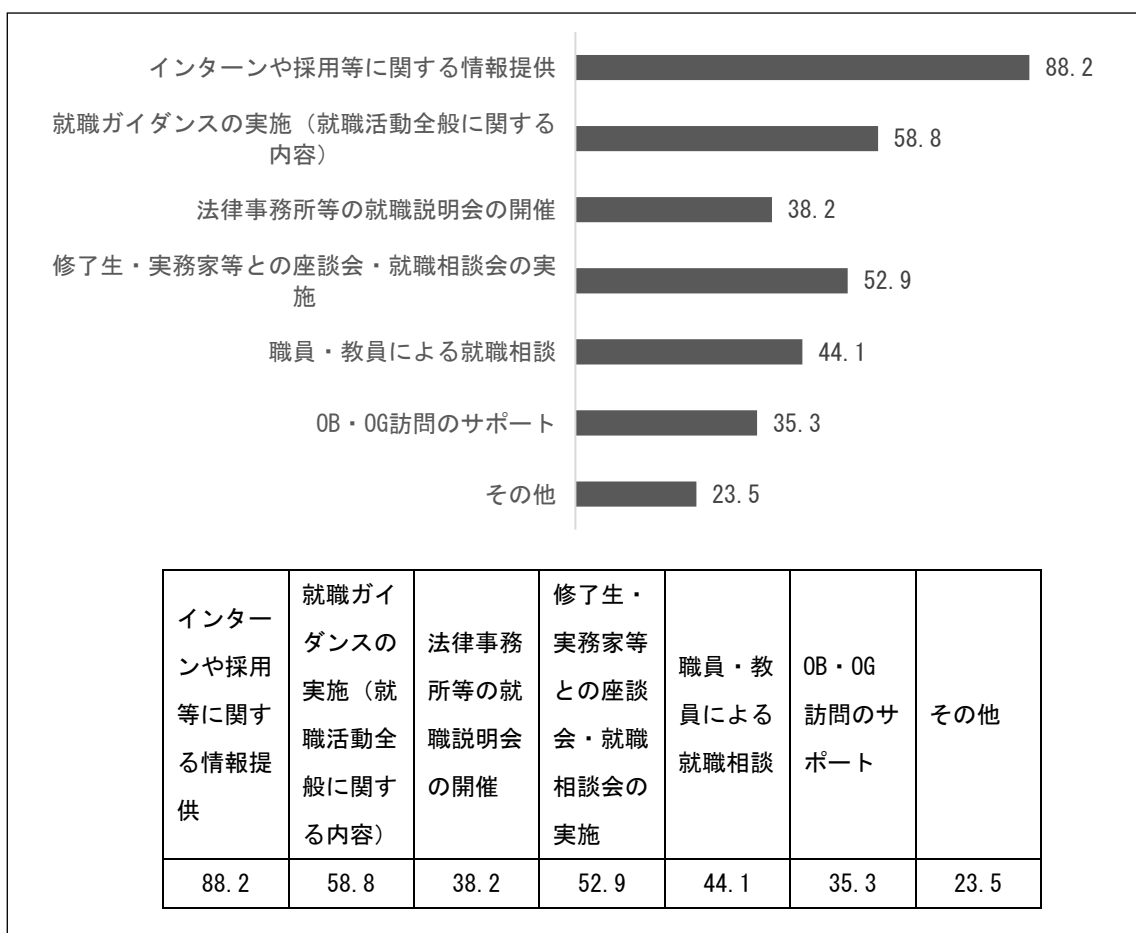


図8-1 法科大学院で実施しているキャリア支援：法科大学院 単位：% n=34

また、図8-2において、修了生アンケートにおけるキャリア支援の満足度を集計した。図8-2では、「非常に満足」と「満足」の回答を「満足」、「不満」と「非常に不満」の回答を「不満」として集約している。満足については、未修者が21.4%、既修者は30.6%となっており、既修者の方が高い。最も多い回答を得たのは、未修者、既修者とも「どちらとも言えない」の回答であった。

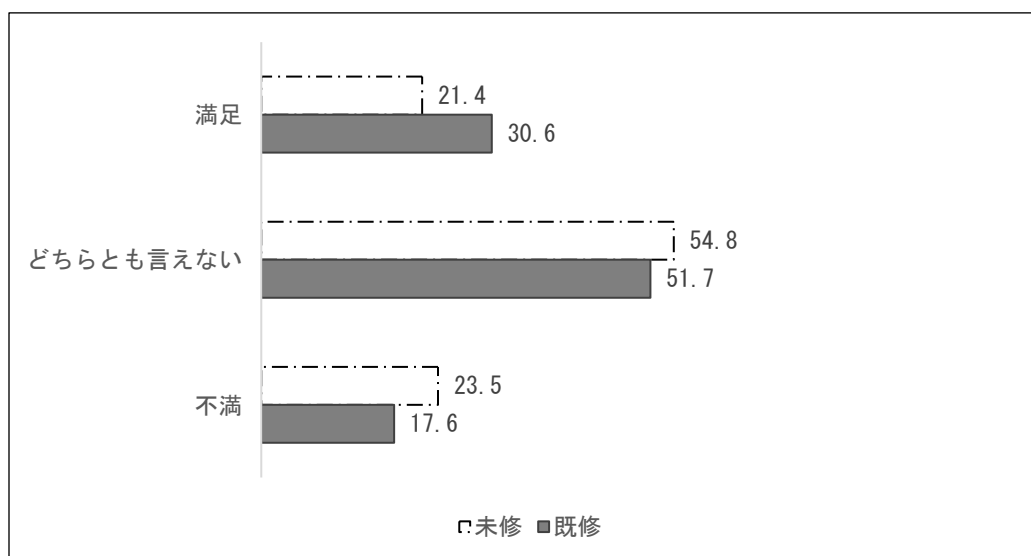


図 8-2 キャリア支援の満足度：修了生アンケート 単位：% n=748

表 8-1 キャリア支援の満足度：修了生アンケート

単位：%

		回答数	法曹資格所有者数	満足	どちらとも言えない	不満
未修・既修× キャリア満足	未修	(332)	(180)	21.4	54.8	23.5
	既修	(408)	(257)	30.6	51.7	17.6
	全体	(748)	(439)	26.2	52.9	20.1

※無回答を除く

2007年度 - 2011年度修了生と2017年度 - 2021年度修了生を比較した図 8-3 を見ると、未修者の「満足」について、2007年度 - 2011年度修了生の16.7%に対して、2017年度 - 2021年度修了生は34.5%であり、「満足」の割合が増えている。同時に、未修者の「どちらとも言えない」と「不満」は減っている。

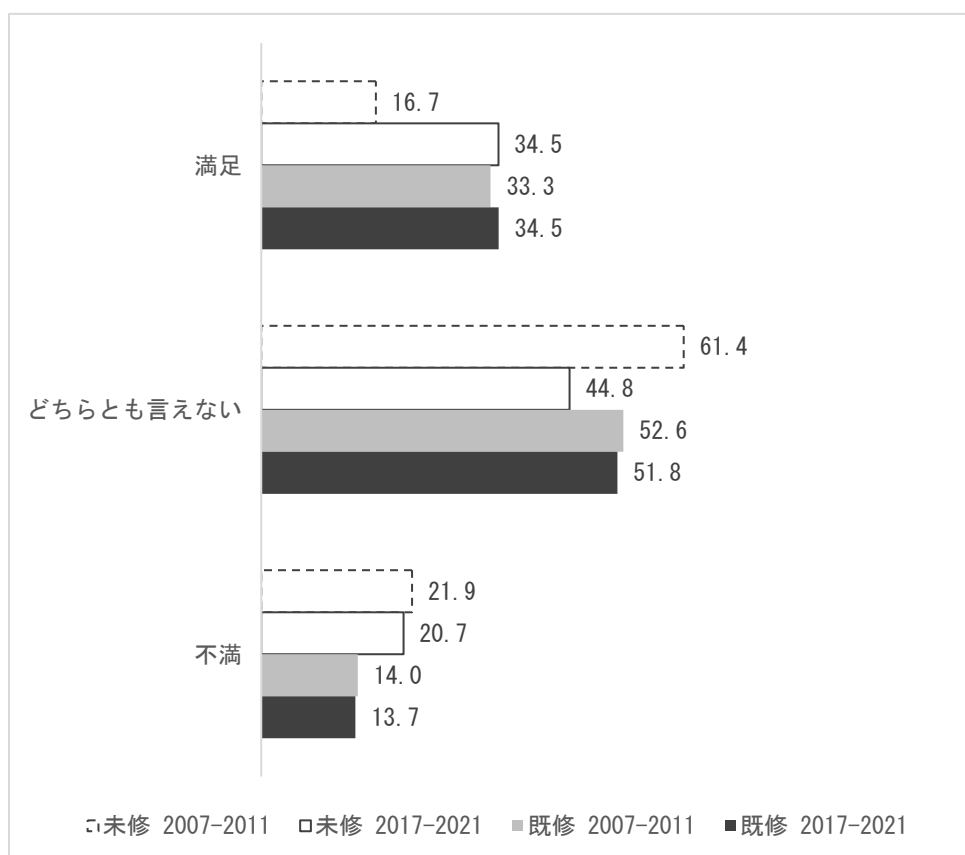


図 8-3 キャリア支援の満足度：修了生アンケート 単位：% n=426

表 8-2 キャリア支援の満足度：修了生アンケート

単位：%

		回答数	法曹資格所有者数	満足	どちらとも言えない	不満	
未修・既修 x キャリア満足	小計	(201)	(105)	24.4	54.2	21.4	
	未修	2007—2011	(114)	(76)	16.7	61.4	21.9
		2017—2021	(87)	(29)	34.5	44.8	20.7
	既修	小計	(225)	(122)	34.2	52.0	13.8
		2007—2011	(57)	(53)	33.3	52.6	14.0
		2017—2021	(168)	(69)	34.5	51.8	13.7
	全体	(426)	(227)	29.6	53.1	17.4	

各法科大学院が実施しているキャリア支援に対する学生の参加率（図 8-4）を見ると、最も多く実施されている「インターンや採用等に関する情報提供」、「就職ガイダンス」においても 20%台に留まっており、「いずれも参加・活用していない」の回答割合は 40%台に上っている。キャリア支援の満足度において、「どちらとも言えない」の回答が多い理由の一つとして、キャリア支援に対する学生の参加率の低さが考えられる。

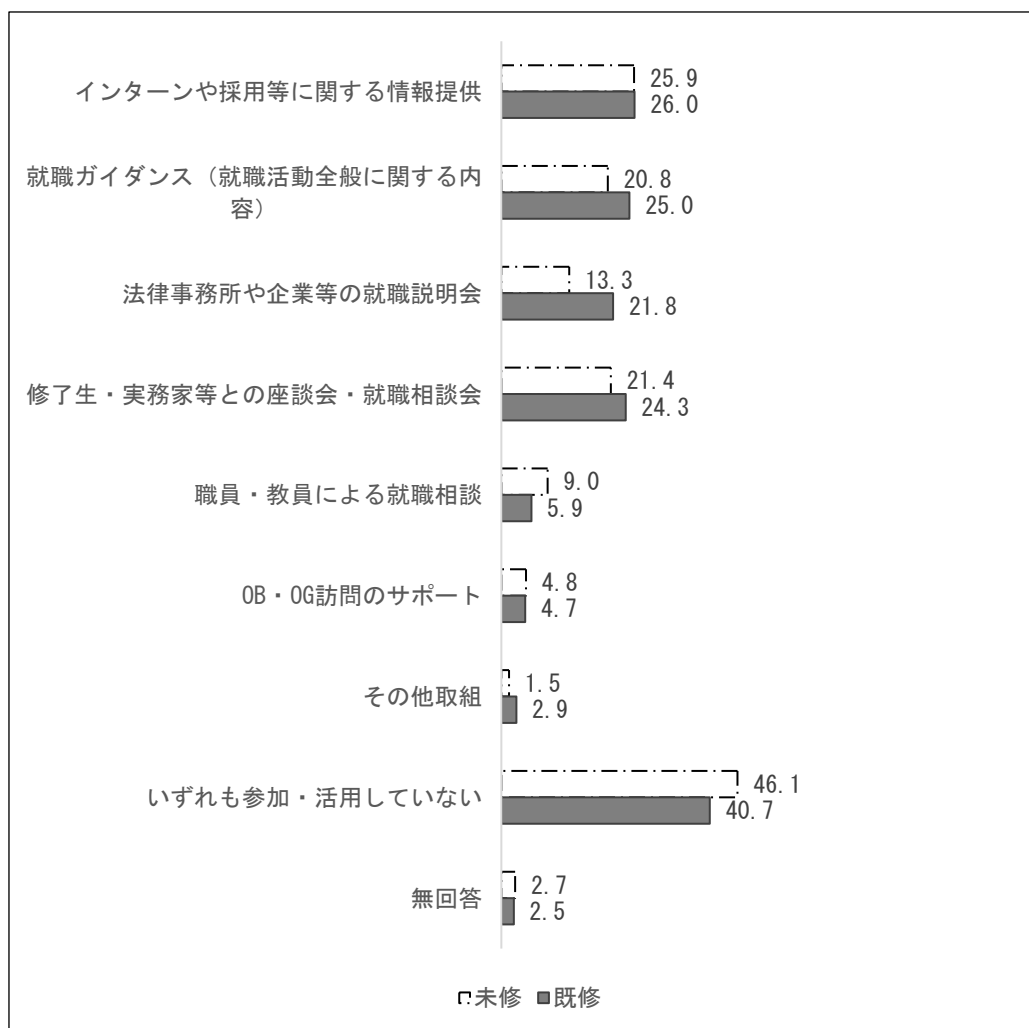


図 8-4 キャリア支援の利用/参加：修了生アンケート 単位：% n=748

表 8-3 キャリア支援の利用/参加：修了生アンケート

単位：%

		回答数	法曹資格所有者数	インターンや採用等に関する情報提供	就職ガイダンス（就職活動全般に関する内容）	法律事務所や企業等の就職説明会	修了生・実務家等との座談会・就職相談会	職員・教員による就職相談
未修・既修× キャリア支援参加	未修	(332)	(180)	25.9	20.8	13.3	21.4	9.0
	既修	(408)	(257)	26.0	25.0	21.8	24.3	5.9
	全体	(748)	(439)	25.7	22.9	17.8	22.7	7.2

		回答数	法曹資格所有者数	OB・OG訪問のサポート	その他取組	いずれも参加・活用していない	無回答
未修・既修× キャリア支援参加	未修	(332)	(180)	4.8	1.5	46.1	2.7
	既修	(408)	(257)	4.7	2.9	40.7	2.5
	全体	(748)	(439)	4.7	2.3	43.0	3.2

しかしながら、2007年度 - 2011年度修了生と2017年度 - 2021年度修了生を比較すると、多くの項目において2017年度 - 2021年度修了生のキャリア支援に対する学生の参加率が高くなっており、「いずれも参加・活用していない」の割合も低くなっている（図 8-5）。キャリア支援に対する学生の参加率の低さは課題ではあるが、改善が進んでいるものと思われる。

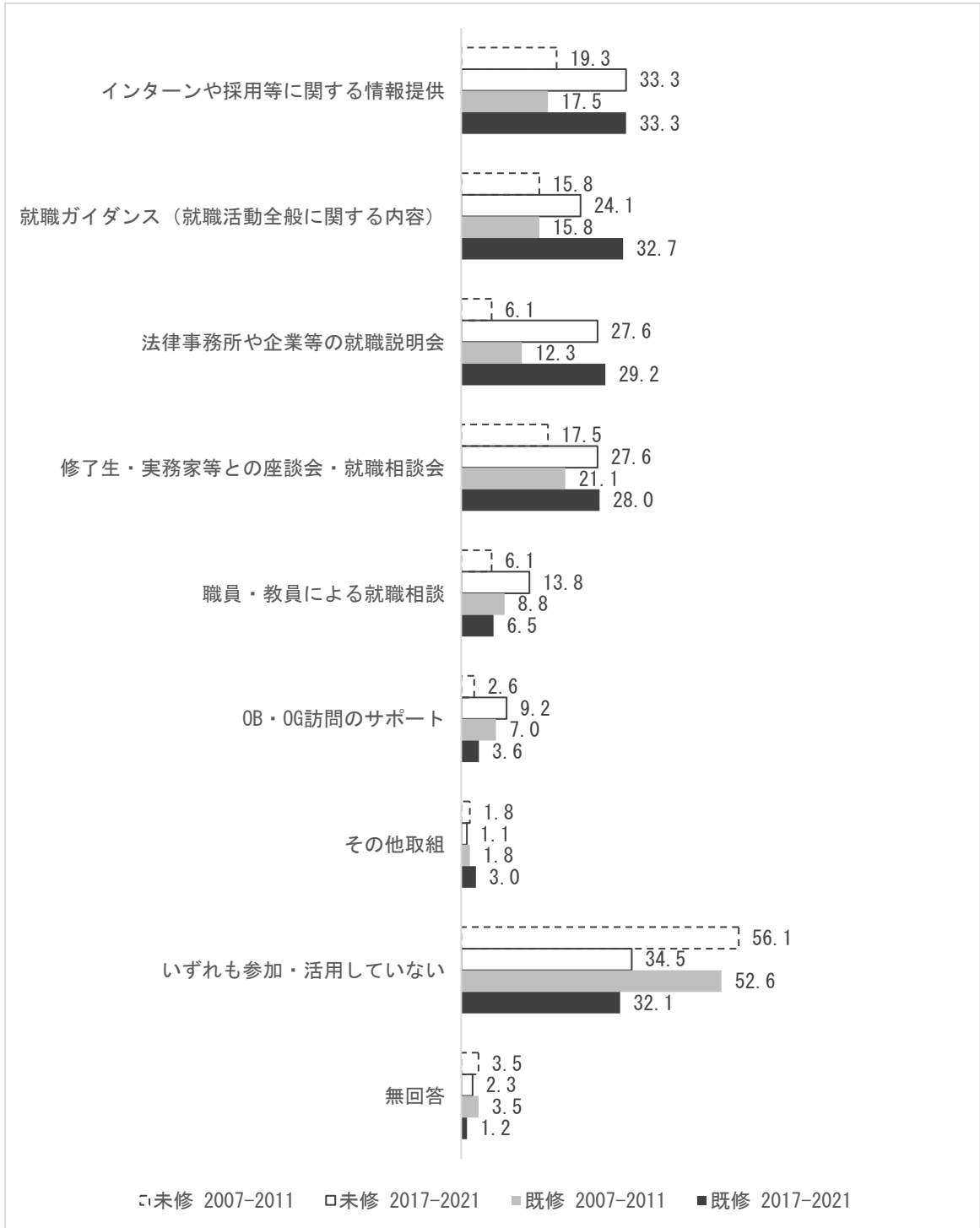


図 8-5 キャリア支援の利用/参加：修了生アンケート 単位：% n=426

表 8-4 キャリア支援の利用/参加：修了生アンケート

単位：%

		回答数	法曹資格保有者数	インターンや採用等に関する情報提供	就職ガイダンス（就職活動全般に関する内容）	法律事務所や企業等の就職説明会	修了生・実務家等との座談会・就職相談会	職員・教員による就職相談	
未修・既修 x キャリア参加	未修	小計	(201)	(105)	25.4	19.4	15.4	21.9	9.5
		2007—2011	(114)	(76)	▽19.3	15.8	▼6.1	17.5	6.1
		2017—2021	(87)	(29)	△33.3	24.1	▲27.6	27.6	13.8
	既修	小計	(225)	(122)	29.3	28.4	24.9	26.2	7.1
		2007—2011	(57)	(53)	▽17.5	▽15.8	▽12.3	21.1	8.8
		2017—2021	(168)	(69)	△33.3	△32.7	△29.2	28.0	6.5
全体	(426)	(227)	27.5	24.2	20.4	24.2	8.2		

		回答数	法曹資格保有者数	OB・OG訪問のサポート	その他取組	いずれも参加・活用していない	無回答	
未修・既修 x キャリア参加	未修	小計	(201)	(105)	5.5	1.5	46.8	3.0
		2007—2011	(114)	(76)	△2.6	1.8	▲56.1	3.5
		2017—2021	(87)	(29)	9.2	1.1	▼34.5	2.3
	既修	小計	(225)	(122)	4.4	2.7	37.3	1.8
		2007—2011	(57)	(53)	7.0	1.8	△52.6	3.5
		2017—2021	(168)	(69)	3.6	3.0	▽32.1	1.2
全体	(426)	(227)	4.9	2.1	41.8	2.3		

参加・利用したキャリア支援について、それぞれの項目で役立ったと回答した割合を集計した（表 8-5）。「その他取組」以外のすべての項目において、未修者に比べ既修者の方が役立ったと回答した割合が多い。

表 8-5 参加・活用したキャリア支援で役立ったと思うもの：修了生アンケート

単位：%

		利用したと回答した数	役立ったと回答した割合
未修	インターンや採用等に関する情報提供	(86)	44.2
	就職ガイダンス（就職活動全般に関する内容）	(69)	36.2
	法律事務所や企業等の就職説明会	(44)	56.8
	修了生・実務家等との座談会・就職相談会	(71)	52.1
	職員・教員による就職相談	(30)	56.7
	OB・OG 訪問のサポート	(16)	50.0
	その他取組	(5)	60.0
既修	インターンや採用等に関する情報提供	(106)	61.3
	就職ガイダンス（就職活動全般に関する内容）	(102)	62.7
	法律事務所や企業等の就職説明会	(89)	62.9
	修了生・実務家等との座談会・就職相談会	(99)	68.7
	職員・教員による就職相談	(24)	83.3
	OB・OG 訪問のサポート	(19)	68.4
	その他取組	(12)	41.7

2007年度 - 2011年度修了生と2017年度 - 2021年度修了生の比較(表8-6)においては、未修者、既修者ともに、「修了生・実務家等との座談会・就職相談会」に参加・活用したと回答した割合が2007年度 - 2011年度修了生よりも2017年度 - 2021年度修了生の方が高く、概ね70%以上が役立ったと回答しているが、2007年度 - 2011年度修了生よりも2017年度 - 2021年度修了生が役立ったと回答した割合が低い項目も複数見られることから、利用者・参加者が有効感を得られていないことが利用率の低さにも関係していると考えられる。

表 8-6 参加・活用したキャリア支援で役立ったと思うもの：修了生アンケート

単位：％

		2007—2011 年度修了生		2017—2021 年度修了生	
		参加・活用した と回答した数	役立ったと回 答した割合	参加・活用した と回答した数	役立ったと回 答した割合
未修	インターンや採用等に 関する情報提供	(22)	36.4	(29)	34.5
	就職ガイダンス（就職 活動全般に関する内 容）	(18)	16.7	(21)	42.9
	法律事務所や企業等の 就職説明会	(7)	57.1	(24)	50.0
	修了生・実務家等との 座談会・就職相談会	(20)	45.0	(24)	75.0
	職員・教員による就職 相談	(7)	71.4	(12)	41.7
	OB・OG 訪問のサポート	(3)	66.7	(8)	62.5
	その他取組	(2)	50.0	(1)	0.0
既修	インターンや採用等に 関する情報提供	(10)	70.0	(56)	58.9
	就職ガイダンス（就職 活動全般に関する内 容）	(9)	77.8	(55)	69.1
	法律事務所や企業等の 就職説明会	(7)	71.4	(49)	69.4
	修了生・実務家等との 座談会・就職相談会	(12)	58.3	(47)	72.3
	職員・教員による就職 相談	(5)	100.0	(11)	81.8
	OB・OG 訪問のサポート	(4)	75.0	(6)	83.3
	その他取組	(1)	0.0	(5)	40.0

表 8-7 キャリア支援に関する工夫

no	工夫している内容や注力している事項
2	在学生向けの法曹三者を含む様々な分野に関する進路講演会、及び司法試験合格者向けの就職支援説明会の開催に注力している。
4	法テラスによる説明会の開催、法律事務所等から求人情報の提供や公務員試験情報の提供などを行っており、実務家教員などによるキャリア指導なども実施している。
6	法科大学院出身者である弁護士にキャリアアドバイザーに就任していただき、個別に在校生の相談にのってもらっているほか、キャリアアドバイザー座談会という企画を開催いただき、在校生がキャリアについて早期の段階から目を向けることに寄与している。
7	単位付与科目として「インターンシップ」を開講している。
9	4月に進路懇談会を実施し、主に未修者を念頭に置いて、司法試験に限らず様々なキャリアが想定されうることを意識させ、プレッシャーを下げることを目標として、相当数の有力企業の参加を得て進路懇談会を開催している。また、年間2～3回、法学未修者向けにキャリアサポート・学習サポート懇談会を実施し、その中で、進路の選択や当該進路に進むための準備の在り方についての情報を提供している。
11	キャリアパス講座、ワークショップ企業内法務の開講など、法曹・非法曹を問わず、法律家によるキャリアパスに多角的に触れる機会を提供している。
12	弁護士研修センター(OATC)が実施する各種研修事業への大学院生の参加が可能となっている
13	授業の一環として、一般市民からの法律相談へ参加する機会を設けている。後述の質問番号 27 も参照。
14	弁護士事務所や企業等からの就職説明会や求人情報を在校生・修了生に教育支援システムのサイトで積極的に周知している。
17	キャリア支援窓口制度を設けて、OB・OG との連携を図っている。
19	企業法務や開発法学を学ぶことができる授業を開講して、学生が法曹三者以外に広く将来に向けた関心を抱くきっかけ作りを積極的に行っている。
20	<ul style="list-style-type: none"> ・司法試験に合格した修了生の大多数が法律事務所所属の弁護士となっているが、企業の法務部門での活躍や博士後期課程への進学等、様々な進路の可能性を示すよう努めている。 ・法曹コースの設置を機に、早期に法曹への興味・関心を高めるため、学部生を対象に含めた講演会等の行事を実施している。 ・毎年、経営法友会および国際企業法務協会との共催で、企業法務担当者と法科大学院生（他大学生も参加可）との交流イベントを開催している。

23	・同窓会組織との連携 ・在学中からの早期プログラムの強化 ・オンライン活用によるフレキシブルな参加環境の提供
24	法学部の就職指導課と連携することで、一般的な就職活動にも対応できるセミナーや講座を受講することができ、本学に届く、各種求人情報を検索・閲覧できるシステムを用意しています。 また、本学出身の法曹により結成された「●●法曹会」と、こまめな連携を取ることで、修了後のサポート体制を構築しています。
25	本法務研究科の専任教員で構成される組織として、「修了生支援委員会」を設置し、複数の教員が委員を務めている。法律事務所や企業等から弁護士や職員を採用する案内文書等が郵送、あるいはメールで送信された場合には、本法務研究科事務と共にこれらの委員が対応することし、連絡調整を図っている。また、連絡のあった当該法律事務所、企業に関する評判等の確認、コンプライアンスチェック等も可能な限りで行っている。さらには、本学出身の法律家（実務家及び研究者）で組織される「法曹会」の副会長を本法務研究科の研究科長が務め、上記法曹会との連携、キャリア支援を図ることとしている。さらには、上記法曹会と共催で司法試験合格祝賀会を実施して、本法務研究科修了の司法試験合格者を上記法曹会所属の実務家に紹介するなどしている。
26	修了時にメールアドレスを登録してもらい、当事務室に届いた法務系の求人や企業説明会について、メーリングリストを通じて修了生に周知している。
27	在学中にエクスターンシップ・プログラムを実施し、法律事務所や企業等数、官公庁、その他団体等の機関への学生の派遣を行っている。また年数回の研究科主催の企業・法律事務所による就職説明会の開催する他、本研究科 HP 等へ法律事務所や企業からの就職に関連する情報の掲載・更新を随時行っている。
28	法科大学院の同窓会組織が強固であり、同窓会を通じた就職支援を行っている。
29	法務研究科とも連携し、学生、修了生が閲覧できる掲示板上で、随時就職情報を掲示。
30	キャリア支援を強化するため、就職支援室を設置し、専属の担当者を配置している。
32	本学出身法曹有資格者による職域団体「●●法曹会」と就職支援委員会による各種支援行事の実施
33	専門業者と提携し、週1回程度、キャリアコンサルタントを常駐させ、個人に寄り添ったコンサルティングを受けられる体制を取っている他、キャリアガイダンスを実施し、キャリア形成意識の醸成を図っている。
34	修了生向けのメーリングリストを作成・管理し、求人、説明会、イベント等に関する情報提供を行っているほか、個別の相談に応じている。 司法試験受験後の修了生に対して、サマーセミナー派遣支援を行っている。

※表記は原文ママ。但し、法科大学院名が直接特定できる文言は削除。削除することによって文意が通じなくなる場合は表現を替え、斜字にて記載している。

※数値は法科大学院を匿名のまま識別するために付された番号。本報告書における他の表においても同様に使用。

3. 5 法曹コース・5年一貫教育

3. 5. 1 法学部受験生への広報と認知度

法曹コース在學生を対象として実施したアンケート（以下 在學生アンケート）によれば、2 学年以下において、大学進学前に認知していたものが半数以上である（図 9-1）。1 学年については、73.7%が入学前から法曹コースを認知していた。大学進学前に法曹コースを知っていた割合が年々増えているのは、大学案内冊子やホームページによる紹介の他、法曹コースの動画配信や法曹コース独自のパンフレットの作成・配布等、各法曹コースにおける積極的な募集広報活動（表 9-1）によるものと思われる。

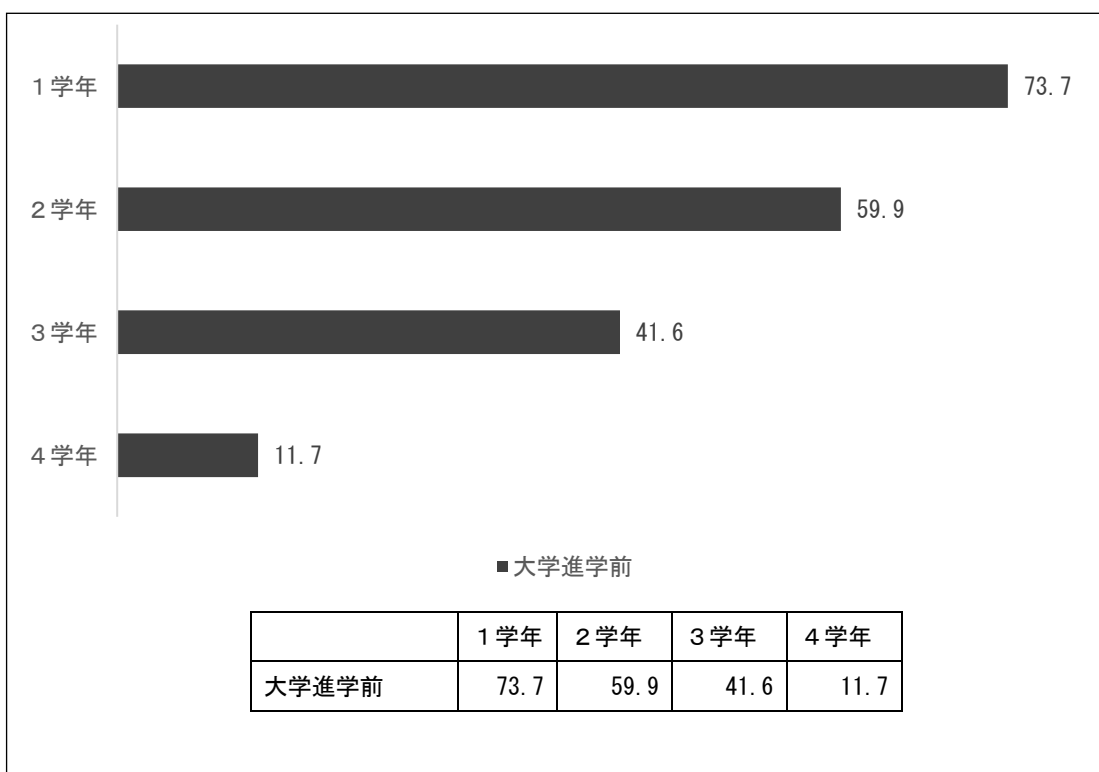


図 9-1 法曹コースを知った時期：在學生アンケート 単位：% n=633

表 9-1 高校生に法曹コースを知ってもらうために、工夫している点

no	取り組み・工夫の内容
1	地元の弁護士会が主催する「リーガル女子」に協力し、参加した中学生や高校生に対して、法曹コースの内容や3+2の制度について、説明している。
6	オープンキャンパスなどで法曹養成プログラムについて積極的にアピールしている。高校生向けの『法学部が面白いほどよくわかる』（有斐閣、2021）に広告を掲載した。
8	オープンキャンパス（オンライン）の動画コンテンツ内でプログラムの説明をしている
9	8月に開催したオープンキャンパスにおいて、法曹コースの紹介をした際に、法曹コースを修了して法科大学院に進学した学生に、法曹コース在籍時の経験を話してもらった。
12	オープンキャンパスでは、学部の教員のみでなく、連携法科大学院の教員による説明の時間も設け、法曹コースを知ってもらう前に、法曹という仕事についても理解してもらうようにしている。
13	通常の学部の広報のルート以外に主体的に行っていることはない。弁護士会等からの依頼があれば、担当者が積極的に対応している。
14	特別な工夫はしていない。法学部への進学を考えている高校生に対しては、むしろ法学部卒業後の進路が多様なことを説明することが重要であると考えているため、法曹コースについてはごく簡単な説明・紹介にとどめている。
15	法曹コース連携協議会において法学部進学を検討する高校生に対して法曹を旨とせず法科大学院及びこれを前提とする法曹コースについて広報していくことが検討された。
16	オープンキャンパス等における学部紹介にて説明を行っている。
18	本学法学部ホームページに「法曹コース」のページを掲載、大学公式チャンネルでのYouTubeによる動画発信
21	大学のオープンキャンパスや学部が実施する出張型の模擬授業において、法律学科の内容として法曹コースの説明を行うなど。
23	パンフレット、Webサイト掲載のほか、2021年度はオープンキャンパスの当学部企画の一つとして法曹コースの説明を盛り込んだ「法廷教室公開」を行った。中高生対象の広報イベントにおいても、法曹コースの説明を行っている。イベント例：各高校での模擬講義、法学部への招待、中学生イベント「1DAY Seminar」2021年度夏作成の学部PR動画においても、法曹コースの説明を行った。
24	模擬講義での説明や、大学案内・公式ホームページへの掲載
26	パンフレット以外にも、学部のWebサイトにおいて特集記事を掲載する、入試説明会に在学生の体験談を加える等の取り組みを通じて、具体的なイメージを持ってもらえるようにしている。

27	・学部パンフレット、学部HP等の広報媒体において法曹コースの概略を簡単に説明している。また、法曹コース所属学生のインタビュー記事を掲載することで、高校生やその父母が進学後の学修についてイメージを持ちやすいよう工夫している。
28	法科大学院の教員が同一法人内の高校にて法科大学院、および法曹コースの紹介を行う機会を設けている。法学部においても、本学法学部の特長の一つとして高校生向けの説明会において紹介している。
29	本学法学部のパンフレットに本学法科大学院について記載するほか、オープンキャンパスで、法科大学院の展示を行う等によって、広報活動を行っている。
30	法曹コースを紹介したチラシを作成し、オープンキャンパスや高校での出前授業などの際に配布している。
31	学部の紹介冊子で、従来型の制度との違いを示す図表や、連携校の写真、連携校で学んだ学生の感想を掲載しながら、法曹コースの内容について具体的に説明している。また、学部卒業生（法科大学院修了生）に従来制度と法曹コースを比較してもらい、それを紹介冊子に、「卒業生の声」として掲載することで、法曹コースの魅力を明確にしている。
32	高校訪問や進学説明会において積極的に広報活動を行っている。なお、進学説明会では、法曹コースの在学生在に合格に向けて取り組んだことや入学後に感じたこと等を話してもらい、高校生からの質疑応答に加わってもらうといった取組を行っている。
33	パンフレット等に記載するほか、高校向け出前授業やオープンキャンパスの際に広報している。
34	高校への出前講義の際に、法曹コースの説明を実施している。
35	学部広報の一環として、法曹コース独自のパンフレットの作成・配布（主に指定校とオープンキャンパスに来校した高校生）および学部のパンフレット・H.Pにて法曹コースの紹介を行っている。また、オープンキャンパスで、法曹コースの紹介イベントを毎年実施している。さらに、法律雑誌への法曹コース紹介広告掲載。これ以外にも、特別入試（推薦入試）合格者に、入学前教育で法曹コースを周知している。
37	大学ガイドに法曹コース紹介ページを掲載

※表記は原文ママ。但し、法科大学院名が直接特定できる文言は削除。削除することによって文意が通じなくなる場合は表現を替え、斜字にて記載している。

※番号は法科大学院を匿名のまま識別するために付された番号。本報告書における他の表においても同様に使用。

3. 5. 2 法曹コースへの関心を持った理由

法曹コースに関心を持った理由として、「特別入試等により法科大学院までの進学がスムーズだと思ったため」、「通常より短い期間で法科大学院の修了・司法試験の受験が可能なため」と回答した割合が概ね 50%を超えており、「法科大学院との一貫教育において高いレベルの教育が受けられると思ったため」と回答した割合が 40%を超えている（図 10）。時間的、経済的負担の軽減に加え、学部と法科大学院との連携によるスムーズな接続、質の高い教育内容も、法曹コースの魅力として多くの学生に認識されていると考えられる。表 10 は、法曹コースに関心を持った理由と現時点での法曹コース満足度のクロス集計表である。「非常に満足」の回答割合が最も高かったものは、「法科大学院との一貫教育において高いレベルの教育が受けられると思ったため」であったことから、法曹コースと法科大学院との連携により学生の期待する高いレベルの教育が提供されていると考えられる。

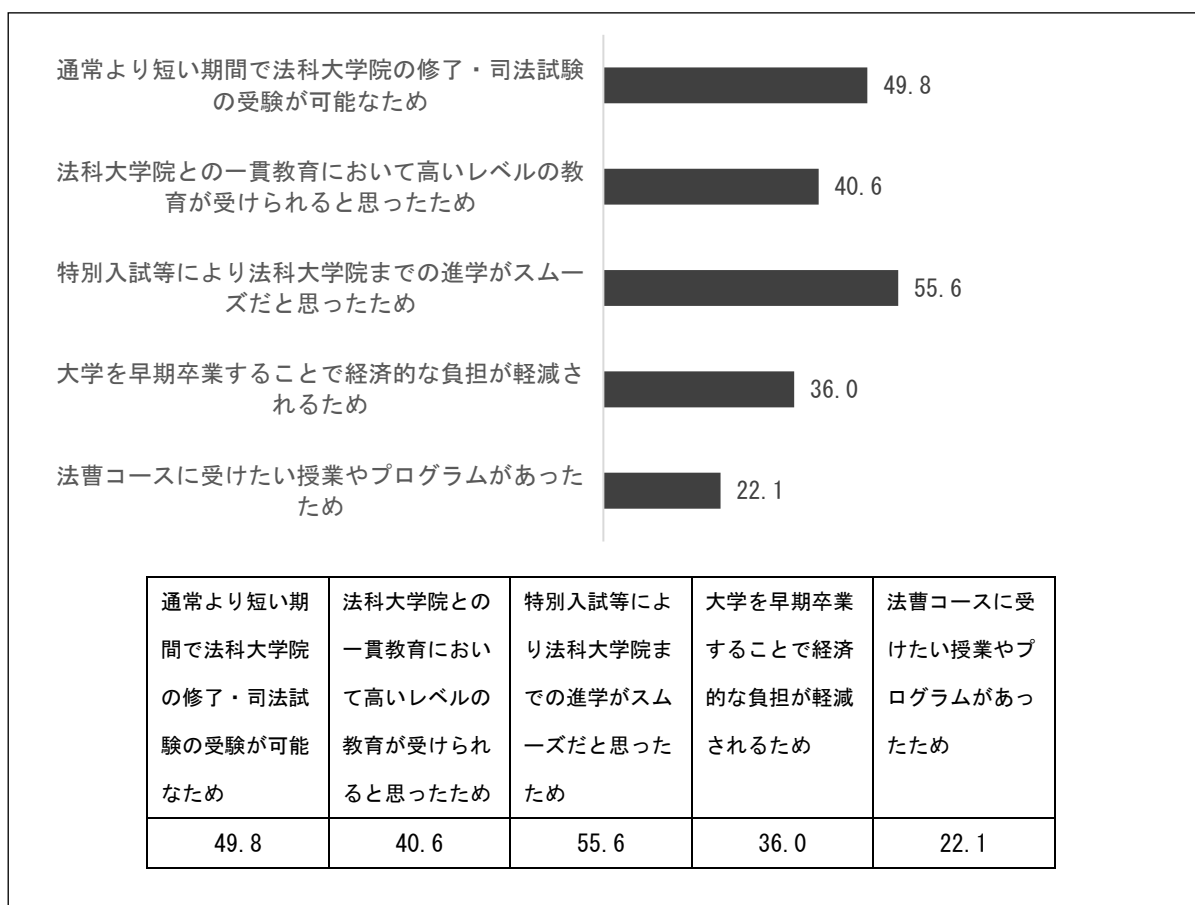


図 10 関心を持った理由：在学生アンケート 単位：% n=633

表 10 法曹コースに関心を持った理由：法曹コース在學生

単位：%

	全体	非常に満足	満足	どちらとも言えない	不満	非常に不満
全体	(633)	15.3	45.0	31.3	4.9	2.4
通常より短い期間で法科大学院の修了・司法試験の受験が可能のため	(315)	15.2	46.0	29.5	5.1	2.2
法科大学院との一貫教育において高いレベルの教育が受けられると思ったため	(257)	23.0	51.4	20.6	3.1	1.2
特別入試等により法科大学院までの進学がスムーズだと思ったため	(352)	16.8	44.9	31.0	4.8	1.1
大学を早期卒業することで経済的な負担が軽減されるため	(228)	16.7	43.0	30.3	5.7	2.6
法曹コースに受けたい授業やプログラムがあったため	(140)	22.9	51.4	21.4	2.1	2.1

※無回答除く

3. 5. 3 法曹コースの満足度

在学生アンケートにおける各学年の満足度は51.5%から65.0%となっている（図11）。1、2学年では、「どちらとも言えない」が30%を超えており、法曹コースの満足度について評価が難しいことが伺える。しかしながら、学年が進むごとに、「どちらとも言えない」の回答が減り、満足度は上昇傾向になっている。また、早期卒業制度を利用していない4学年においては、満足度は他の学年に比較して高くなっており、早期卒業の達成が必ずしも法曹コースの満足度の要件とはなっていないことが伺える。早期卒業の有無で満足度に大きな差がない点から、学修時間や経済的負担の軽減だけではなく、法科大学院との連携による学びの内容自体にも十分な魅力があるものと思われる。

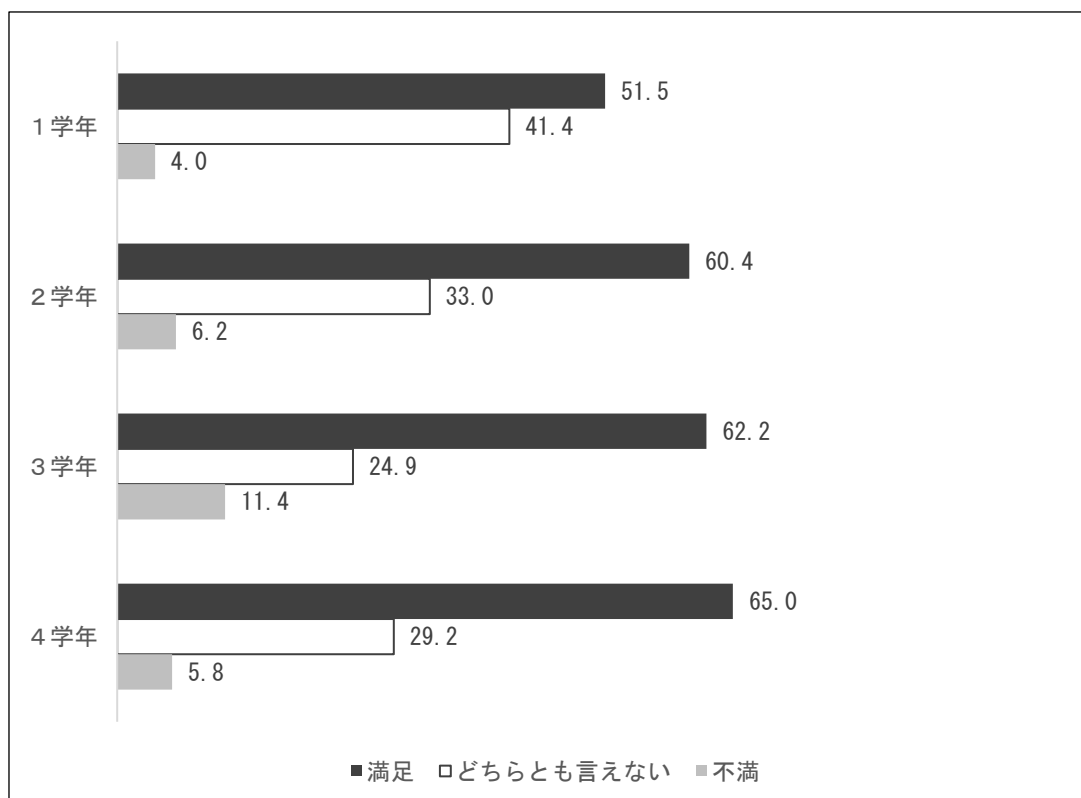


図11 満足度:在学生アンケート 単位: % n=633

表 11 満足度：在学生アンケート

単位：%

	全体	満足	どちら とも言 えない	不満
全体	(633)	60.3	31.3	7.3
1 学年	(99)	51.5	41.4	4.0
2 学年	(227)	60.4	33.0	6.2
3 学年	(185)	62.7	24.9	11.4
4 学年	(120)	65.0	29.2	5.8

3. 5. 4 法曹コースと教育の魅力

「連携先の法科大学院の教員による授業」(89.2%)や「上記を除いた実務家による授業」(67.6%)を多くの法曹コースが実施している(図12)。法曹コース満足度も上位学年ほど高くなっていることから、満足度の要因の一つとして、法科大学院との連携による学修内容の充実が考えられる。

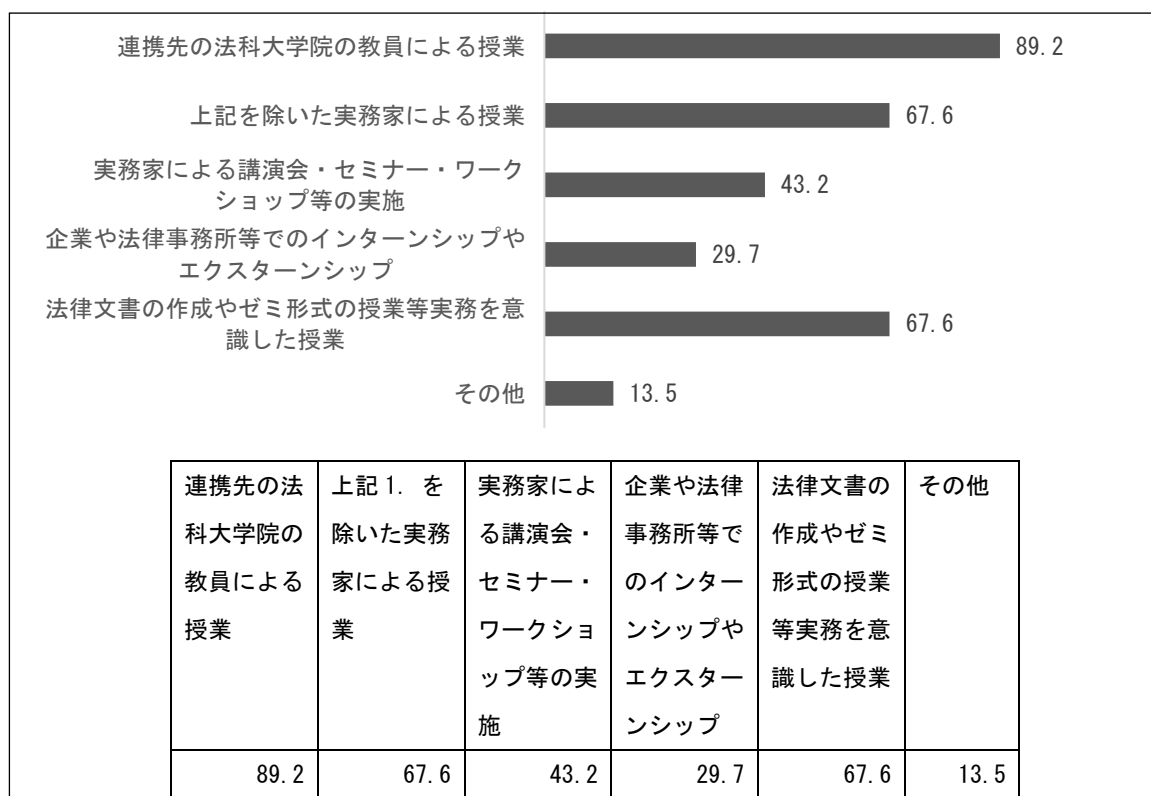


図12 法曹コースの教育課程において学修を充実させるために実施している内容
: 法曹コース 単位: % n=37

3. 5. 5 法曹コースの教育支援（学修支援）

短期間に一定の学修量をこなす法曹コースにおいては、授業の学修量が多い（「多すぎる」「多い」合わせて46.5%）、授業にむずかしさを感じる（「感じている」「どちらかといえば感じている」64.6%）と回答した学生が多い（図13-1・図13-2）。これらの状況に対応するため、多くの法曹コースでは、職員・教員による学修相談・支援や学修状況に応じた個別指導等、学生個々に応じた学修の支援を行っている（図13-3）。

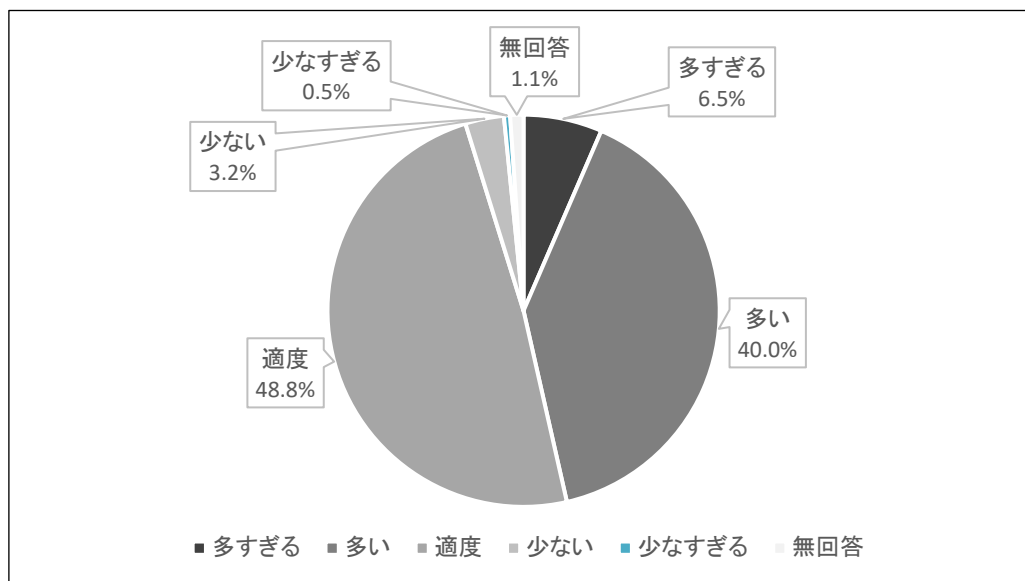


図13-1 授業（予習や復習を含む）に伴う学修量：在学生アンケート n=633

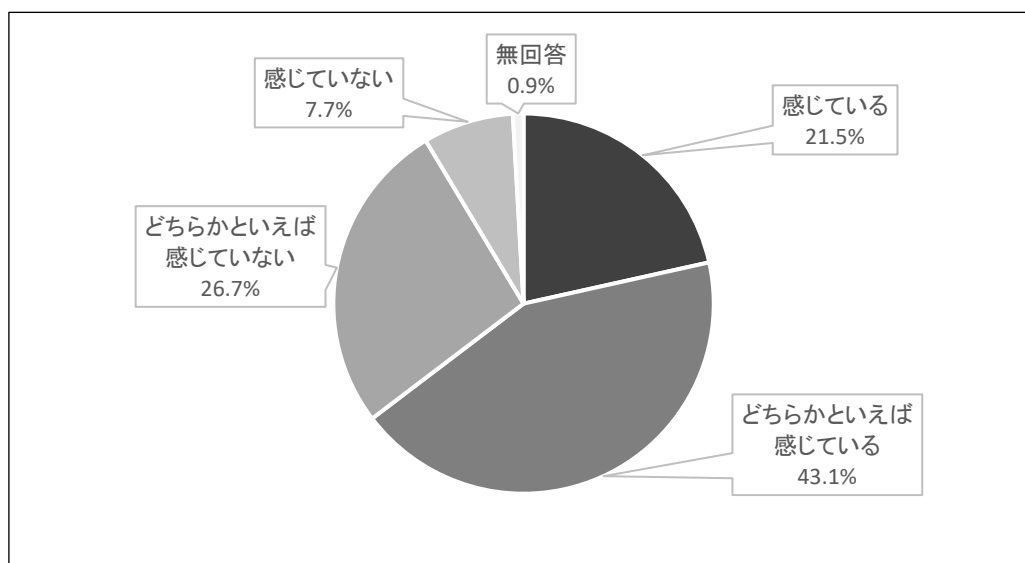


図13-2 授業についていくことに対する難しさ：在学生アンケート n=633

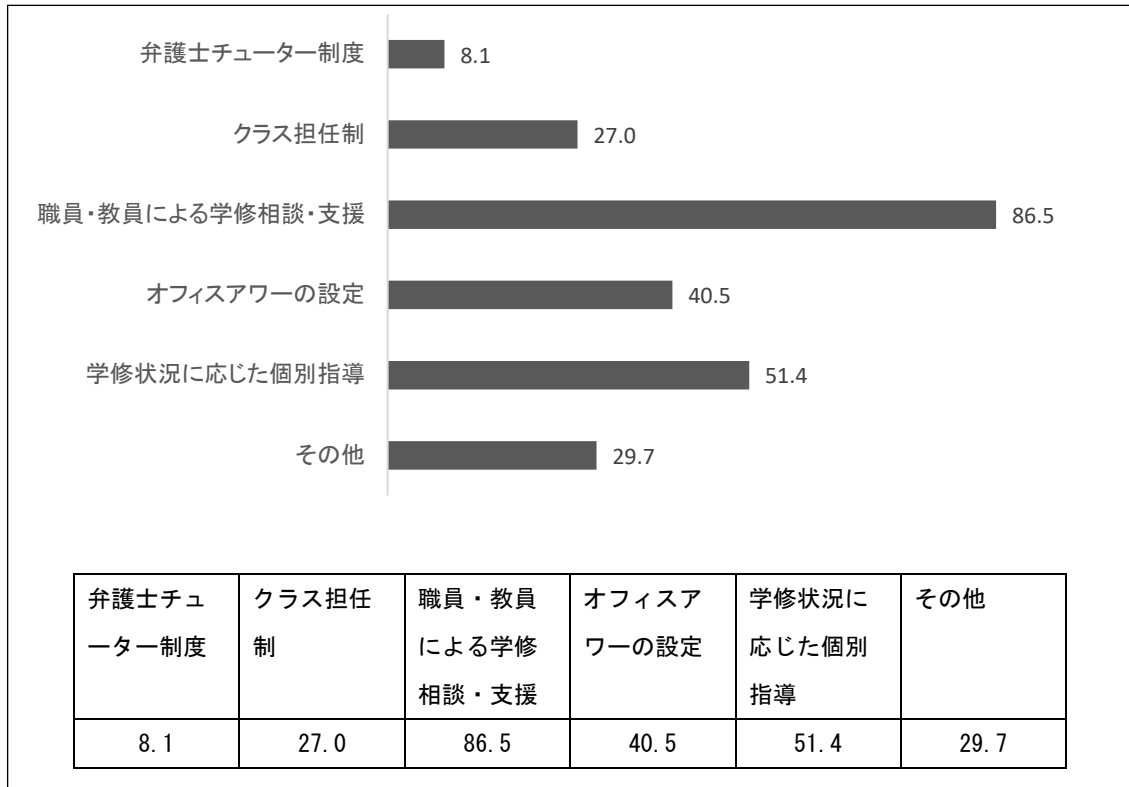


図 13-3 学修の支援として、行っている制度や取組:法曹コース 単位: % n=37

謝辞

本調査研究を遂行するにあたり、年末・年度末の多忙な時期にも関わらず、法科大学院34校と修了生の皆様、法曹コースを設置する法学部37大学と在校生の皆様のご協力をいただくことができました。各法科大学院が不断に取り組んでいる様々な改革改善と修了生・在校生のアンケートを取りまとめた本調査研究が、法科大学院の共有知としていくばくかでもご活用いただき、更なる法科大学院の発展・改善に資することができましたらこの上ない喜びでございます。ここに改めて感謝申し上げます。

また、本調査研究においては有識者会議を設け、法科大学院より石田京子委員（早稲田大学大学院法務研究科 教授）、磯部哲委員（慶應義塾大学大学院法務研究科 教授）、リクルート進学総研より乾喜一郎委員（主任研究員）、全国普通科高等学校長会より佐藤到委員（事務局長）に適宜助言をいただくことができました。乾喜一郎委員には本調査研究に伴うリーフレット作成においても的確な助言と多大なご協力をいただきました。誠にありがとうございました。

最後に、本調査研究は令和4年度先導的の大学改革推進委託事業として実施されました。本事業を所轄されている文部科学省高等教育局専門教育課専門職大学院室のご担当各位には、データのご提供や報告書の確認に留まらず、都度本調査研究におけるご相談に的確かつ真摯にご対応いただきましたこと、感謝の念がつきません。改めて感謝申し上げます。

- 一般社団法人法曹養成ネットワーク . (2022). 法科大学院における法学未修者教育の更なる充実に関する調査研究 成果報告書. 文部科学省令和 3 年度先導的 University 改革推進委託事業.
- 公益財団法人日弁連法務研究財団. (2019). 法科大学院における法学未修者への教育手法に関する調査研究 報告書. 文部科学省平成 30 年度先導的 University 改革推進委託事業.
- 日本組織内弁護士協会. (2022). 組織内弁護士の統計データ. <https://jila.jp/material/statistics>.
- 法務省・文部科学省. (2018). 法学部に在籍する学生に対する法曹志望に関するアンケート調査結果. <https://www.moj.go.jp/content/001332230.pdf>
- 中央教育審議会大学分科会 法科大学院等特別委員会. (2018). 法科大学院等の抜本的な教育の改善・充実に向けた基本的な方向性. <https://www.moj.go.jp/content/001262766.pdf>.
- 永井拓臣. (2018). 法科大学院の現状と課題. 大学院研究年報 公共政策研究科編, 11.
- 文部科学省. (n.d.). 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律案 (概要). 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律案. https://www.mext.go.jp/b_menu/houan/an/detail/1413769.htm.
- 文部科学省. (2013). 法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しの更なる強化について. 2013 年, 11.
- 宮本哲志. (2019). 法曹志望者の確保に向けた法科大学院改革等. 立法と調査, /参議院事務局企画調整室 編(419), 13-27.

追補：分析結果の要旨

1 全体

法科大学院の魅力について、法科大学院修了生を対象としたアンケート結果によると、未修者、既修者及び年度区分（2007年度 - 2011年度修了生、2017年度 - 2021年度修了生）に関わらず、「教育内容・カリキュラム」、「教授等の教員体制」、「施設・設備」と回答した割合が概ね50%を超え、また、「人的ネットワークの構築」と回答した割合が30%を超えており、他の項目と比較して高く、法科大学院創設当初から継続している魅力として挙げられる。また、2017年度 - 2021年度修了生についてみると、「教育支援」や「奨学金等の経済的支援」も30%を超えており、これらの項目も、法科大学院の魅力として認識する学生が増加していると考えられる。一方、「キャリアサポート」や「卒業後の就職支援」については、創設当初と比較すると多少増加してはいるものの、10%未満であり、依然として低い水準となっている。

2 教育活動

有効な授業の方法について、法科大学院修了生を対象としたアンケート結果によると、未修者、既修者に関わらず、「少人数制の授業」、「教員や他の学生との双方向授業」と回答した割合が概ね50%を超えており、他の項目と比較して高い。既修者については、「実務家教員による授業・指導」と回答した割合が、2007年度 - 2011年度修了生（21.1%）に比べ、2017年度 - 2021年度修了生（33.3%）の方が高くなっている。法科大学院を対象としたアンケート結果からは、実務系の科目の充実に注力している法科大学院が多いことが確認でき、実務家教員による授業・指導の有効感向上につながっている可能性がある。

また、法科大学院を修了して身に付いたと思う能力・資質について、未修者、既修者ともに、「判例分析の能力」、「判例・法令調査の能力」、「具体的な事案に法律を適用する能力」と回答した割合が概ね60%を超えており、他の項目と比較して高い。一方で、「プレゼン・発表等のスキル」、「説得・交渉の能力」等の汎用的な能力は20%未満となっている。

3 教育支援（学修支援）・経済的支援

教育支援（学修支援）については、法科大学院の概ね80%以上が「補助教員（チューター、アカデミック・アドバイザー等）の配置」、「オフィスアワーの設定」を実施し、60%以上が「クラス担任制」、「学修状況に応じた個別指導」を実施している。

教育支援（学修支援）の利用状況については、法科大学院修了生を対象としたアンケート結果により、大部分の項目において、2007年度 - 2011年度修了生に比べ、2017年度 - 2021年度修了生の利用割合が高くなっており、このことから、法科大学院創設当初に比べ、教育支援（学修支援）の利用が進んでいることが伺える。特に、「補助教員（チューター、アカデミック・アドバイザー等）」、「オフィスアワー」については、利用割合及び役立ったと回答した割合が他の項目と比べて高くなっている（例えば、2017年度 - 2021年度修了生についてみると、「補助教員（チューター、アカデミック・アドバイザー等）」については、未修者の73.6%、既修者の54.8%が利用し、その利用者のうち、役立ったと回答した割合は、未修者82.8%、既修者80.4%となっている）。また、「オンデマンド教材」、「復習用教材」の利用割合については、未修者、既修者ともに、2007年度 - 2011年度修了生に比べ、2017年度 - 2021年度修了生の方が約16%pt以上高くなっている。これは、デジタル化

の推進やコロナ禍の影響等によって、オンデマンド教材及び復習用教材の提供・利用が促進されたことによるものと考えられる。

経済的支援については、法科大学院の85.3%（34法科大学院中29校）が、法科大学院生のみを対象とした奨学金制度等を案内しており、また、法科大学院修了生を対象としたアンケートによると、経済的負担軽減のための制度を利用した割合は65.8%であった。

「1.全体」において、創設当初に比べて、「教育支援」や「奨学金等の経済的支援」を魅力として回答する修了生の割合が高まっていることについて触れたが、その背景には、上記で示したような、教育支援（学修支援）・経済的支援の充実、利用率の増加があると考えられる。今後、更なる支援の充実と利用率の向上を図ることにより、教育支援（学修支援）・経済的支援を法科大学院の魅力として挙げる修了生の割合を、一層高めることができる可能性がある。

4 キャリア支援

法科大学院におけるキャリア支援については、法科大学院の概ね90%が「インターンや採用等に関する情報提供」を実施し、50%以上が「就職ガイダンスの実施（就職活動全般に関する内容）」や「修了生・実務家等との座談会・就職相談会の実施」を実施している。近年、これらのキャリア支援の学生の利用率・参加率は向上しているが（多くの項目において、既修、未修ともに、2007年度 - 2011年度修了生に比べ、2017年度 - 2021年度修了生の利用率・参加率の方が高くなっており、かつ、「いずれも参加・活用していない」と回答した割合については、20%pt程度低くなっている）、高い水準にあるとはいえ、利用率・参加率の向上は依然として課題となっている。「修了生・実務家等との座談会・就職懇談会の実施」については、2017年度 - 2021年度修了生の利用率・参加率及び役立ったと回答した割合が高くなっているものの、その他の複数の項目においては、役立ったとの回答割合が低いものも見られる。（例えば、2017年度 - 2021年度修了生についてみると、「インターンや採用等に関する情報提供」については、未修者の33.3%、既修者の33.3%が利用し、その利用者のうち、役立ったと回答した割合は、未修者34.5%、既修者58.9%となっている。）

「1.全体」で述べたとおり、「キャリアサポート」や「卒業後の就職支援」を法科大学院の魅力として回答する修了生の割合は低い傾向にあるが、上記の分析を踏まえると、その背景には、利用率・参加率が低いこと、また、利用者・参加者が有効感を得られていないことがあると考えられる。今後、広報の強化や学生のニーズ調査に基づくキャリア支援の充実を通じて、利用率・参加率及び利用者・参加者の有効感の向上を図ることができた場合には、キャリア支援を法科大学院の主な魅力の一つとして挙げるのが可能となると考えられる。

また、法曹コース在大学生を対象としたアンケート結果によると、法学部生においては、30.6%が企業法務への就職に関心を示している。企業法務や非営利機関（医療、教育機関等）において組織内弁護士（インハウスロイヤー）として就業する弁護士数は、登録弁護士全体の6.7%（2022年）にすぎないが、その数は急速に増えており、企業等における法律の専門家の需要が拡大している。展開・先端科目の工夫や企業と連携した取組を実施するなど、企業法務に強い人材養成に取り組む法科大学院も既に複数見られることから、多様なキャリアを目指すことができる（その支援体制がある）という点も、法科大学院の魅力として挙げるができる。

5 法曹コース・5年一貫教育

法曹コースを知った時期について、法曹コース在大学生を対象としたアンケートによると、大学進学前と回答した学生の割合が、学部3学年以上では概ね40%以下、2学年では59.9%、1学年では73.7%となっており、年々増加していることが確認できた。法曹コースを対象とした調査により、多くの法曹コースにおいて、大学案内冊子やホームページによる紹介の他、

法曹コースの動画配信や法曹コース独自のパンフレットの作成・配布等、各法曹コースにおける積極的な募集広報活動に取り組んでいることが確認でき、これらの積極的な広報活動により、法曹コースの認知度が向上していることによるものと思われる。

法曹コースに関心を持った理由については、「通常より短い期間で法科大学院の修了・司法試験の受験が可能のため」、「特別入試等により法科大学院までの進学がスムーズだったため」と回答した割合が概ね 50%を超えており、「法科大学院との一貫教育において高いレベルの教育が受けられると思ったため」と回答した割合が 40%を超えている。時間的、経済的負担の軽減に加え、学部と法科大学院との連携によるスムーズな接続、質の高い教育内容も、法曹コースの魅力として多くの学生に認識されていると考えられる。加えて、法曹コースの満足度について、「非常に満足」の回答割合が最も高かったものは、「法科大学院との一貫教育において高いレベルの教育が受けられると思ったため」を選択した者であったことから、法曹コースと法科大学院との連携により学生の期待する高いレベルの教育が提供されていると考えられる。

また、短期間に一定の学修量をこなす法曹コースにおいては、「授業（予習や復習を含む）に伴う学修量」について、「多すぎる」・「多い」と回答した学生が合わせて 46.5%、「授業についていくことに対する難しさ」について、「感じている」・「どちらかといえば感じている」と回答した学生が合わせて 64.6%であった。学生への教育支援（学修支援）として、法曹コースでは、「職員・教員による学修相談・支援」（86.5%）、「学修状況に応じた個別指導」（51.4%）、「オフィスアワーの設定」（40.5%）等を実施している。「1. 全体」で述べたとおり、教育支援（学修支援）について、法科大学院の魅力として認識される割合が高まっていることから、今後、法曹コースにおいても、個々の学生への丁寧な教育支援（学修支援）を更に充実させることにより、教育支援（学修支援）を法曹コースの主な魅力の一つとして挙げるのが可能となると考えられる。

資料 1 : アンケート集計結果 (単純集計・ヒアリング含む)

※匿名性を確保しつつ、他の自由記述項目との関連性が把握できるよう、自由記述に関する表は、回答した法科大学院名を「番号」欄に数値で表記。番号が同じものは同一の法科大学院の回答となる。

※表記は原文ママ。但し、法科大学院名が直接特定できる文言は削除及び表現を替えて記載している。

※各質問項目における回答数は表中もしくは表外に「n」として標記している。

※あてはまる複数の選択肢を回答できる質問項目は「複数回答」、選択肢一つのみの回答に制限されているものは「単一回答」と標記している。

■ 法科大学院対象アンケート

(1) 教育内容・方法

■ 特徴的な科目や注力している分野

Q1 法律実務基礎科目や展開・先端科目において、特徴的な科目や注力している分野等、貴法科大学院の特色を記載してください。

番号	Q1 自由記述_1. 法律実務基礎科目
2	法律実務基礎科目については、法科大学院一般に求められる教育を着実にやっている。
3	「法曹実務基礎」について、法情報リサーチを（法令・判例・文献）の方法を学修。「要件事実論」について、基礎編（Ⅰ）と応用編（Ⅱ）と前期・後期開講に分けて、学修の充実化を図っている。
4	法律事務所における体験実習「エクスターンシップ」を必修科目として開講している。また、地元弁護士会の協力のもと、地元で活躍する弁護士が扱っている法律問題を素材に「県下の弁護士実務の現状と諸課題」を開講している。
5	多種・多様な科目展開
6	2年次の夏期・冬期には、「エクスターンシップ」（自由選択科目1単位）で、現実の社会における法の機能を体験する機会を与える。後期に、実務基礎科目である「民事裁判基礎Ⅰ」および「法曹倫理Ⅰ」各1単位を履修する。3年次では理論科目のほか、合計10単位（必修）の法律実務基礎科目が配置される（「民事法務基礎」、「刑事実務概論」、「公法実務基礎」、「模擬裁判」、「法曹倫理Ⅱ」、「民事裁判基礎Ⅱ」）。これにより、それまでに培われた理論的・体系的な法律知識・法的思考方法を、現実の問題を解決しうる実践的な能力へと発展させる。これらの科目は、派遣裁判官・派遣検察官・現職弁護士及び豊富な実務経験を有する専任教員により行われる。また、「人権クリニック」では、実務に接する機会が与えられる。
7	クリニック
10	裁判官、検察官および弁護士といった実務法曹による授業を提供しつつ、理論研究者との協働にも配慮し、理論と実務を架橋する教育プログラムを重層的に配置してる。
11	エクスターンシップ・海外インターンシップ・ワークショップ企業内法務
12	実務実習科目(2023年度以降は「ローヤリング」(1単位)必修、「模擬裁判」(2単位)または「エクスターン・クリニック」(2単位)選択必修)は、3単位必修・選択必修にて実施しており、十分な時間をかけている。

13	<p>○リーガル・クリニック（一般市民からの法律相談を担当する。次の1）2）3）を目標とする。1）現実の紛争を解決に導くために必要とされる思考能力の要請、2）対話能力、論点抽出能力、説明能力、面接技法の養成、3）責任の自覚）○エクスターンシップ（事前ガイダンスから始まり、法律事務所での実務研修を受けた後、全体討論会を行う。次の1）2）を目標とする。1）実践的な法的問題処理に際して必要となる問題発見能力、事実認定能力、及びコミュニケーション能力の養成、2）実務家の倫理と責任の自覚）○模擬裁判（【目標】実体法や手続法の実践的な活用を感得するとともに、事情聴取、書面作成、尋問、訴訟指揮等の実務的技能を総合的に高めていくことを目標とする。【概要】民事の模擬事例を用いる。受講者を、裁判官・原告代理人・被告代理人のグループに分けたうえ、訴え提起及び訴状審査、第1回口頭弁論（訴状及び答弁書の各陳述）、書証提出（証拠説明）、争点整理、準備書面、人証との打ち合わせ、交互尋問、判決、といった民事訴訟手続全般を受講者が主体となって模擬的に行う。）○民事訴訟実務基礎1、民事訴訟実務基礎2（売買代金支払請求訴訟、貸金返還請求訴訟および所有権に基づく不動産明渡請求訴訟などを課題として、要件事実の考え方を理解する。）○刑事訴訟実務基礎（【目標】1）刑事事件の実務的処理を行うために必要な基礎的知識を修得する。2）刑事事件に対する実務家としての取組み方を修得させ、実務修習に入るために最低限度必要な実務処理能力を涵養する。【概要】1）検察、弁護及び裁判のそれぞれの立場から、オムニバス形式で実務上重要な問題点を検討する。2）教材用の事件記録を使用するなどして、具体的事案に即した事実認定上及び法律上の問題点を検討する。）</p>
14	<p>入学予定者に対する入学前学修指導をはじめ、未修1年次法律基本科目における中間テストの実施、既修1年次法律基本科目における小テストの実施など、学生の学修進捗度を常に把握するための、複数の運用を行っている。</p>
15	<p>「クリニック」における離島等での無料法律相談の実施、展開先端科目と連携した「エクスターンシップ」の実施。</p>
16	<p>・「模擬裁判」や「検察実務」などについては、実務家教員による実践的な教育を実施している。・エクスターンシップを可能な限り経験できるようにし、法曹を体験するとともに、その経験を法学の学習にフィードバックさせている。・「法文書作成」については、本学の修了生が非常勤講師として担当している。</p>
17	<p>エクスターンシップ（希望者全員が履修可能）</p>
20	<p>「法曹倫理」を2年次春の必修科目とし、春期・夏期休暇中のエクスターンシップや「模擬裁判」等の本格的な実務科目の履修に備え、法曹としての倫理の重要性を認識できるカリキュラムにしている。また、国内トップクラスの法律事務所の協力を得て開講する「国際仲裁・ADR」は、本学の特徴的な実践科目のひとつである。</p>

21	模擬裁判、クリニック、ロイヤリング。法曹としての実務能力を向上させ、着実に身に付けることができる。法科大学院棟に併設されている法律事務所において学生が実務に接する機会を提供している。
22	法科大学院要件事実教育研究所を置き、年1回の講演会実施、所報の発行、要件事実に関する文献の収集等を実施している。法律実務基礎科目の要件事実・事実認定Ⅰ・Ⅱにおいては、法律基本科目とのつながりを意識した授業を実施している。同Ⅱでは法科大学院要件事実教育研究所主催の講演会への学生の聴講を認めている。
23	「リーガル・クリニック」は、現役弁護士の指導のもと、実際の案件を題材に、より実務に近い形で学習を深めている。現場訪問等も行い、より具体的に法曹になった後のイメージが付きやすい授業として設置している。
24	実務家としての力を高めるために、重視しており、要件事実教育を手厚く学べる科目を配置するなど工夫をしています。事案に含まれる事実関係から、請求原因を導くことや反対に抗弁を検討するなど、実務家に欠かせない多面的な思考力を培っています。また、法律実務の基礎を学ぶ科目であっても、少人数の「膝詰め」教育をしています。エクスターンシップやクリニック・ローヤリングなどでは、「法律の現場」を目の前にして、本学の協力弁護士からじっくり実務の基礎を学ぶことができます。
25	本法科大学院のディプロマポリシーの一つである高度な専門的能力と優れた資質を有する法律専門家を養成するという観点から、臨床教育系科目の充実を図っており、実務基礎科目群について多くの選択必修科目を配置している。また、実務基礎科目群内においても臨床教育系基礎科目と臨床教育系応用科目を区分し、前者の科目である「現代法曹論」等を入学直後に履修させ、その後、後者の「リーガル・クリニック」等の科目を履修させることとし、法律実務基礎科目においても段階的な教育を工夫している。
26	法曹三者によるオムニバス形式の科目等を設置し、三者に対応した法曹実務教育を実施している。
27	最大の特徴として、民事、行政、労働、刑事、外国人、障害法の臨床法学教育（クリニック）が挙げられる。大学付設の法律事務所や外部の法律事務所にて、学生は、弁護士である実務家教員と大学教員の指導の下、依頼者の相談を受け、事実の分析や法的理論の組み立てを行いつつ、依頼者に回答する。案件によっては、証拠収集、訴状などの文書の作成、証人尋問における尋問事項の作成、証人や当事者との打ち合わせ、現地調査等を行うこともある。これらの活動を通じて、学生は、具体的事案とリンクした包括的・実践的な知識や問題解決能力等を身につけることができるとともに、自分の将来目指す法曹像を具体的にイメージすることも可能となる。・充実したエクスターンシップも、大きな特徴である。法律事務所等に派遣された学生が、実務家の指導の下、実際の案件に携わることによって、法曹の仕事の意義とやりがい

	理解するとともに、自分の目指す法曹像を明確にすることができる。エクスターンシップの受入先としては、法律事務所（北海道から沖縄まで全国に存在するほか、外国の法律事務所もある）を中心として、企業、官公庁、各種団体など、幅広い受入先が用意されており、学生は、自らの興味関心に従って、これらから自由に選択することができる。
28	司法研修所教官の経歴のある元裁判官およびフルタイムの派遣検察官を専任教員に迎え、きめ細かな実務教育を行っている。
29	民事法研究（専門訴訟の実務）と題して、医療訴訟、建築訴訟当の実際を当該訴訟の実務に精通した元裁判官実務教員が解説する。
30	「民事訴訟実務の基礎」「刑事訴訟実務の基礎」に加え、法曹としての責任感や倫理観を涵養するため「法曹倫理」を必修科目としている。
31	リーガルクリニック・エクスターンシップ
32	職業的倫理観と豊かな人間性・市民感覚を涵養することを目的とした「法曹倫理」や「リーガルクリニック」を設置している。また、大阪弁護士会と連携した「国内エクスターンシップ」など、産学と緊密に連携した実践的な科目も設定している。
33	市民ボランティアに模擬依頼者として参加していただき、ロールプレイ型の授業を通して、弁護士役の学生の対応にフィードバックをしていただくシミュレーション教育を展開している。（民事ローヤリングⅠ・専門職責任）
34	刑事模擬裁判と民事模擬裁判を両方とも必修とした上で、それらの科目を2年後期及び3年前期に置くことにより、訴訟手続を実践することで訴訟法、実体法の理解が深まるように工夫している。

番号	Q1 自由記述_2. 展開・先端科目
1	知的財産法に注力している。
2	展開・先端科目については、本法科大学院の規模からすると多種多様な科目のラインナップを用意している。多様性社会と法演習は、特色ある講義科目として、以前から特に力を入れている。
3	他の国立3大学と単位互換協定を締結して、多様な展開・先端科目の履修を可能としている。
4	身近な法律問題を重視し、環境法、租税法、消費者法を開講しているほか、医学部等の教員が担当する「精神医学と法」も設けている。
5	多種・多様な科目展開

6	3年次に選択コースとして、「ビジネスロー・コース」を置く。このコースを選択した学生は、千代田区あるキャンパスに週1日通学し、14単位相当分の科目について、先端的なビジネス法務関連科目を履修する。このコースでは、法学研究科ビジネスロー専攻の教員の協力の下に、弁護士などの実務家教員が関与し、最新の实务に即した教育がなされる。
7	紛争とその法的解決Ⅰ、紛争とその法的解決Ⅱ
8	「国際的視野と能力をもった法曹」の養成を目的とした「法整備支援論」、「外国人と法」といった科目、また、「企業法務に通用する法曹」の養成を目的とした「金融法」、「ビジネス・プランニング」といった科目を開講している。
10	個々の学生の法曹像・キャリアプランに基づく様々なニーズに対応するべく、多種多様な科目を展開している。とくに学生の関心が高いと思われる「知的財産法」「ビジネス法」に関する科目を充実させるとともに、3つのモデルカリキュラム（「知的財産権プログラム」、「企業財務プログラム」、「経営支援プログラム」）を提供している。
12	企業、医療法人等の組織内で必要とされる組織内法務の教育を特色としており、地域組織内法務や医療福祉分野におけるネットワーク・セミナーの関連科目を開講している。
13	債権回収法、企業金融法、社会保障法、消費者法など、市民・企業活動に関する科目が比較的充実。
14	実践的で多様な実務教育を行い、様々な専門性を持った法曹の要請を実現するため、地元弁護士会等と連携して、「ジェンダーと法」、「倒産法実務」等、特色ある展開・先端科目（実務家教員の担当によるものが多い）を開講している。
15	「米軍基地法」、「沖縄企業法務」、「沖縄金融法務」など、地域特性を活かした授業科目の開講、アライの法曹養成のための「性の多様性の尊重と法」の開講、ハワイに2週間滞在し、ハワイ大学ロースクールの授業を受ける「英米法研修ハワイプログラム」の開講。
19	展開・先端科目として、ワークショッププログラムやフォーラムプログラムで少人数の実践的・総合的な法律理論・実務教育を実施している。
20	社会経済法系・国際関係法系・環境法系の3群からなる多彩な科目を揃えている。特に、国際法系・環境法系科目は国内有数の開設数であり、現代社会のニーズに応える幅広い視野と応用力を養うことを企図している。
21	金融商品取引法、保険法、消費者法。金融やビジネスに関し、豊富な科目群を用意している点が本法科大学院の特色になる。
23	「政策形成と法」は、各授業で行政機関等の第一線で活躍されている実務経験豊富なゲストスピーカーを招聘している。時代特性を踏まえた、最新の法的問題とその解決

	方法について講義をして頂いており、現代諸問題を多角的に捉える視点を養成することを目的としている。
24	「企業法務」、「医療」、「知的財産」、「環境」及び「労働」の5分野は、いずれも現代社会が法曹にその専門性の発揮を強く求めている分野です。実務に就いたときに、特色を持つ法曹として活躍する基礎を築けるよう履修モデルを組んでいます。また、来るべき法化社会では①ホームロイヤーと②ビジネスロイヤーの分野が巨大なリーガルマーケットに成長することが予想されます。市民や日本経済を支える中小企業にも親しまれる身近なホームロイヤーの育成と、会社法・金融商品取引法・倒産法などの諸法を有機的に使いこなせるプロフェッショナルなビジネスロイヤーの育成もめざしています。
25	特になし
26	本学は初の女性法曹を輩出した大学ということもあり、司法試験の選択科目ではないが、ジェンダー法に力を入れている。具体的には、本学専任教員がオムニバス形式で専門分野のジェンダー法に係る部分を授業する「ジェンダー法Ⅰ」と、第一線で活躍する実務家を招聘し、オムニバス形式で授業を展開する「ジェンダー法Ⅱ」を開講している。
27	司法試験選択科目はもちろんのこと、司法試験選択科目以外の科目も多数設置している点が特徴的である（詳細は研究科案内やシラバスをご参照いただきたい）。これは、学生が自分の将来目指す法曹像を意識しながら、それに必要な応用的・発展的な素養を身につけられるようにするためである。
28	企業法務に注力しており、企業法に関連する先端分野のカリキュラム編成が多様である。
29	本法科大学院のモットーである「人間の尊厳のために」を实践すべく、「少年法」「医療と法」等を配置。
30	司法試験の選択科目のほか、先端的法領域に関する科目を多数設置している。特に、寄付講座として開講されている「信託法」は、多くの学生が履修している。
31	外国法務演習Ⅰ、現代法務特殊講義（京都セミナー）
32	多くの科目で入門科目としての講義1を配置し、学生に多様な先端的法分野を学ばせると同時に、講義2（科目によってはさらに講義3）および演習を配置して、学生に当該法分野についてより深い専門的知見を得ることができるよう配慮している。また、外国法に関する知見の修得と国際的視野の養成を図るため、中国ビジネス法を専門とする実務家教員による講義・演習科目のほか、国際契約実務、ビジネス法律英語の講義科目、涉外法律実務の演習科目を設けている。

34	子どもをめぐる問題を学ぶ「子どもの権利」や様々なハラスメント問題を扱う「ハラスメント問題の法律実務」など横断的視点を重視した科目を置き、それらを経験豊富な弁護士が担当している。
----	--

番号	Q1 自由記述_3. その他科目
4	他の大学との連携協定により「現代法の諸問題」をオンラインで共同開講し、複数の教員が各回異なる先端的なテーマで授業を行っている。
5	基礎法学・隣接科目についても多種・多様な科目展開
9	その他科目：本法科大学院の使命の1つとして、法学の研究者養成があることから、様々な理論演習科目、リサーチペーパー科目を置き、研究者養成への導入を行っている。このことにより、毎年平均すれば5名程度の修了生が、法学研究科博士後期課程に進学するという実績を上げている。
10	知的基盤総合センター、法学研究科との協力の下に設置した「智適塾」を通して、社会貢献と共に事業としての社会学共創、産学共創の枠組みを作りつつ、「智適塾」の構成員であるOB/OGの弁護士らによる実務系科目「契約実務」を展開している。
14	学生ごとにチューター教員を割り当て、共通到達目標を目安にした個別学修指導を毎年度実施している。
16	・3年履修課程（法学未修者）の科目である「法学入門演習」と「民法法入門演習」については、本学の修了生が非常勤講師として担当しており、当該科目での起案の課題は未修者が法律家的な思考や文章の書き方のトレーニングとして役立っている。
17	中小企業法および中小企業向け法律相談
20	英語で国際的なビジネス法務を学ぶ「Law & Practice of International Transactions」、学部法曹コースとの共同開講科目である「スポーツ・エンタテインメント法」等が特徴的な科目として挙げられる。
21	知的財産法関連の科目は単位数も多く、注力している。本法科大学院の創設以来、力を入れている分野である。
23	法律基本科目の「1群特講A（公法系、民事法系、刑事法系、各1単位）」は、毎回の授業にて異なる分野での即日起案を行っている。当日中に解説を行い、数日後に添削、採点、またはその両方で答案返却を行い、起案力の養成、強化を目的としている。
24	法律の学習では、「基本」が最も大切であり、問題はその鍛え方です。原則として、ほぼ全ての科目で少人数の膝詰め教育を実施しています。法律家としての基礎体力である「法律基本科目」については、専任教員が中心になって1クラス25名程度の少人数教育を、さらに法律演習科目では15名程度で個別的に目の届く教育を展開しています。

25	本学「連帯社会インスティテュート」と連携して、2021年度より、法学とは異なる観点から労働組合・NPO法人など将来の市民法曹にとって重要な意味をもつ社会組織の現状と課題に関して知見を広める科目群を、新たに「基礎法学・隣接科目群」に組み込んだ。
26	特になし。
28	市民生活に密着した法曹養成の一環として法律基本科目のうちとりわけ民法は分野ごとに他の法科大学院に比べても細分化されており、手厚い教育がなされている。
29	本法科大学院のモットーである「人間の尊厳のために」を实践すべく、5種類の人間の尊厳科目を選択必修・選択科目として配置する。
30	「国際性」を教育理念の一つとする本法科大学院は、外国法を重視しており、海外インターンシップや外国法実地研修プログラムも、正規科目として開講することで、外国法に関する理論と実務の結合を図っている。
32	新たな法的問題又は法と隣接する諸分野に対する幅広い視野に立った洞察力を育成すべく、「法と社会（法とメディア）」、「法と社会（少年法）」、「法と社会（裁判実務）」など、様々なテーマの学際分野科目を設けている。
34	「法と医学」では、多数の医学部教員や大学病院の医師、医療問題に詳しい弁護士によるオムニバス形式の授業を行い、関連する医学的な知識を得つつ、医療に関わる様々な法的問題を考える内容としている。

■国際的な視野を身に付ける教育

Q2 国際的な視野を身に付ける教育として実施しているものを選択してください。

複数回答		n	%
	全体	(34)	
1	海外大学院への留学制度	6	17.6
2	英語で行う授業科目の設置	14	41.2
3	オンライン・オンデマンド配信を含む海外大学院の授業提供	2	5.9
4	国際法曹資格所持者等外国法務経験のある教員による授業の実施	13	38.2
5	その他	18	52.9
	無回答	7	20.6

番号	Q2_5 その他【】
2	基礎法・隣接科目において、英米法・ドイツ法・フランス法について「外国法文献研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の各科目を用意するほか、アメリカ法に関して「現代アメリカの法と社会」と「実務外国法」の各科目を提供する。
4	「法律英語」のように、英米法のほかに、国際社会に目を向けるために有益な隣接科目を開講している。
7	「法律外国語研修」という科目を設置している。
8	【修了生を対象とした日本法教育センターにおける日本法講師体験】
9	他の法科大学院提供の単位互換科目である外国法演習、海外エクスターンシップが開講されている。外国法演習は海外の大学のロースクール教員が担当する授業である。また、海外エクスターンシップでは、同志社大学法科大学院の担当教員の指導の下で事前の学習を行った上で、夏季に約2週間にわたり主に欧州の国家機関や国際機関、企業や弁護士事務所などを訪問し、海外の法実務についての現地調査・研修を行っている。
10	隔年で開講される「特殊講義A（リーガル・プロフェッションの最先端）（2単位）」において、渉外事件に造詣の深い弁護士を講師に招へいしている。
13	グローバル企業の法務部長に国際企業法務を紹介する講演を実施いただいている。（現在はコロナ禍で中断）
14	特になし
15	「英米法研修ハワイプログラム」の開講
20	法律実務科目として「国際仲裁・ADR」を開設している。
21	特になし。

24	司法試験の選択科目の一つである「国際私法」の授業において、国際的な視点に立つ法曹教育を行っています。法曹に求められるものがますます専門化、高度化している現在、渉外的法律問題に対処し得る能力を確実に身に付けておくことは、法曹として社会に貢献するために大いに役立ちます。のみならず、国際私法を学ぶことは、国際的な視点から日本法を見つめ直し、日本法に対する理解をさらに深める契機ともなります。
26	実施していない。
29	該当なし。
30	外国法実地研修
31	本研究科が掲げる「地球市民法曹」の理念に基づき、視野を広く持った法曹を育成するために、外国法務演習Ⅰ・現代法務特殊講義（京都セミナー）を開講
33	国際商事模擬仲裁世界大会への参画を前提とした科目の提供
34	「アジアの玄関口」と言われる福岡にある法科大学院であるという特色を踏まえ、「アジア法制度論」という科目を設置している。

■在学中の司法試験受験後の取り組み

Q3 在学中の司法試験受験を踏まえ、3年次後期の授業科目や教育内容の充実のために取り組んでいる内容があれば記載してください。

番号	Q3 自由記述
1	法律実務基礎科目をできるかぎり3年次後期に厚く配置するように、開講期を変更した。また、その分、従来3年次後期に開講されていた法律基本科目を前倒しして、3年次前期に開講することとした。
2	現実問題として2年次や3年次前期に実務系科目を配置することに無理が生じるため、3年次後期に多くの実務系科目を配置せざるをえなくなっている。
3	①事例問題を中心とした演習科目の充実化 ②コロナ禍において登校できない学生に対しても学習管理システムを利用した授業時間内での答案作成と提出を可能としている
4	学修支援システム（Moodle）において、メディア教材を積極的に活用するよう指導している。そのほか、TKC法科大学院教育研究支援システム等により基礎力を充実させるようにしている。
5	従来通り、充実した多種・多様な科目展開
6	在学中受験が開始される令和5年度からは、ビジネスロー・コースを3年次後期に10単位分の科目を履修する形に改め、よりインテンシブな形で先端的な実務教育を受講する機会を提供することとしている。

9	司法試験合格後の司法修習との連携を考え、3年次前期配当であった「刑事訴訟実務の基礎」を令和5年度から3年次後期に移すことを予定している。また、10月27日のFD会議において、3年次後期での履修を念頭に置いて、応用・展開科目である選択科目Ⅱを後期開講にシフトさせることにつき合意し、もって、最先端の法的問題に取り組むことのできる総合的な法的能力の完成を図ることとしている。
10	在学中受験が可能となるため、3年次夏学期に可能な限り授業科目を配置せず、1単位科目を複数導入するなど、カリキュラムを一部改訂する予定である。これに対応して、とくに実務系科目の配置と授業内容の整理・充実に取り組んでいる。たとえば、法律事務所におけるエクスターンシップについては、従前2年時終わりの春休みに実施されていたが、これを3年時夏休みに移行することを検討している。
11	3年後期は主として司法試験科目以外を展開することとしている。
12	実務実習科目を3年次後期に配置している。
13	カリキュラムのスクラップアンドビルドを行うという方向性で検討中。
14	在学中受験を踏まえた3年次後期科目の教育内容の変更等はしていない。
15	現在検討中
16	3年次前期までに法律基本科目や司法試験選択科目を集中的に学修し、3年次後期に実務基礎科目や司法試験選択科目以外の展開・先端科目を配置した。そのことにより、基本書的な判例学説の勉強の土台を固めてから、3年次後期に実務的な勉強に進むことができる。
17	在学中受験を希望する者との面談を個別に行い、必要な事柄の聞き取りをしている。
19	3年秋学期に実務基礎科目を集約することで理論から実務へ移行する教育編成を実践・徹底している。
20	在学中の司法試験合格者を念頭に、法律実務基礎科目のうち3年次履修が可能な科目をなるべく後期に開講することとしている。
21	特になし。
22	法律実務基礎科目を多く配置している。また展開・先端科目についても後期配当科目を多く置いている。
23	司法試験合格者若しくは不合格者向けの科目の設置
24	現在検討中です。
25	3年次後期には法律実務基礎科目を集中的に配置し、在学中受験の有無にかかわらず、法科大学院修了と司法試験合格後の司法修習との連携を強化することとした。
26	現時点では特になし。

27	3年次前期は司法試験の準備のため3年生科目は原則、前期前半のクォーター科目のみとし、多くの科目は3年次後期に移動させて、司法試験に専念できるようにした。3年次後期には、主に、実務系基礎科目や展開・先端科目を配置している。司法試験受験を終えた後であれば、学生は、受験勉強にとらわれることなく、各人の目指す法曹像や興味・関心に従って、これらの科目を選択して履修することができる。これによって、より良い学修成果があがるものと期待される。
28	カリキュラム検討中であり、在学中受験を踏まえた実務科目の充実等を検討している。
29	司法修習へ円滑に架橋するため、3年次後期には、実務系科目を中心に配置する。
30	3年次後期には、展開・先端科目や実務科目を中心とした科目を配置し、司法試験合格後を見据えた応用的かつ実践的な学修ができる体制を整えている。
32	教育課程において在学中受験に対応すべく、下位年次における履修制限単位の緩和、上位年次担当科目の履修許可制度を設けている。
34	当法科大学院は未修者教育に力を入れているので在学中受験を希望する学生が少ないが、未修者教育向けのカリキュラムを維持しつつ、在学中受験プログラムを設置し、同プログラム履修者については、2年次における履修登録上限単位を通常課程よりも増やすことで法律基本科目応用科目の履修を増やすことを可能とし、また、通常課程で3年次後期の仕上げの科目と位置付けている「総合演習」を2年次後期に履修し、通常課程で2年次後期に実施している法律実務基礎科目を3年次後期に履修させることによって在学中受験を可能にしている。

■授業や教育方法の特徴

Q4 Q1～Q3 で回答した内容以外に、授業や教育方法における貴法科大学院の特徴、注力している取組があれば記載してください。

番号	Q4 自由記述
1	①法科大学院と法学部との連携によるシームレスな法学教育の実現（学部生の間から法科大学院を意識させる工夫等）、②未修者のための入学前導入教育と学習カルテによる個別指導の強化など未修者教育の充実、③知的財産法分野の教育の充実と社会的ニーズに即応した継続教育の実施。
2	補助教員活用の方法と規模について試行錯誤を始めている。
3	①科目等履修生制度の積極的な導入 ②社会人学生対応のためにコロナ以前から積極的なオンライン授業の活用 ③科目特性に応じた多様な期末試験（レポート試験など）の導入
4	法律基本科目7法については、期末試験のほか、15回のうち8回目授業が終了した時点で、中間試験期間を設け、定期試験を実施している。また同科目については、期末試験後に講評期間も設定している。
5	総合法政専攻や公共政策大学院との合併科目も含む高水準の授業展開
7	コロナ禍でも同時双方向授業にこだわって実施した。
9	教育目標に示すとおり、様々な分野で指導的な役割を果たす創造力のある法曹を養成すべく、司法試験合格レベルに到達すればよしとするのではなく、とりわけ、法制度に関する原理的・体系的理解、緻密な論理的思考能力の涵養に注力している。
10	コンタクトティーチャー制度を通じて、学期ごとに学生と個別面談を行い、ウェブ上でその記録を作成し、専任教員の間で共有し、学生に対しきめ細かな指導を行っている。学生ごとに、成績表に基づいて面談を行うことで、苦手科目・得意科目を客観的に明らかにした上で勉強方法の問題点や改善点を話し合い、今後の効果的な勉強方法を検討しつつ、また、進路について不安をもっている学生に対しても、教員に気軽に相談できる環境を作ることで精神面でも学生をサポートしている。 各種アンケートを通じて学生の声を聴取する機会を頻繁に設けている。たとえば、授業の第6週目に実施する授業改善アンケートにより、集計後改善した授業を直ちに実施することができ、また、各学期末に実施する研究科アンケートによる授業の順位付けや、成績優秀教員の選出は、より良い授業を実施するインセンティブの1つとなっている。
11	司法試験に必要な科目はほぼ2年次に履修を終わらせることとし、3年次前期の負担は軽めに設定している。
12	岡山弁護士会による授業参観等によるFD、九州大学との連携による科目間FDの取り組みを継続している。

13	基礎から応用へと段階的に進展する積み上げ方式のカリキュラムを構築し、少人数教育を徹底し、実務教育の充実を図るとともに、入学前事前指導を実施し、双方向授業を導入する等、教育方法の改善を重ねている。特に教員と学生との距離感を縮め、教員室を気軽に訪ねて質問したり学修上の助言を求めたりする学生に速やかに対応している。
14	判決文・準備書面等の法律文書を確実に書けるようになるための添削指導等を導入している。また、一部の授業について、オンデマンド授業、オンライン授業等、教育内容に適合した多様な指導方法を導入している。
16	・少人数授業を実施している。 ・実務家教員の授業を多数設定している。
19	研究者教員と実務家教員が共同で教材開発と授業実施に取り組んでいる。
20	インプットした知識に対応するアウトプット力を涵養するために、2年次および3年次において「法学実務演習Ⅰ～Ⅳ」（各1単位）を開講するとともに、課外の添削プログラムを実施している。
21	入学前の導入授業や夏期講座等が充実している。共通到達度確認試験等の客観的データを積極的に活用している。
23	特になし
24	学生の多様性の確保はロースクール制度の大きな柱のひとつですが、それは未修者の法学教育がしっかりとなされることを大前提とします。本研究科では、未修者教育で最大の効果を期待できる少人数教育を前提にしつつ、さらに法学部の協力を得て、未修者の学習をバックアップする体制を構築しています。 その他に、入学前教育、司法試験合格者である助教との相談（アカデミック・アドバイザー制度）、教員のオフィスアワー、最適な自習環境、学生生活・就職委員会による合格後の就職フォローなど、法律の学修に集中できる環境や、工学部などを卒業した完全未修者を合格に導くなど、基礎から応用まで安心して学べる環境も整えています。
25	多様な先端・展開科目等を設置しつつ、本法科大学院の学生の平均的学力を考慮して、法律基本科目の実力養成のため、丁寧な重ね塗り教育に注力している。
26	入学定員40名の小規模校である点を活かし、必修科目の演習授業は10～15名程度の少人数のクラス制度を導入している。多方向・双方向の授業を行い、「顔の見える教育」を進めている。
27	学修サポート制度： ・授業外で、充実した学修サポート制度を提供している。具体的には、本研究科を修了した若手弁護士がアカデミックアドバイザーとなり、在学生や修了生に対して、各種のゼミや講義、起案指導、答案添削などの学修サポートを行っている。また、本研究科を修了したばかりの修了生がチューターとなり、在学生に近い存在として、在学生に対する期末試験対策講座や学修相談、司法試験報告会などを行っている。 女性法曹プロジェクト： ・法曹に占める女性の割合が低いこと、女性の司法試験合格率が男性に比べて低いことなどの問題状況を受けて、より多くの女性

	<p>法曹を送り出すべく、女性法曹プロジェクト（Female Lawyers Project）を行っている。具体的には、法科大学院生・学部学生・高校生を対象として、女性法曹による講演会とパネルディスカッション、本研究科出身の若手女性法曹による座談会と交流会などを行っている。これらの活動を通じて、女性法曹が社会の様々な分野で活躍していることを広く認識してもらうとともに、先輩の女性法曹をロールモデルとして、自分が将来目指す法曹像を明確にってもらうこと、女性法曹を取り巻く困難や支障について認識しつつ、それらをどのようにして克服すればよいかを理解してもらうことなどを狙っている。さらに、学部学生や高校生に法曹の仕事への関心を持ってもらい、法曹を志望する女性の裾野を広げることも、このプロジェクトの重要な目標である。</p>
29	<p>論文作成能力を段階的に高めるために、「リーガルリサーチ」→「各基本講義科目」→「各演習科目」→「各事例研究科目」の順で、各段階に応じた論文作成指導を行っている。</p>
30	<p>本研究科における学生の学力には格差があることから、基幹科目である演習、総合演習においては、学力別のクラス編成を採用している。</p>
32	<p>国際協力機構（JICA）協力のもと正課科目に「海外エクスターンシップ」を設置して、ベトナムやラオスの現地法支援事務所等にて法支援の実情及び法整備支援について研究し、実務を体験するプログラムを設定している。</p>
33	<p>必修科目については、講義・演習の録画をしており、学生はいつでも視聴できる。また、基礎演習、特別演習という名称の科目を設置し、前者については一定の方向性に基づいて教育内容を設定し、後者については各担当教員の専門分野にかかる実践的な演習を実施している。</p>
34	<p>当法科大学院は未修者教育に力を入れており、未修者向けに入門科目を設置し、法律基本科目・基礎科目については、1年次で全部を修得させるのではなく、2年次前期まで1年半かけて修得させるなどの工夫を行っている。また、民法や刑法については、他の法科大学院よりも科目数（単位数）を増やし、未修者でも十分に理解を深められるように丁寧な教育を行っている。</p>

(2) 学修サポート

■ 修学充実のための支援

Q5 全学生を対象とした修学充実のための支援として、実施している内容を選択してください。

複数回答		n	%
	全体	(34)	
1	補助教員（チューター、アカデミック・アドバイザー等）の配置	27	79.4
2	クラス担任制	21	61.8
3	オフィスアワーの設定	30	88.2
4	補講クラスの開講	8	23.5
5	集中講義の開講	19	55.9
6	オンデマンド教材の活用	17	50.0
7	復習用教材の作成	12	35.3
8	反転授業	9	26.5
9	学修状況に応じた個別指導	22	64.7
10	その他	7	20.6
	無回答	1	2.9

番号	Q5_10 その他【】
4	学修支援システムの提供
7	1人の学生に対し複数のアドバイス教員を配置している。
13	学修指導DVDの作成
26	学費相当額の給費奨学金制度を入学定員40名の6割にあたる24名分用意しており、司法試験に向けた勉強に専念するための経済的支援を行っている。
28	修了生によるオンラインサポート
30	クラス担任制は実施していないが、学生が希望する教員を選択できる指導教授制度を設けており、奨学金の推薦、学修方法に対する助言、修了後進路についての相談等に応じている。
34	授業の内容に対する理解をより深めることなどを目的とする「教科指導」を行っている。また、②に近いが、クラス担任ではなく、学生1人1人に担任をつけている。具体的には、入学前から入学予定者1人1人に担任を決め、その担任が入学後も同じ学生を担当し、卒業後法務研修生になっても引き続き担任として支援を行っている。

■社会人経験を有する学生の受入推進・学修支援

Q6 社会人経験を有する学生の受入推進・学修支援を目的として、実施している内容を選択してください。

※社会人の定義は、各法科大学院の募集要項等における定義とします。

複数回答		n	%
	全体	(34)	
1	リアルタイムでのオンライン授業	6	17.6
2	オンデマンド授業	4	11.8
3	長期履修制度	10	29.4
4	入学前教育	16	47.1
5	平日夜間・土日開講授業	4	11.8
6	補助教員（チューター、アカデミック・アドバイザー等）の配置	18	52.9
7	クラス担任制	17	50.0
8	オフィスアワーの設定	22	64.7
9	経済的支援制度の利用促進（専門実践教育訓練給付金等を含む）	15	44.1
10	異なるバックグラウンドの学生に対応した入試制度の設定	17	50.0
11	その他	4	11.8
	無回答	2	5.9

番号	Q6_11 自由記述
4	学修支援システムの提供
26	上記の取り組みを実施しているが、社会人経験を有する学生の受入推進・学修支援を目的として実施しているものではなく、全学生への学修支援として実施している。
28	修了生によるオンラインサポート
34	昼間に行った「教科指導」（授業の内容に対する理解をより深めることなどを目的とする非正規授業）の動画を提供している。また、⑦に近いが、クラス担任ではなく、学生1人1人に担任をつけている。具体的には、入学前から入学予定者1人1人に担任を決め、その担任が入学後も同じ学生を担当し、卒業後法務研修生になっても引き続き担任として支援を行っている。さらに、⑩に近いが、多様な人材を受け入れるために、未修者コースの入学者選抜においては「特別考慮」の制度を設けている。

■法学未修者の受入推進・学修支援

Q7 法学未修者の受入推進・学修支援を目的として、実施している内容を選択してください。

複数回答		n	%
	全体	(34)	
1	補講クラスの開講	8	23.5
2	集中講義の開講	8	23.5
3	オンデマンド教材の活用	11	32.4
4	入学前教育	26	76.5
5	補助教員（チューター、アカデミック・アドバイザー等）の配置	26	76.5
6	クラス担任制	20	58.8
7	1年次必修科目担当教員のFD強化	8	23.5
8	復習用教材の作成	8	23.5
9	反転授業	5	14.7
10	その他	8	23.5
	無回答	2	5.9

番号	Q7_10 その他【】
2	学修カルテを作成し教員間で共有
4	学修支援システムの提供
5	若手弁護士等（修了生）による法律文書作成指導
8	【1年次必修科目を中心とした講義内容の収録・提供。学期末試験後の個別面談の実施】
12	共通到達度試験を個別のフォローアップに活用している
26	上記の取り組みを実施しているが、法学未修者の受入推進・学修支援を目的として実施しているのではなく、全学生への学修支援として実施している。
28	異なるバックグラウンドの学生に対応した入試制度の設定、修了生によるオンラインサポート
34	授業の内容に対する理解をより深めることなどを目的とする「教科指導」が、1年次必修科目について多く開講されている。また、⑥に近いが、入学前から入学予定者1人1人に担任を決め、その担任が入学後も同じ学生を担当し、卒業後法務研修生になっても引き続き担任として支援を行っている。さらに、進学後の雰囲気を経験していただくことで、より具体的に本法科大学院の学びを知ることができる機会として1年次科目の「授業体験」を設けている。

■学修を充実させるための支援

Q8 学修を充実させるための支援として、工夫している内容や注力している事項があれば記載してください。

Q8-1. 全学生対象の支援

番号	Q8 自由記述_1. 全学生対象の支援
1	オフィスアワーの実施。実務家教員控室の学生への開放。自主ゼミ用のミーティングルームの開放。
2	全学生対象の支援として、授業と連動する形での補助教員による論述起案の添削指導を2年次の複数の科目で22年度に試行的に導入した。
3	①成績不振者面談 ②学生間ゼミに利用のためのオンラインツールの学生への提供 ③判例・文献検索ソフトの提供 ④平時は24時間利用可能な自習室の提供
4	学修支援システムにより基礎を確認する択一テスト等を利用させている。
6	成績不振学生には、学期ごとに教務担当教員による面談を受けてもらい、自らの学習のあり方を見直す機会としてもらっている。
7	弁護士チューターを配置している。
9	定期試験における複写式答案用紙の導入。法科大学院学生専用の自習スペース（指定席）として、学習室・自習室の設置。専用ロッカーの貸与。科目ごとの学習相談・オフィスアワー。担任委員会・教務委員会による成績不良者面談。
12	学期ごとに研究科長と教務委員長による学生面談を実施している。
13	・学生1人に対して、教員2-3人をチューターとして配置して、学修のみならず学生生活全般について個別指導を行っている。・若手弁護士によるリーガルフェローゼミ 授業の理解を深めるとともに基本・基礎を核として知識を結び付けていく学修法や、基本書や判決文等を緻密に読み込むための読解法などを洗練させるために、在学生及び修了生向けに学修フォローゼミを開設している。本法科大学院のみならず、他の法科大学院を修了した弁護士も加わっている。
14	学生全員が利用可能な学修スペースを提供するほか、オンラインデータベースを複数導入し、電子図書などを積極的に購入することで、コロナ禍における学修環境整備にも注力した。
15	法科大学院独自の奨学金、履修カルテの運用を利用した学修指導
16	・同窓会組織による学修相談を実施している。・学年を問わず任意に参加することができる勉強会を教員がコーディネートして開催している。
17	学修についての教員との懇談会

20	自身の授業理解度を確認するオンライン上の復習ツール（短答マラソン）の活用、授業科目と連動した論文添削指導、実務家教員が作成したオンデマンド動画教材の提供を実施
21	2か月に1回のクラス面談により、学生の学習状況、生活状況を把握し助言を行っている。授業理解の促進を目的とした「支援プログラム」を1年次6科目、2年次1科目について実施している。
23	オフィスアワーの実施
24	原則として全ての授業で「録画（又は録音）」を行っており、授業終了後の復習等に使用することができるようにしています。また、長時間勉強に励むことができるよう、全学生に対し、休日も含め毎日7時～24時まで使用できる、ゆったりとしたスペースの個人専用の机を用意しています。各席でインターネットを利用することが可能であり、予習・復習はもちろん、学生個々のニーズに応じた学習のための情報収集ができます。併せて、個人専用ロッカーも用意しています。
25	本学OB0G弁護士数十名が任意に参加したメーリングリスト「知恵袋」によって、全学生および修了者の学修上の質問に答える機会を設けている。
26	教育補助講師は「教育補助講師室」に常駐して学生の学習相談に対する指導を実施している。さらに、1・2年次には授業の進度に合わせた「補習」、3年次には司法試験に向けた「ゼミ」を開講し、段階的に学修支援を行っている。
27	チューターやAA(アカデミックアドバイザー)によるサポート、教員によるオフィスアワーの実施をしている。
28	プレスクーリング（入学前導入教育）、担任制、修了生によるオンラインサポート、学期末成績を踏まえた専任教員による個別面談、教育補助講師（チュータ）による指導、授業の補修
29	本学出身弁護士アドバイザーによる答案作成演習
30	科目の質問に対応するのにオフィスアワーのみでは十分に対応しきれないため、その拡充として、恒常的に指導学生の学修上の質問に答える「学習指導」の時間を設けている。
32	専任教員による個別答案添削
33	年2回の学内での実力確認試験の実施、民間業者による模擬試験の受験料補助
34	入学前にガイダンスだけでなく、OB・OGや在学生との交流会を行い、法科大学院における学修について具体的なイメージを持ったり質問をしたりする場を設けている。在学中は、科目ごとのアカデミックアドバイザーによるゼミや学修全般の相談や各科目の質問まで幅広く対応するチューターによる学修支援、学生の学修の状況等の情報を集約した学生のカルテともいえるべき「学生カード」を作成し、それを活用した担任による個人面談や科目担当教員による個人指導を行っている。これらの支援は、卒業後法務研修生となってからも受けることができる。

Q8-2. 社会人経験を有する学生対象の支援

番号	Q8 自由記述_2. 社会人経験を有する学生対象の支援
3	①同時オンライン授業の積極的導入 ②夜間や土日の時間帯を利用したチューターゼミ ③学習用教材の充実
4	入学前指導において、学習方法も含めて丁寧な指導を行っている。
5	若手弁護士等（修了生）による法律文書作成指導
6	多くは法学未修者として入学してくるため、法学未修者として支援を実施している。
12	入学時に OBOG 弁護士による個別相談を実施している。
14	長期履修制度
15	夜間・土曜日における授業科目の開講
20	社会人経験者のみが対象の支援はない
21	特になし。
24	平日昼間に就業する社会人等が、平日夜間と土曜日の授業だけを履修することで修了することを可能としたカリキュラム・時間割を設定しています。併せて、職業を有していて学修時間の確保が困難である学生のために、長期履修学生制度も導入しています。また、原則として全ての授業で ICT を用いた「モバイル遠隔授業」を実施しているため、出張等で登校できない場合でも、一定回数、授業を遠隔地から同時双方向型で受講することができます。
25	本学 OBOG 弁護士数十名が任意に参加したメーリングリスト「知恵袋」によって、全学生および修了者の学修上の質問に答える機会を設けている。
26	社会人経験を有する学生のみを対象の支援は行っておらず、全学生対象の支援に網羅している。
27	社会人を限定しての対応はない。
28	貸与奨学金制度
29	本学出身弁護士アドバイザーによる学修指導
30	特になし。
32	補助教員（チューター、アカデミック・アドバイザー等）の配置、クラス担任制の採用により、学修計画策定の相談・サポート
34	特にこれに特化したものはないが、全学生対象の支援や法学未修者対象の支援が同時に社会人経験を有する学生に対する支援にもなっていると考える。

Q8-3. 法学未修者対象の支援

番号	Q8 自由記述_3. 法学未修者対象の支援
1	未修者学修支援室の設置。院長・教務委員長による個別面談の実施。学習方法についてのOBOGからの講習会実施。入学前導入教育の実施。個人別に学習状況を記載したカルテを作成し教員が共有
2	法学未修者対象の支援として、導入科目「法律基礎演習」を用意するほか、授業と連動する形での補助教員による授業の進度に合わせた学修方法の指導を実施している。
3	未修者用のチューターゼミ
4	入学前指導において、学習方法も含めて丁寧な指導を行っている。
5	若手弁護士等（修了生）による法律文書作成指導
6	本法科大学院では、未修者教育をより一層充実させるという観点から、未修1年次の学生に対して、担任制度を設けている。各学生に対して主担任教員及び副担任教員をそれぞれ1名充て、1年次在学中は夏学期末、冬学期末に面談を行う。面談において、学生は教員に対して学修状況を報告し、教員は、当該学生に対して適切な指導を与える。
7	未修者チューターを配置している。
9	・入学までに期待される事前学習についての指示（必読文献リスト）の合格通知に同封 ・入学前の授業見学会を実施（事前学習の方法等を説明） ・開講前集中講座において、「司法制度の概要」及び「法情報調査1」の履修を義務付けるなど、1年次に配当される法律基本科目の学習をスムーズに開始することができるよう、特段の配慮 ・法科大学院を修了して法政理論専攻博士後期課程に進学又は編入学した学生を法科大学院教育補助スタッフとして採用し、小テストの実施を行い知識の定着を促している。 ・未修者キャリアサポート・学習サポート懇談会を企画・開催し、法学未修者の進路状況、法科大学院での学習や司法試験に向けた準備の在り方等について説明
11	未修者スタートアップ・プログラムとして、入学後1年間はもとより、入学前・2年次進学後も含めて、きめ細やかな学習支援を実施している
12	OBOG 弁護士を学修アドバイザーとして配置している。
14	法律基本科目における中間テストの実施、個別学修指導の実施、進級率のチェック等を行い、スムーズに2年次・3年次へ進級できるようにしている。
15	指導教員によるきめ細やかな指導
19	1年次の未修者コースでは、学生3名ないし4名に1人の指導補助教員を配置し、グループごとに丁寧な指導を目指している。
20	法学を学び法曹を目指すうえでの導入科目および論文作成の基礎を学ぶ科目の必履修化
21	特になし。

23	「フォローアップ演習」の実施
24	未修者教育で最大の効果を期待できる少人数教育を前提にしつつ、さらに日本大学法学部の協力を得て、未修者の学習をバックアップする体制を構築しています。 また、未修者を主な対象とした正課外の講座として、行政法、民事訴訟法、刑事訴訟法の基礎重点講座や、本学出身の現役弁護士による文章の表現力を上げるための課外講座等も実施しています。
25	上記とは別に、未修者のみを対象とする「弁護士チューター」制度も設け、1名のOBOG弁護士が学生2～3名を担当して学習相談に応じることとしている。
26	法学未修者のみを対象の支援は行っておらず、全学生対象の支援に網羅している。
27	法学未修者を対象として入学前にAAによる「導入講義」の実施やゼミを実施している。
28	共通到達度確認試験を利用した個別学修指導
29	本学出身弁護士アドバイザーによる学修指導
30	入学前導入教育において、純粋未修者に対する指導を行っている。
32	必修科目直後のオフィスアワー設置
33	教学補佐(上級生)による勉強会、春学期の定期試験前の学習指導
34	入学前教育においては、憲法、民法、刑法の学修方法についてのプレセミナーを行うだけでなく、法律全般の学修に必要な技術である法情報検索、法文書作成についてのプレセミナーも行っている。

■学習モチベーション維持のために行っている取組

Q9 学習方法のアドバイスやメンタルヘルス対策など、学生の学習モチベーション維持のために行っている取組があれば、その内容を記載してください。

番号	Q9 自由記述
1	法学研究科及び大学全体のメンタルヘルス対応を学生に 周知し、必要な場合は教員が学生に付き添って メンタルヘルスの専門家へ対応を引き継いでいる。
2	法学未修者対象の支援として、導入科目「法律基礎演習」を用意するほか、授業と連動する形での補助教員による授業の進度に合わせた学習方法の指導を実施している。 メンタルヘルス対策としては、専門のスタッフによる学生心理相談室を開設している。
3	学生と教員 1対1の個別担任制の導入
4	クラス担任制を採用しており、適宜、担任教員がクラス会を開催している（オンライン開催も含む）。また、原級留置者に対しては、担任教員が面談を実施し、学修計画の作成・助言を行っている。そのほか、担任教員と学務委員が連携し、必要に応じ、学生との面談を実施している。

5	教育支援室・学習相談室の設置
7	アドバイス教員面談を、前期・後期各1回実施している。
8	未修1年次学生を対象として、学期末試験後に教員チームが個別面談を実施して学習方法のアドバイスやメンタル面のケアを行っている（上記7⑩）。
9	各学期はじめにその前の学期の定期試験に関する結果説明会を開催し、司法試験合格率との相関関係を説明するなどして、本法科大学院の学修に前向きに取り組むよう定期的に促しているほか、そうした機会をとらえて、レベル別の学修の仕方等につき概括的ながら助言を行っている。
10	コンタクト・ティーチャー制度（教員1人当たり10名程度の学生を担当）を通じて各学期に1回の面談を実施し、学生の状況把握に努めている。
11	入学後に複数回、全学生との面談を行っている。特に未修者については頻度を高めている。
12	・毎年4月にメンタルヘルス講演会を実施。・学期ごとに研究科長と教務委員長による学生面談を実施している。
13	・学生1人に対して教員2～3人をチューターとして配置し学修のみならず学生生活全般にわたる個別指導を行うため、前記及び後期に面談を実施。・実務法学専攻長、副専攻長による、個々の学生の学修の到達状況を確認し学修プラン等を助言する面談を実施。・学長裁量経費を獲得することにより、学生自習室をリニューアルし、学生の学修モチベーション向上を図っている。
14	入学時に学生グループを作らせ、グループ課題を与えることで、早期に学生同士のつながりを作っている。また、毎年度個別学修指導を行うことで、苦手科目の確認や対策アドバイス等を行っている。
15	毎学期ごとの指導教員との個人面談の実施、若手弁護士との交流の機会の設定
16	学生相談室を設置し、希望者にはカウンセラーによる学生のメンタルケアも行っている。
17	学修についての教員との懇談会
19	1年次の未修者コースでは学生3名ないし4名に1人の指導補助教員を配置し、授業の補完だけでなく、勉強の仕方等についても気軽に相談できる体制を整備している。
20	専任教員が個別に学生の担任となる他、修了生弁護士が学習方法等の個別相談に応じる担任補佐制度、外国籍の修了生による留学生のための学習方法ガイダンスの実施等の取組をしている。
21	2か月に1回のクラス面談により、学生の学習状況、生活状況を把握し助言を行っている。

22	学生からの要望があればアカデミックアドバイザー教員による面談は随時実施している。1, 2か月に1回程度教員とチューター間の意見交換を行っている。チューターによる面談等は随時実施している。
23	個別面談の実施
24	司法試験に近年合格し、現役弁護士としても活動している助教が、アカデミックアドバイザーとなり、オフィスアワーを設定し、学生からの学修方法や、生活面等、広範囲の相談に対応しています。また、深刻な心理的な悩みや問題についての相談は、日本大学法学部の「学生支援室」で、心理カウンセラー（臨床心理士）が、相談内容の秘密を厳守し対応しています。
25	小規模の法科大学院であるから、クラス担任や科目担当者が随時学生の相談に応じる習慣が定着し、かなり機能しているほか、上記のようなOBOG弁護士による支援システムにおいても、学生のメンタル面の相談にも応じている。
26	日常的には、教育補助講師が教育補助講師室に常駐しており、学習方法等のアドバイスを行っている。また、年に2回、クラス担任・副担任（専任教員及び教育補助講師）が学生個別面談を行っており、学習相談のみならず、日々の悩みや不安等について相談できる場を設けている。
27	AAによるパートナーゼミを実施している。
28	専任教員による担任制度や学期末の個別面談により、学生の学習状況や生活状況を随時把握するとともに、すべての在學生に法科大学院修了者をメンターとして割り当て、オンラインで随時相談等できるサポート制度を導入している。
29	・司法試験合格者による合格体験談を聴く会の実施 ・メンタルヘルス対策 学部生と同様に大学院生（法科大学院生を含む）に対しても学生生活をはじめ人間関係やこころの問題などで相談をしたいと思ったときに自由に話せる学生相談室を保健センターに設置している。学生相談室には、精神科学校医ならびに専門カウンセラーが常駐し、様々な相談に対応し、学生のメンタルヘルスをおこなっている。また、保健センター・大学生生活支援室において個別学修支援や学生のモチベーション維持を含めた各種メンタルヘルス講座を開設している。
30	特になし。
32	クラス担任制において担任教員と希望する学生とで適宜面談を行い、学修計画や学修方法のアドバイス、また学業成績に基づいた指導等を行っている。
33	カウンセラーが週1日常駐しており、予約制で学生が相談する機会を提供している。また、それ以外にも進路などに特化したキャリアカウンセラーへの相談ができる。全学の部署との連携も行っている。
34	年に4回担任による個人面談を行い、学修上の悩みなどを聞き、アドバイスをを行った励ましたり、法科大学院への要望を聞いたりしている。特に、成績発表後には、その学期の振り返りを行い、これからの学修方法について学生とともに考えている。ま

	た、面談においては、司法試験合格までのビジョンを描かせ、モチベーション維持にも取り組んでいる。
--	---

(3) 入学前の取組

Q10 法科大学院入学前に、入学予定者に対して行っている取組を選択してください。

複数回答		n	%
	全体	(34)	
1	入学前の自主学習に関する支援（入学前課題や入学前の学習についてのガイダンス等）	31	91.2
2	入学後の学修に関する導入講義	22	64.7
3	入学後の学習内容や学修方法に関するガイダンス	28	82.4
4	修了生や実務家等との座談会・懇親会	17	50.0
5	職員・教員による相談会	14	41.2
6	その他	5	14.7
7	入学前には実施していない	1	2.9
	無回答	1	2.9

番号	Q10_6 その他【】
2	入試問題解説講義、主要科目の定期試験問題とその解説の配布、修了生弁護士の講演、在学生との相談会、授業参観機会の提供
11	入学時点でのテストにより事前学習を要求する
20	4 および5はコロナ禍前は実施していたが、現在は中止している。
26	オンデマンド動画の公開、自習室の利用、法情報データベースの利用
34	授業体験および早期履修制度、自習室の利用、担任制

(4) 募集広報

Q11 募集広報活動の中で法科大学院入学希望者を増やすために法科大学院の教育に触れる機会として行っている取組を選択してください。

複数回答		n	%
	全体	(34)	
1	法科大学院入学希望者を対象とした講義または授業（模擬授業等法科大学院の授業を体験できる取組）	14	41.2
2	法科大学院の教員による講演（大学紹介として行われたものは除き、学問的啓発等に関する取組）	9	26.5
3	上記1. 2. は除き大学院について実際に見聞きすることができる取組（相談会やオープンキャンパス等）	31	91.2
4	複数の大学院と合同で実施する大学院紹介に関するイベントの開催	14	41.2
5	その他	8	23.5
6	行っていない	0	0.0
	無回答	1	2.9

番号	Q11_5 その他【】
4	地元弁護士会との共催により弁護士業務の紹介を目的とした座談会
5	法科大学院紹介ガイダンスの実施
11	キャリア・パス講座の法曹コース生への開放
12	地元弁護士会法科大学院支援委員会との連携による中四国地域大学での講演会の実施
19	学部1年生を対象とした春学期の法務演習で、法曹になるための道筋、実務法曹による授業等を実施して、法曹志望者の増大を目指している。
26	上記4は企業が企画したイベントに参画
34	模擬裁判の公開

Q12 募集広報活動として工夫している事項を記載してください。（広告の掲載等イベント以外のもも含む）

番号	Q12 自由記述
2	今年度はオープン・キャンパスをハイブリッド式で実施した。
4	入試説明会以外に、希望者に対しオンライン個別相談会を実施している。
7	オンライン相談会を実施している。

9	入試説明会等は遠方の入学希望者も参加できるよう対面、オンラインを併用したハイブリッド方式で開催している。
10	在学生による相談会を実施することで、受験生に生の声を届ける努力をしている。
11	修了生の活躍情報をホームページで紹介している
12	オンライン説明会、オンライン個別入試相談会の実施
13	入試説明会（本学主催、他法科大学院主催への参加）
14	Zoomによる入試説明会
15	オンラインによる入試説明会の開催と教育施設のライブ紹介の実施
16	地方の方でも参加しやすいように入試説明会をハイブリッド方式で実施した。
17	オンラインによる個別相談会
19	教育課程連携協定締結校やその他の大学学部において、法科大学院説明会を実施している。
20	法科大学院案内パンフレットの作成、学内での入試説明会を年に複数回実施、複数の法科大学院が参加する合同説明会への参加、大学院案内冊子・ウェブサイトへの記事掲載（スタディ・サプリ、AERA ムック等）
21	Web ページのアクセス数の多いページについて充実を図っている。
22	法科大学院で実施した様々な取り組みや行事を逐一法科大学院専用ホームページに掲載している。2020 年度からオンラインを中心に入試説明会を複数回実施している。法学部生対象の説明会是对面にて実施している。また本学法学部 GLP（法曹コース）生対象の説明会を実施している。
23	オンライン広告や公式 Web ページにおいて、本法科大学院の特徴が分かり易くなるよう構成や表現を工夫している。
24	法科大学院を特集したムックへの情報掲載や、web で法科大学院を検索している人へ本研究の紹介ページが表示される広告を行っています。また、5 年一貫法曹養成コースを含め、法学部からの進学者を増やすため、在学生のみを対象とした、特別な説明会・相談会を実施しています。
25	新聞、雑誌（大学特集）に広告を掲載している。
26	入試要項・出願書類はすべてホームページ上に公開し、取り寄せをしなくても、自宅で印刷することで出願書類を入手できるようにしている。
27	YouTube での過去問解説動画の配信
28	オンラインで随時受付可能な進学相談、他大学や本学の他大学院と合同で開催する進学説明会・相談会、法科大学院独自で開催する進学説明会・相談会、個別の大学との間で交渉して実施する進学説明会、法科大学院で開講されている科目を公開する公開授業、法科大学院の授業および施設を進学希望者に開放する一日法科大学院生企画などを行っている。

29	学内での大学院説明会においては、在学生も広く周知し、近隣大学でも本法科大学院説明会の実施を予定している。
30	特になし。
32	各種説明会の実施を始め、公式 LINE にて友だち登録された方を対象に、入験情報や各種イベント情報、教員の声などの投稿を通じ、法科大学院の魅力を届けるべく随時発信している。説明会の際には、本学出身の弁護士の方の中から選出されたアカデミック・アドバイザーによる答案の書き方説明会を適宜開催し、入試だけでなく司法試験合格に必要なポイントや具体的な勉強の進め方についても話してもらうことによつて、OB・OG による支援体制が充実していることをアピールしている。また、本学法学部生を対象に、学部と連携し法曹コースや早期卒業に関する説明会を適宜実施し、法科大学院進学への喚起を行っている。
33	LINE を活用した情報提供。
34	学内各学部における正規ゼミに訪問しての法科大学院制度の概要説明や、募集形式での法科大学院棟の見学、刑事模擬裁判公開を含む体験型での法科大学院への関心を高める取り組みを行うとともに、web ページでの入学説明動画の常時公開、学内各所、地元中心部の地下鉄駅でのパンフレット配布、社会人に向けた夜間開講を含む長期履修制度の積極的な告知など、多様な主体へのアプローチを行っている。

(5) キャリア支援

Q13 司法試験合格後を見据えたキャリア支援として実施している取組を選択してください。

複数回答		n	%
	全体	(34)	
1	インターンや採用等に関する情報提供	30	88.2
2	就職ガイダンスの実施（就職活動全般に関する内容）	20	58.8
3	法律事務所等の就職説明会の開催	13	38.2
4	修了生・実務家等との座談会・就職相談会の実施	18	52.9
5	職員・教員による就職相談	15	44.1
6	OB・OG 訪問のサポート	12	35.3
7	その他	8	23.5
	無回答	1	2.9

番号	Q13_7 その他【】
5	法律事務所への短期トレーニーの派遣
6	エクスターンシップ
11	実務家教員によるキャリア・パス講座
12	弁護士研修センター(OATC)を通じた就職支援の仕組みを整え、実施している
16	同窓会組織によるキャリア支援（修了生に相談できる場の提供）
21	法テラス・ひまわり基金法律事務所ガイダンスを行っている。
26	上記2は本学独自開催ではなく、法務系人材の就職支援企業が開催する就職ガイダンスの案内を修了生に周知している。
27	研究科主催のエクスターンシッププログラム等の実施

Q14 司法試験受験をやめた学生、あるいは司法試験合格に至らなかった学生に対するキャリア支援として実施している取組を選択してください。

複数回答		n	%
	全体	(34)	
1	インターンや採用等に関する情報提供	28	82.4
2	就職ガイダンスの実施（就職活動全般に関する内容）	12	35.3
3	企業等の就職説明会の開催	13	38.2
4	修了生や企業の方等との座談会・就職相談会の実施	11	32.4
5	職員・教員による就職相談	18	52.9
6	OB・OG 訪問のサポート	9	26.5
7	その他	5	14.7
	無回答	3	8.8

番号	Q14_7 その他【】
3	有職社会人なので、司法試験受験をやめた学生は、自身の職を継続することになる
7	希望する学生に対し、就職情報を提供している。
12	弁護士研修センター(OATC)を通じた就職支援の仕組みを整え、実施している
20	専用サイトへの情報提供
26	上記2は本学独自開催ではなく、法務系人材の就職支援企業が開催する就職ガイダンスの案内を修了生に周知している。

Q15 キャリア支援として、工夫している内容や注力している事項を記載してください。

番号	Q15 自由記述
2	在学生向けの法曹三者を含む様々な分野に関する進路講演会、及び司法試験合格者向けの就職支援説明会の開催に注力している。
4	法テラスによる説明会の開催、法律事務所等から求人情報の提供や公務員試験情報の提供などを行っており、実務家教員などによるキャリア指導なども実施している。
6	法科大学院出身者である弁護士にキャリアアドバイザーに就任していただき、個別に在校生の相談にのってもらっているほか、キャリアアドバイザー座談会という企画を開催いただき、在校生がキャリアについて早期の段階から目を向けることに寄与している。
7	単位付与科目として「インターンシップ」を開講している。

9	4月に進路懇談会を実施し、主に未修者を念頭に置いて、司法試験に限らず様々なキャリアが想定されうることを意識させ、プレッシャーを下げることを目標として、相当数の有力企業の参加を得て進路懇談会を開催している。また、年間2～3回、法学未修者向けにキャリアサポート・学習サポート懇談会を実施し、その中で、進路の選択や当該進路に進むための準備の在り方についての情報を提供している。
11	キャリアパス講座、ワークショップ企業内法務の開講など、法曹・非法曹を問わず、法律家によるキャリアパスに多角的に触れる機会を提供している。
12	弁護士研修センター(OATC)が実施する各種研修事業への大学院生の参加が可能となっている
13	授業の一環として、一般市民からの法律相談へ参加する機会を設けている。後述の質問番号27も参照。
14	弁護士事務所や企業等からの就職説明会や求人情報を在校生・修了生に教育支援システムのサイトで積極的に周知している。
17	キャリア支援窓口制度を設けて、OB・OGとの連携を図っている。
19	企業法務や開発法学を学ぶことができる授業を開講して、学生が法曹三者以外に広く将来に向けた関心を抱くきっかけ作りを積極的に行っている。
20	司法試験に合格した修了生の大多数が法律事務所所属の弁護士となっているが、企業の法務部門での活躍や博士後期課程への進学等、様々な進路の可能性を示すよう努めている。法曹コースの設置を機に、早期に法曹への興味・関心を高めるため、学部生を対象に含めた講演会等の行事を実施している。・毎年、経営法友会および国際企業法務協会との共催で、企業法務担当者と法科大学院生（他大学生も参加可）との交流イベントを開催している。
21	特になし。
23	同窓会組織との連携 ・在学中からの早期プログラムの強化 ・オンライン活用によるフレキシブルな参加環境の提供
24	法学部の就職指導課と連携することで、一般的な就職活動にも対応できるセミナーや講座を受講することができ、本学に届く、各種求人情報を検索・閲覧できるシステムを用意しています。また、本学出身の法曹により結成された「法曹会」と、こまめな連携を取ることで、修了後のサポート体制を構築しています。

25	<p>本法務研究科の専任教員で構成される組織として、「修了生支援委員会」を設置し、複数の教員が委員を務めている。法律事務所や企業等から弁護士や職員を採用する案内文書等が郵送、あるいはメールで送信された場合には、本法務研究科事務と共にこれらの委員が対応することし、連絡調整を図っている。また、連絡のあった当該法律事務所、企業に関する評判等の確認、コンプライアンスチェック等も可能な限りで行っている。さらには、本学出身の法律家（実務家及び研究者）で組織される「法曹会」の副会長を本法務研究科の研究科長が務め、上記法曹会との連携、キャリア支援を図ることとしている。さらには、上記法曹会と共催で司法試験合格祝賀会を実施して、本法務研究科修了の司法試験合格者を上記法曹会所属の実務家に紹介するなどしている。</p>
26	<p>修了時にメールアドレスを登録してもらい、当事務室に届いた法務系の求人や企業説明会について、メーリングリストを通じて修了生に周知している。</p>
27	<p>在学中にエクスターンシップ・プログラムを実施し、法律事務所や企業等数、官公庁、その他団体等の機関への学生の派遣を行っている。また年数回の研究科主催の企業・法律事務所による就職説明会の開催する他、本研究科 HP 等へ法律事務所や企業からの就職に関連する情報の掲載・更新を随時行っている。</p>
28	<p>法科大学院の同窓会組織が強固であり、同窓会を通じた就職支援を行っている。</p>
29	<p>法務研究科とも連携し、学生、修了生がみえることのできる掲示板上で、随時就職情報を掲示。</p>
30	<p>キャリア支援を強化するため、就職支援室を設置し、専属の担当者を配置している。</p>
32	<p>本学出身法曹有資格者による職域団体「法曹会」と就職支援委員会による各種支援行事の実施</p>
33	<p>専門業者と提携し、週1回程度、キャリアコンサルタントを常駐させ、個人に寄り添ったコンサルティングを受けられる体制を取っている他、キャリアガイダンスを実施し、キャリア形成意識の醸成を図っている。</p>
34	<p>修了生向けのメーリングリストを作成・管理し、求人、説明会、イベント等に関する情報提供を行っているほか、個別の相談に応じている。司法試験受験後の修了生に対して、サマーセミナー派遣支援を行っている。</p>

(6) 他の法科大学院との連携

Q16 他の法科大学院と連携した取組を行っていますか。

単一回答		n	%
	全体	(34)	
1	行っている	21	61.8
2	行っていない	12	35.3
	無回答	1	2.9

Q17 他の法科大学院と共同で行っている授業について、実施しているものを選択してください
(単位互換によるものは除く)

複数回答		n	%
	全体	(34)	
1	オンライン・オンデマンド配信を含む他の法科大学院の授業提供	5	14.7
2	他の法科大学院の教員を招聘して行う授業の開講	4	11.8
3	他の法科大学院の教員と自大学院の教員とで行う共同授業の開講	10	29.4
4	その他	0	0.0
5	他の法科大学院と共同での授業は行っていない	19	55.9
	無回答	3	8.8

Q18 他の法科大学院との共同授業を実施する上で工夫している内容や具体的な事例を記載してください。

番号	Q18 自由記述
2	質問 17 についての上記③の実践は、基本的には本法科大学院の教員の力の足りないところの助力をいただく性格のものである。
3	オンデマンド授業の提供にあたり、履修課程において学修成果を確認するための課題の実施等
4	「現代法の諸問題」という科目を開講し、各大学の専任教員が、先端的なテーマを取り上げ、オンラインで授業を行っている。
7	1 単位の授業について、2 大学から 4 名ずつの教員が担当し、互いに相手大学の無償の非常勤講師となっている。
10	授業の実施内容については、双方大学の教員が十分なコミュニケーションをとりつつ、責任を適正に分担して作成している。互いに多くの学生が参加してもらえよう、開講時期、曜日・時限、また開講場所に配慮している。たとえば、それぞれの大学の通常のカリキュラムに抵触しないよう、土曜日を利用しつつ、提携先の大学が有する梅田駅周辺の移設を利用している。
14	オンライン・オンデマンド授業など、多様な形態の授業を提供しつつ、その在り方については定期的に連携先法科大学院と協議を行っている。
20	共同授業なし
21	特になし。
24	学事日程が異なるため、受講者募集のタイミングや定期試験の実施日について、密に連絡を取り、学生に不利益がないよう注意しています。
25	特に実施していない。
26	他の法科大学院と共同での授業は行っていない。
27	なし
29	「公法事例研究」において、憲法・行政法に関する事例問題演習を他の大学と共同で行っている。
30	単位互換協定を結んだ法科大学院との間で、法律基本科目・外国法科目を中心に相互に授業提供、教材研究、期末試験問題の交換等を実施している。
32	連携法科大学院との「連携講義」を複数設置し、両大学の教員が共同で行う発展的演習科目として実施している。また、対面受講においては交通の便が良い本学のキャンパスを利用し、併せてオンライン受講も可とすることで、両大学の学生が参加しやすい環境を整えている。
34	県弁護士会と連携し、弁護士による実務的な内容の授業が提供されている。

Q19 未修者教育に関して、他の法科大学院との連携による取組を行っている場合は、その取組内容を記載してください。

番号	Q19 自由記述
2	執行部教員間で未修者教育の現状に関する情報共有と意見交換を行う会合を年1回定期的に持っている。
3	FDを通じた未修者教育の工夫、問題点についての意見交換を定期的を実施
4	「学生交流会」を開催し、未修者の学習方法等を含め、広く意見交換、情報交換を行う機会を設けている。
7	オンラインで学生交流会を実施している。
9	未修者1年次の学習到達度の比較・検討（両校で共通化した小テスト、共通到達度確認試験の活用）並びに今後の目標設定の検討を行い、また、各科目につき両校教員により構成されるFD分科会における効果の検証、教育のさらなる改善、共通授業の可能性の検討を行っている。
10	現時点での開講科目は3年時の演習に限定されているため、未修者教育についての具体的な取り組みは十分ではなかったところ、今後の検討課題として検討しているところである。
11	非常勤講師によるFD開催。
12	大学間連携FD協議会にて情報共有を行っている。
13	他の法科大学院FDへの参加
14	未修者教育に特化した連携は特になし。
20	なし
21	特になし。
24	行っていません。
25	特に実施していない。
26	他の法科大学院と共同での授業は行ってない。
27	なし
29	特になし。
30	単位互換協定を結んだ法科大学院との間で、法律基礎科目について授業提供、教材研究、期末試験問題の交換等を実施し、未修者教育充実化をはかっている。
32	連携法科大学院が入学前指導として実施している「法律文書の書き方」講義への共同受講
33	特に未修者教育に特化したFD研修会を定期的を開催し、情報共有・意見交換を行っている。
34	特になし。

Q20 他の法科大学院と単位互換制度を実施していますか。

単一回答		n	%
	全体	(34)	
1	実施している	14	41.2
2	実施していない	19	55.9
	無回答	1	2.9

Q21 他の法科大学院と共同でファカルティ・ディベロップメントを実施していますか。

単一回答		n	%
	全体	(34)	
1	実施している	14	41.2
2	実施していない	19	55.9
	無回答	1	2.9

Q22 上記 Q17～21 以外で他の法科大学院と共同した取組を行っている場合は、その取組内容を記載してください。

番号	Q22 自由記述
4	互いに入試問題をチェックし、難易度等の妥当性・適切性を検証している。
7	単位付与なしに、他大学の授業を見学し、イベントに参加する取組を行っている。
9	コロナ前には、他の法科大学院と共同で入試説明会を開催していたが、現在は中断している。また、法科大学院協会主催の下で他の法科大学院と共同で法科大学院説明会を開催していたが、これもコロナのために中断している。
13	他の法科大学院から、入学前事前指導課題や定期試験課題のチェックを受けている。
14	特になし。
15	九州地区の法科大学院と研究会を定期的に開催している。
20	なし
21	特になし。
24	行っていません。
25	特に実施していない。
26	他の法科大学院との連携は行ってない。
27	なし
29	特になし。
30	18, 19 の回答の通り

32	正課外授業としての「共同セミナー」、両校共同での裁判所見学・法廷傍聴、また連携法科大学院修了者を本学TAとして雇用するなど、連携した教育活動を行っている。
34	県弁護士会の法科大学院支援委員会の主催で、県内の法科大学院や法曹クラスを有する大学の教員同士で情報交換を行っている。

(7) 法学部との連携

Q23 連携する法曹コースの学生が科目等履修制度を使って貴法科大学院の授業を受講することは可能ですか。

単一回答		n	%
	全体	(34)	
1	可能である	17	50.0
2	可能ではない	8	23.5
3	その他	7	20.6
	無回答	2	5.9

番号	Q23_3 その他【】
6	法曹コース学生は、科目等履修生としてではなく、法科大学院科目を先行履修することができる
9	③法科大学院の倒産処理法2等を学部との共通科目とすることにより、学部側ではこれを「特別講義」として履修し、単位を修得することができる仕組みになっている。
12	連携協定に基づき、連携法科大学院の法律基本科目基礎科目を法曹コース必修科目として共同開講を行っている。
13	早期履修制度を利用して受講可能。
21	現状では法曹コースを設置していない。
26	本学法学部生3・4年生に対して法科大学院授業の先取履修を行っており、この制度を用いて本学法学部連携法曹コースの学生が先取履修することは可能である。
28	法曹コースの学生は法科大学院との共同開講科目（法科大学院未修1年次に開講される法律基本科目17科目）を受講し単位を修得する。学則上そのほかの単位の認定はできないこととなっている。

Q24 連携する法曹コースの学生が貴法科大学院の科目を履修する上での配慮や工夫があれば記載してください。

番号	Q24 自由記述
1	連携する法曹コースを有する大学の学生が、本法科大学院の科目を履修することが時間割と移動時間の関係で困難なことが多いが、当該大学が夜間コースを有するため、昼間コースの学生も夜間コースの授業を履修できるようにしてもらい、本法科大学院の科目を昼間に履修できるようにしている。
4	学部法曹コース学生が法科大学院科目の先行履修を実施するにあたり、法科大学院教員が必要な履修指導を実施している。
6	対応する学部科目で優秀な成績を収めた場合に限り、法科大学院科目を履修できることとすることで、安易な履修によりミスマッチが生じることを防いでいる。
8	遠隔地にある大学の法曹コースの学生に対しては、オンライン方式の授業を提供する方針を採用している。
9	法学部履修規程第2条に定める基礎法学又は政治学の領域に属する科目6単位以上を一定の成績以上で修得したことをもって、選択科目Ⅰについて4単位を修得したものとみなすこととしている。
10	当該科目について学部において優秀な成績を取っていること、担当教員が了承することを要件とすることにより、授業について行けなくなる学生が生じないよう配慮している。
12	法曹コース学生が過度な負担なく学部卒業要件等を満たすことができるよう、時間割配置等につき法学部と連携して対応している。
13	連携法科大学院と法曹コースを置く法学部法学科昼間コースは、現状活動拠点が離れているが、テレビ会議システム等のICTの活用により、情報共有を図ることができている。なお、今後更なる連携強化を図るため、「法曹養成を核とした人文社会科学系の新たな拠点」として連携法科大学院のあるキャンパス（の整備を進めており、法曹コースを置く法学部法学科昼間コースを他のキャンパスから当該キャンパス（広島市）に移転する計画となっている（令和5年3月末完了予定））。
14	期末試験の日程が重複しないように、可能な範囲で事前に調整を行っている。
17	少人数であるため、可能な限りで、個別の工夫を行っている。
19	科目等履修を希望する連携協定校の学生がいる場合には、オンライン授業を実施する余地がある。
20	法曹コース生と法科大学院では学事日程に若干の差異がある（授業開始日が異なる等）ため、法曹コース生、法科大学院生の双方にとって差し障りなく学期末試験の日程を調整する、適切な成績評価方法を実施する等の配慮を行っている。
21	特になし。

22	法曹コースの学生を対象に先行履修に関するガイダンスを実施している。先行履修科目が法曹コースの科目と重ならないよう時間割作成段階で調整を行っている。
24	法曹コースの学生が正課の授業の履修計画と同時に検討できるよう、時間割等の公表時期を調整しています。また、定期試験の実施等、行事により学生に不都合が生じないように、連携する法曹コースを所管する部署と普段より情報共有を行っています。
26	特にない。
28	法学部2年・3年次生にとって法科大学院生と同一の条件で学習を進めることは容易ではない。そのため、法曹コース生の学習状況を常に把握し、必要に応じて補修を行っている。また、法学部との打合せの機会を随時設け、当該打合せの際に、法曹コース生一人一人の状況を報告し、情報を共有している。
30	法曹養成連携協定を結んだ同志社大学法学部との間では、一部の科目について早期履修を促すために、入試説明会などで科目等履修制度について説明をしている。
32	連携する法曹コースを設置する学部において、法科大学院への進学希望者の学修について、法科大学院科目の先取り（科目等履修）制度を活用するなどし、積極的に進学希望者の学部時の教育に関わっている。また、法科大学院学年暦を連携学部学年暦と整合させ、且つ各学期の履修登録期間を連携学部と異なる日程で設定することで、法曹コースの学生が法科大学院授業受講において学修計画を組み立てやすいよう配慮している。加えて、補講日設定の際など該当者の学部履修授業との重複を避けている。
33	授業履修の利便性を考慮して、オンライン受講を認めている。また、法曹コースの学生が本法科大学院の科目を履修するに際して、必ず本研究科の専任教員との面談を実施することにより、学部授業の履修・勉強の妨げにならないように配慮している。
34	本学の法学部生のうち卒業見込者であれば、「早期履修制度」を設けており、法曹コース学生にも適用され、科目等履修制度に比して、選考料が不要などの利点がある。

Q25 他大学の法曹コースと連携した取組があれば記載してください。

番号	Q25 自由記述
1	共同でファカルティ・ディベロップメントを実施しています。
2	連携協定締結先である新潟大法学部が法曹コース学生向けに開講しているオムニバス科目の一部を担当すべく、毎年本法科大学院から教員を派遣している。
4	連携協議会を定期的を開催するほか、法曹コース向け特別選抜に関する説明会を開催している。
11	学部授業の一部担当
13	現時点では無いが、法曹コース設置予定の他大学と協議を進めている。

14	4つの大学との間で法曹養成連携協定を締結している。
16	協定を締結した法学部に対しては入試説明会を実施している。
19	授業や説明会への教員派遣の要請に応じた教員派遣を実施している。
20	なし
21	特になし。
23	当法科大学院の教員が、法曹コースに設置された授業を担当している。
24	他大学の法曹コースと連携した取組はありません。
25	特に実施していない。
26	特にない。
27	その大学に特化した入試説明会の実施
29	特になし。
30	法曹養成連携協定を結んだ西南大学法学部との間で、入試・広報活動と併せて、一部の法律基礎科目について模擬授業を実施している。
32	特になし。

(8) 地域との連携

Q26 地元の弁護士会との連携した取組を行っている場合は、その取組内容を記載してください。

番号	Q26 自由記述
1	①弁護士会の法科大学院支援委員会と法科大学院教育に関する協議会を設け、また、弁護士会から実務家教員を多数派遣していただいている。②弁護士事務所等に一定期間出向き、現実の実務に携わる授業科目「エクスターンシップⅠ・Ⅱ」を開講しています。
2	法学研究科と地元弁護士会法曹養成制度等検討特別委員会との連携協議を年4回開催している。また法学研究科主催で毎年開催している法律家向け公開講座(4回シリーズ)を地元弁護士会と他の地元の弁護士連合会に共催していただいている。
4	地元弁護士会との共催により弁護士業務の紹介を目的とした座談会を開催している。
7	地元弁護士会に「法科大学院支援委員会」が置かれ、チューターの派遣、自習支援、各種講座の開設を行っている。
11	地元弁護士会とエクスターンシップについての協定を結び、多くの学生を受け入れていただいているほか、就職情報の提供をいただいている。
12	実務家教員の派遣 授業参観及び参加後の意見交換会 エクスターンシップの受け入れ 修了生向けの研修実施 法科大学院説明会の実施

13	<p>地元弁護士会に、本学の法科大学院運営支援委員会が設けられ、サマースクールなどの講師派遣や弁護士会からの授業参観を受けるなど、本学の教育方法の改善を重ねている。</p> <p>大学院人間社会科学研究所附属リーガル・サービス・センターでは、地元弁護士会の協力を得て、弁護士が市民からの無料法律相談を受けている。</p> <p>教育課程連携協議会の委員として地元弁護士会からも加わっていただいている。</p>
14	県内4法科大学院と地元県弁護士会との教育連携協定
15	<p>連絡協議会の定期的開催と協議結果に基づくオーダーメイドゼミ、答案練習会、司法試験問題検討会の実施、アカデミック・アドバイザー（講義を補助する若手弁護士）の派遣、担任チューターの派遣</p>
20	<p>都内の多数の法律事務所にエクスターンシップの受入をして頂き、授業科目として単位化している。 ・ 弁護士会との共催で、学生に法曹への興味・関心を持ってもらうための講演会の実施実績がある。</p>
21	特になし。
24	地元の弁護士会との連携した取組はありません。
25	特に実施していない。
26	地元の弁護士会との連携は行っていない。
27	日弁連との委託履修制度
28	<p>本法科大学院出身弁護士の紹介により、地元弁護士会との間で法学部生対象の弁護士による出前講座等が予定されている。</p>
29	特になし。
30	特になし。
32	<p>地元弁護士会と連携して正課科目である「国内エクスターンシップ」を設置し、複数の法律事務所の協力の下、本学学生を実務研修に配属している。</p>
33	<p>本学では授業において市民ボランティアの方による模擬依頼者を活用したシュミレーション教育を実施しているが、その模擬依頼者を弁護士会からの要請を受け、弁護士向け講習会にも派遣している。</p>
34	<p>地元弁護士会連合法科大学院の運営協力に関する連絡協議会の主催にかかる「九弁連サマーセミナー」・「出前講座」・「司法試験模擬試験」などの実に有益なイベント等に、積極的に本法科大学院生を送り出している。更には、そうしたイベント等の企画運営担当者や講師等に、本法科大学院教員や本法科大学院修了生の弁護士が積極的に就任している。</p>

Q27 地方自治体と連携した取組を行っている場合は、その取組内容を記載してください。

番号	Q27 自由記述
4	地方自治体と関係のある教員を中心に、地方自治体との連携の在り方について検討を進めている。
7	地元の地方自治体がインターンシップを受け入れている。
12	弁護士研修センター(OATC)の行政法実務研究会等に自治体職員が参加することや、条例等の制定に際しての助言などシンクタンク機能を発揮する取り組みをしている
13	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授業科目「臨床法務」においては、地元自治体担当者に客員教員として参加していただき、自治体で遭遇する法律問題について当該客員教員から問題提起を受けた上で、教員を交えて学生間において討議を行うことを通じて、複眼的な思考を要請するとともに、広く社会への関心と興味を引き起こし、ひいては就業意欲を増進することを目標としている。 ・ 教育課程連携協議会の委員として地元自治体からも加わっていただいている。
14	エクスターンシップの受入れ
15	性の多様性に関する那覇市・浦添市との連携協定の締結とこれに基づく助言等の実施
20	足立区にエクスターンシップの受入をして頂いている。なお、本件は授業科目として単位化しているものである。
21	特になし。
22	ローヤリングクリニックにおける法律相談について、地元自治体の広報誌への掲載を行っている。
24	地方自治体と連携した取組はありません。
25	特に実施していない。
26	地方自治体との連携は行っていない。
27	なし
28	法科大学院の地域貢献事業として、ブラジル人居住者が多い愛知県豊田市保見地区において、豊田市役所および豊田市社会福祉協議会との連携により、行政サービス紹介を含む法支援サービスの提供を2021年度および2022年度に各1回行った。
29	特になし。
30	特になし。
32	大学における法学の教育及び研究の成果を地域市民の方々に還元するとともに、法科大学院生の実習にも役立てる目的で、「リーガルクリニック（無料法律相談）」を実施している。周辺自治体の役所窓口や公共施設での案内チラシの配布・掲示等を通じて市民の方々対象に広報を行っている。また、司法過疎問題解消に貢献する法曹の養成プログラムとして、各社会福祉協議会と連携して「遠隔地法律相談」を実施している。

33	近隣の地方自治体と連携協定を締結し、自治体職員の聴講生としての受け入れると共に、講師として派遣いただくなどの相互交流を行っている。
34	本法科大学院教育課程連携協議会の構成員に「市役所総務企画局行政部法制課」所属の方を招き、地方自治体が本法科大学院に求める具体的な内容の生の声を継続的に頂いている。

Q28 企業と連携した取組を行っている場合は、その取組内容を記載してください。

番号	Q28 自由記述
1	企業法務担当者との交流会を、毎年実施しています。本企画は、企業の法務部門ではどのような業務をしているのか、大学や法科大学院での学びが企業でどう活かせるのかなどについて、企業の法務担当者と直接お話していただくことで、学生に企業法務で働くイメージを持ってもらい、将来の選択肢の一つとして認識していただくことを目的としています。
4	地元企業などからの法科大学院生のインターシップの受入れの要請などがあり、今後の課題として検討している。
7	企業が単位付与のないインターンシップを受けれている。
12	地元経済同友会と連携して法務担当者養成基礎研修を実施している。
13	これまで、企業法務セミナーを開催していただいたり、インターンシップ受入れをしていただいたりしてきた。 授業科目「臨床法務」においては、県内の企業担当者に客員教員として参加していただき、企業で遭遇する法律問題について当該客員教員から問題提起を受けた上で、教員を交えて学生間において討議を行うことを通じて、複眼的な思考を要請するとともに、広く社会への関心と興味を引き起こし、ひいては就業意欲を増進することを目標としている。 教育課程連携協議会の委員として企業からも加わっていただいている。
14	企業法務関係者等に対する継続教育（リカレント教育）を提供している。
15	教育課程連携協議会の定期的開催、講義へのゲストスピーカーの派遣と派遣先企業によるエクスターンシップの受入れ、修了生への経済的支援（出勤を要しない形での嘱託社員としての採用）
19	就職説明会への企業の参加を要請している。
20	日本経済団体連合会等、複数の企業にエクスターンシップの受入をして頂き、授業科目として単位化している。・毎年、経営法友会および国際企業法務協会との共催で、企業法務担当者と法科大学院生（他大学生も参加可）との交流イベントを開催している。
21	特になし。

24	企業と連携した取組はありません。
25	特に実施していない。
26	企業との連携は行っていない。
27	エクスターンシップ、企業・法律事務所合同就職説明会(本研究科主催)、HPでの企業求人紹介等
28	上場会社の従業員教育として、法科大学院教員が年4回程度海外駐在員に必要な外国法知識を教授する目的で出前講義を行っている。
29	特になし。
30	特になし。
32	アドバイザーボード委員を委嘱し、大所高所から教育課程に係る意見を頂戴している。
33	企業の法務部門や採用担当者を招いて、在学生対象の企業交流会を毎年実施し、企業法務で働く魅力や求める人材像について情報を共有する機会を設けている。
34	本法科大学院修了者向けに地元の企業の説明会実施に取り組んでいるほか、本法科大学院修了生に対し採用ニーズを有する企業の情報を積極的に収集し、当該情報を掲示板に掲出するなど広範な発信を行い進路指導担当教員による個別相談が受けられる体制を整えている。

■ 法科大学院修了生対象アンケート

属性等

性別

単一回答		n	%
	全体	(748)	
1	男性	517	69.1
2	女性	184	24.6
3	その他・答えたくない	40	5.3
	無回答	7	0.9

年代

単一回答		n	%
	全体	(748)	
1	20代	171	22.9
2	30代	320	42.8
3	40代	195	26.1
4	50代	39	5.2
5	60代以上	12	1.6
	無回答	11	1.5

未修・既修

単一回答		n	%
	全体	(748)	
1	未修	332	44.4
2	既修	408	54.5
	無回答	8	1.1

法科大学院入学前の社会人経験の有無

単一回答		n	%
	全体	(748)	
1	有	227	30.3
2	無	513	68.6
	無回答	8	1.1

在学時の職務

単一回答		n	%
	全体	(227)	
1	働きながら法科大学院に在籍（法科大学院入学から修了まで勤務継続）	36	15.9
2	退職・休職等学業に専念する形で在籍（在学中の退職・休職を含む）	186	81.9
3	その他	4	1.8
	無回答	1	0.4

法曹資格

単一回答		n	%
	全体	(748)	
1	有	439	58.7
2	無	302	40.4
	無回答	7	0.9

司法試験の受験回数

単一回答		n	%
	全体	(748)	
1	1回	368	49.2
2	2回	176	23.5
3	3回	97	13.0
4	4回	36	4.8
5	5回	48	6.4
	無回答	23	3.1

現在の勤務地

単一回答		n	%
	全体	(748)	
1	国内	697	93.2
2	海外	12	1.6
	無回答	39	5.2

現在の勤務先

単一回答		n	%
	全体	(748)	
1	法律事務所	321	42.9
2	裁判所	20	2.7
3	検察庁	17	2.3
4	中央省庁	23	3.1
5	地方公共団体	23	3.1
6	民間企業（法務部門）	72	9.6
7	民間企業（法務部門以外）	49	6.6
8	非営利機関	11	1.5
9	司法修習中	67	9.0
10	未就業	70	9.4
11	その他	52	7.0
	無回答	23	3.1

奨学金や入学金・学費免除等の経済的負担軽減のための制度利用

単一回答		n	%
	全体	(748)	
1	利用した	492	65.8
2	利用していない	245	32.8
	無回答	11	1.5

法科大学院を目指した時期

単一回答		n	%
	全体	(748)	
1	高校時代	89	11.9
2	大学1年次	67	9.0
3	大学2年次	51	6.8
4	大学3年次	144	19.3
5	大学4年次	142	19.0
6	その他	246	32.9
	無回答	9	1.2

修了した法科大学院を知ったきっかけ

単一回答		n	%
	全体	(748)	
1	学部教員	107	14.3
2	パンフレット	87	11.6
3	HP	262	35.0
4	親、友達、知り合い	140	18.7
5	本・雑誌	24	3.2
6	その他	116	15.5
	無回答	12	1.6

法科大学院の修了年（年度）

	記述	n	%
	全体	(748)	
1	2005 年度修了	0	0%
2	2006 年度修了	26	3.5%
3	2007 年度修了	41	5.5%
4	2008 年度修了	24	3.2%
5	2009 年度修了	38	5.1%
6	2010 年度修了	40	5.3%
7	2011 年度修了	28	3.7%
8	2012 年度修了	34	4.5%
9	2013 年度修了	38	5.1%
10	2014 年度修了	24	3.2%
11	2015 年度修了	20	2.7%
12	2016 年度修了	35	4.7%
13	2017 年度修了	38	5.1%
14	2018 年度修了	31	4.1%
15	2019 年度修了	26	3.5%
16	2020 年度修了	61	8.2%
17	2021 年度修了	99	13.2%
	不明・無効回答	145	19.4%

※不明・無効回答：2005 年度～2021 年度以外の年度の回答等

集計結果

(1) 法科大学院教育の満足度・魅力

Q1 修了した法科大学院の満足度について、当てはまるもの選択してください。

単一回答		n	%
	全体	(748)	
1	非常に満足	235	31.4
2	満足	320	42.8
3	どちらとも言えない	99	13.2
4	不満	39	5.2
5	非常に不満	51	6.8
	無回答	4	0.5

Q2 満足度について、その理由を記載してください。

<「非常に満足」、「満足」回答者の自由記述> (抜粋)

- ・ 教員(教授)から、法律の基礎的な考えを習うことは、実際に訴状等を書くとき等に非常に参考となる。実務家の先生から習ったことも、非常に大掴みであるが、大まかな流れ等ややり方を覚えるという意味で非常に参考になった(司法修習では実務家の先生から習ったことが非常に役に立った。)
- ・ 基礎知識が不十分な自分でも多角的な面で実力を底上げしてもらえたこと。また授業外の運営面(自習室の管理やオフィスアワー、学生からの要望)を細やかにケアしてくれたこと。
- ・ 学業と仕事との両立について可能な限りの配慮をしてくださったため。司法試験突破に向けて有用な指導をいただけたため。司法試験とは直接関係ないものの、興味深い科目が多かったため。
- ・ 講義は、事前に学生が入念に予習をしていることを前提に、問答式で学生の理解度を測りながら行われており、高い学習効果を実感した。また、学習環境も、極めて蔵書が充実した図書館や、静謐で集中して学習できる自習室、そして、何よりも、授業に熱心に取り組み、濃密に議論をすることができる優秀な学友と、申し分なかった。
- ・ 法科大学院では、十分なクオリティの教育が受けられたし、大学からの費用補助付きで海外経験も積ませてもらったし、授業外でも先生方は大変良く面倒を見てくださったし、良い雰囲気勉強できる仲間にも恵まれたので、特に不満はない。大変充実して過ごせた。
- ・ 学習面では、少人数の学生に対して、教員一人ひとりが丁寧に教えてくださり、分からないところは個人の努力に委ねるところもある一方で、最終的には理解できるようサポートしてくださった。また、地元を離れ生活している学生だけでなく、自宅から通う学生に対しても、教員及び支援室の方々が生活の上で困ったことはないか等気にかけてくださっていた。勉強の不安以外は特になく過ごせたと思う。
- ・ 学部の際には表面上しか理解できていなかった箇所を深く学ぶことができたり、授業中に指名され発言を求められることによって、自分が正確に知識を習得しているか確認することもできたため。
- ・ 授業やゼミのカリキュラムが司法試験に対応したものとなっており、ロースクールでの勉強に真剣に取り組むことで司法試験に合格できたと感じる。また、仲間にも恵まれ、日々刺激を受けたり情報交換を行ったりしながら勉強できた点も良かった。

- ・ 個別具体的な事案に係る法解釈・当てはめを理解できた。専門書は抽象的な解説に終始するものが多く、現実の複雑な事案への法的対応能力が培われにくいので、個別具体的な事案をソクラテスメソッド形式で法的に考察する法科大学院の講義はとても役に立った。但し、学費が高い上、ストレートで卒業できない場合も多く、さらに、卒業＝実務家資格取得というわけでもないので、リスクが相当に大きく、経済的にゆとりのある人間しか就学できないと感じた。
- ・ 先生方がいかなる質問にも丁寧に答えてくださった。レジュメが司法試験対策としてそのまま使えるものばかりだった。法科大学院の講義や指導のみで司法試験に合格することができた。

<「どちらとも言えない」回答者の自由記述> (抜粋)

- ・ 学問的に興味のある授業が多かったものの、司法試験に直結する授業とは感じなかったため。
- ・ 教員間で学生に対する教えるレベルが、相当な違いがあり科目によっては、講義内容を理解することが困難な場合がある。
- ・ 課題が多すぎる また、合格者へのサポートは手厚いが、不合格者で受験を一切しないと選択した者への就職支援等が全くない。
- ・ 授業料などが免除となったり、奨学金免除などを受けることができたりなど、結果論として利点はあったが、講義がそこまで司法試験合格に役には立たなかった。
- ・ 学習環境としてはとても素晴らしかったと思いますが、カリキュラム全体が未修者を意識したものとはとてもいえなかったと思うため。

<「不満」、「非常に不満」回答者の自由記述> (抜粋)

- ・ 未習者用授業が全く初学者を対象としていない。
- ・ 在学時、卒業後のサポート不足。
- ・ 受験に直結しない。無駄に単位取得が厳しかったり、締め付けがあつて、有効性の低いカリキュラムに付き合わされたりした。
- ・ ロースクールの教育内容と司法試験で求められる力とが対応していない。ただでさえ高い学費を払いながら、別途司法試験対策にもお金をかけないといけなくなっている現状が、「金持ちしか法曹になれない」状況を生み出していると思う。卒業して司法試験に受かったときには身の回りにはお金持ちしかいなくなっていて、多様性なんてあったものじゃないと強く思った。
- ・ レポート等の作成の機会が多すぎるため、起案時間の確保やその回数が少なく、司法試験に向けた日々を送れない。

Q3 修了した法科大学院の魅力として当てはまるものを選択してください。（複数回答）

複数回答		n	%
	全体	(748)	
1	教育内容・カリキュラム	378	50.5
2	教授等の教員体制	468	62.6
3	施設・設備	435	58.2
4	教育支援	185	24.7
5	奨学金等の経済的支援	225	30.1
6	キャリアサポート	33	4.4
7	卒業後の就職支援	34	4.5
8	人的ネットワークの構築	279	37.3
9	その他	25	3.3
10	特にない	47	6.3
	無回答	5	0.7

Q4 上記質問で選択した法科大学院の魅力について、具体的にどういった点を魅力に感じたか記載してください。

<教育内容・カリキュラムに関する自由記述>（抜粋）

- ・ 学習進度に応じた丁寧な指導があり、知識の定着から応用まで幅広い学習カリキュラムが組まれていた。
- ・ 少人数制を敷いているおかげで、分からないことがあれば、とことん教授に質問できるところ。
- ・ 基幹科目についてはレベルが高く、しんどいながらも実力が付いたと思う。また、実務家教員の先生方から様々な話を聞くことができ、将来やりたいことについて考えることができた。
- ・ 討論を中心とした考えさせる教育が行われており、法曹としての大切な資質を涵養することができる。
- ・ エクスターンや実務系科目が充実しており、学生の段階から実務の一端に触れることができた。
- ・ 初期の年度は基礎固めの科目、後期の年度は実務家教員によるより実践的、実務的な内容へと自然と必修科目の重点がシフトしていくようにカリキュラムが組まれていて、勉強に役立った。
- ・ 法律相談のカリキュラムがあり、そこで弁護士の方と相談者とのやり取りを直接見ることもできたのは、参考になった。
- ・ 司法試験の科目を基礎から体系的に学修できるカリキュラムが組まれており、学年に応じて達成すべき到達点を示してもらえたので自己学習もやりやすかった。
- ・ 司法試験に必須の分野だけではなく、学生の興味関心に応じてある程度自由にカリキュラムを組み勉強することができた。
- ・ 授業の幅が広く、基本的な法律科目だけでなく外国法や法整備支援といった授業を受けることもできた。海外エクスターンシップが充実しており、他の国の生徒と交流しながら各国の法について議論する機会があった点も後の人生構築に多大な影響を及ぼしたと感じる。

<その他の内容（教育内容・カリキュラム以外）に関する自由記述>（抜粋）

- ・ 科目の内容や勉強の仕方について、研究者、実務家問わず多くの先生方が質疑応答や相談に時間を割いてくださり、大変ありがたかった。
- ・ 質問やオフィスアワーの利用がし易かった。また、修了後の支援も非常に手厚く司法試験合格までの期間も大学院からのサポートを受けることができ心強かった。
- ・ 自習室や教員への連絡手段等学生が自発的に取り組む限り、勉強がしやすいように積極的に支援してくれる体制があった。
- ・ 特に、在籍していた法科大学院の所在地の弁護士会が、就職については特に面倒を見てくれる印象を持っている。
- ・ 研究室があり、そこにクラスの友達と集まって色々な話をしたりできました。研究室があるおかげでクラスの友達との仲を深めることができたと感じています。
- ・ 学業と仕事との両立について可能な限りの配慮をしてくださった。生徒間の友好関係を深めるためのイベントの企画等も多かった。
- ・ 奨学金制度が非常に充実しており、成績によって支給の許否が決定されるため、成績を上げるモチベーションになっていた。
- ・ 24時間体制で使える自習室の存在はとても嬉しいといった点。また大学から修了生向けの支援や様々なことに関するメールがあったりと手厚い点。奨学金が無ければ卒業まで出来なかったこともあり奨学金がある点はとても魅力的だと思います。
- ・ 24時間使用可能な自習室と資料室があり、自分のペースで学習することが可能な環境が整っていた。また、OBとの交流の機会が度々設けられており、卒業年度にかかわらず人的ネットワークを構築しやすい環境になっていたと思う。
- ・ 図書館や読書室など文献を多く参照できる点がとても良かった。

（２）法科大学院を選ぶ際に重視した点

Q5 法科大学院を検討する際に重視した点として、当てはまるものを選択してください。

複数回答		n	%
	全体	(748)	
1	教育内容・カリキュラム	301	40.2
2	教授等の教員体制	309	41.3
3	施設・設備	274	36.6
4	教育支援	107	14.3
5	奨学金等の経済的支援	188	25.1
6	キャリアサポート	22	2.9
7	卒業後の就職支援	26	3.5
8	人的ネットワークの構築	97	13.0
9	司法試験合格率	353	47.2
10	出身大学の大学院	202	27.0
11	その他	126	16.8
12	特にない	25	3.3
	無回答	7	0.9

Q6 上記質問で選択した法科大学院を検討する上で重視した点について、具体的にどのような点を重視したか記載してください。

<自由記述> (抜粋)

- ・ 実務に触れるカリキュラムの有無及びその種類（触れられる法分野やカリキュラム提供時期等）。
- ・ 実務家となるために専門的なことを学ぶ場であるので、どういった内容をどのように教えていただけるのかという観点から教育内容・カリキュラム及び教員体制については重視しました。また、経済的に裕福とはいえなかったので、奨学金制度等が充実しているか、学習設備等が充実しているかについても重視しました。
- ・ 司法試験科目以外に自分の興味のある科目を選択できるか、未修者のサポート体制が整っているかを重視しました。
- ・ 教育カリキュラムが司法試験の合格に繋がるものなのか、を重視していました。
- ・ 司法試験合格に向けてどのようなサポートがあるかという点 司法試験合格後に繋がるスキルを身に付けられるかという点
- ・ 法曹資格取得後に仕事をする地域の特色を、カリキュラムに取り入れているどうかという点。
- ・ 教員体制については、司法試験の問題作成に携わっている教授が多かったこともあり、司法試験に直結した知識を習得できると考えた。施設については、広々とした自習室や、昼食、談話が可能なラウンジがあったことに魅力を感じた。
- ・ 授業内容や学生同士のゼミ活動の活発さを重視しました。
- ・ 自習室や資料室といった設備面が充実していたことや、未修者コースの合格率が高かったことを重視した。
- ・ 自習室の使いやすさ。 学生一人ひとり専用の机が自習室に用意されていること。
- ・ 奨学金がとりやすく且つ合格率の高さを重視した。
- ・ 一番重視したのは、経済的なことです。何より司法試験に合格するまでの生活費等の出費を抑える必要がありました。次に、司法試験の合格者が多いということは、大学院での講義内容や学生間での学習環境が良いのではないかと考えたので、その点も重視しました。
- ・ 学費をカバーできる奨学金があること。終了後の就職に不安がないこと。
- ・ 同じようなレベルの学生達と切磋琢磨しながら司法試験の合格を目指すには、もっとも合格率を重視しました。
- ・ 所属していた法科大学院が自分にとっては地元であったため、そこの弁護士会が就職活動をフォローしてくれることを期待していた。合格率については、自分がいける範囲でなるべく高いところを、と考えていた。